

会 報

第 78 号

国立大学協会

昭和 52 年 11 月

200 カイリ時代の食糧増産と水産学部の
在りかたについて……………佐々木忠義 3

事業報告

●諸会議事要録 (52年7月～9月)……………6
理事会 (9.30)……………6
第1常置委員会 (7.25)……………16
同 (8.19)……………23
同 (9.21)……………30
第2常置委員会 (9.29)……………37
第3常置委員会 (7.26)……………49
同 (8.29)……………57
第3・第4常置委員会合同委員会 (7.26)……………42
同 (8.29)……………50
第5常置委員会 (7.19)……………58
第6常置委員会 (9.28)……………62
マレーシア国大学学長招待準備委員会 (8.8)……………69
教員養成制度特別委員会 (7.15)……………72
図書館特別委員会 (9.28)……………74
特別会計制度協議会 (8.8)……………80
就職問題懇談会 (9.29)……………85
●諸会合……………94

要望書

昭和53年度予算に関する要望について……………95
大学図書館の昭和53年度予算に関する要望書について
……………97

資 料

昭和52年3月末現在の就職決定状況調査.....102

そ の 他

学長等の異動.....103

寄贈図書.....103

★ 窓 ★ 動物分類学と計測値 西脇昌治 93
「合研教育」 横須賀蕉 101

200カイリ時代の食糧増産と水産学部の 在りかたについて

佐々木忠義

今や世界の人口は食糧を追い越しつつある、という学者の警告が出されて久しい。現在、世界の人口は40億人、21世紀はじめには70億人に達するだろうと予測されている。

人口が増加の一途をたどっているにもかかわらず、食糧の増産がそれに伴わないのが現状である。その上、世界の農産物の備蓄総量は恐るべき勢いで減少しつつある。近い将来、世界的規模で食糧危機が到来するだろうといわれている。各国が食糧資源の増産対策を強力に推進したり、その新たな源泉を海に求めているのはそのためである。

ところが最近、世界各国が200カイリ漁業専管水域を設定したため、わが国の年間漁獲量1,065万トンの内約450万トンに及ぶ遠洋漁業は壊滅的狀態に直面している。しかるに、わが国は昭和55年には1,300万トン、60年には1,352万トンの水産物が必要だと推定されている。

さらに、国連第三次海洋法会議においては、発展途上国などによる200カイリ排他的経済水域の主張などにより、本来自由であるべき海洋科学調査の実施並びに公開が、経済水域及び大陸棚にかかわるすべての科学調査が沿岸国の排他的管轄権に属し、沿岸国の同意なくしては行い得ないことになろうとしている。沿岸海域を含めて、自由な海洋科学調査、研究が行い得ないとすると、今後の海洋科学、水産科学の進歩発展を期するためには、わが国の200カイリ水域内を対象とする、従来と異なるパターンの調査、研究を急速に推進することが必要であり、

その成果を踏まえて水産資源の維持増大を計らねばならない。それとともに、水産食糧資源の完全利用のための研究・技術開発、食品（糧）の長期保蔵のための封蔵科学技術の発展並びに未利用資源の開発、利用等を急がなくてはならない。

これらの諸問題は、水産食糧資源に限定されるべきではなく、広く農畜産園芸食糧資源についても同様にその問題の解決に取組み、質的、量的成果を挙げるべきである。

かりに、わが国の食糧供給の上で、ほとんど輸入に依存している小麦、トウモロコシ、大豆等の穀物が輸入出来なくなり、さらに遠洋漁業が全面的に操業出来なくなったとすると、日本人の栄養水準は直ちに40%減少し、一日一人当たり1,500カロリーしか確保出来ないことになる。

したがって、我々は200カイリ時代に対応出来る食糧の増産対策を急ぎ、少なくとも日本人の基本食糧である農畜産物と魚介類等の自給率を万難を排して維持しなくてはならない。

については、各大学の農水産学部は協力して、200カイリ時代の食糧資源の抜本的解決を急ぐことが必要である。

水産食糧資源問題への対応としては、水産系大学は、次のような諸問題に取組み、その目的の達成を急ぐことが必要である。

1. 水産、海洋科学の基礎を十分に踏まえ、積極的に資源の維持増大を計る研究と共に、得られた資源はこれを完全に利用し、長期封蔵することを基本的理念とする、全国水産系大学の共同利用施設「水産食糧資源培養センター」を設立すること。
2. この施設には、第一線（現場）において資源の維持増大に関する作業に従事し、適切な指導的役割を果たし得る人材の育成が出来るような実習教育施

設（栽培漁業施設，加工工場等）を包含させる。

3. この施設は，北海道地区，関東地区，西日本地区等に設置し，それぞれ地域的特色のあるものとする。
4. 以上の諸施設は，基本的には既設の施設（練習船を含む）を可及的に共同且つ有効的に利用することを原則として設置する。因に，水産系大学の練習船の共同利用については，国立大学水産関係学部長協議会において2～3年にわたって検討を重ねた。その結果，同協議会は去る10月17日に「練習船を共同利用する」ことを決定した。

前記の，水産食料資源培養センター構想の内容は，凡そ次のとおりである。

1. 魚族育成部門（仔稚資源増強）
2. 魚族生態部門（魚族安定増産の基礎）
3. 生物海洋部門（沿岸帯魚介資源の増強）
4. 資源維持部門（水族生理，病理等）
5. 資源培養部門（植・動物，漁場造成等）
6. 食糧完全利用部門（化学，工学，薬・医学）
7. 食糧封蔵部門（化学，生物，工学等）
8. 資源探査・採取部門
9. 開放系沿岸・大陸棚資源開発部門

なお，同センターには，実習教育施設を包含させる。

（筆者 東京水産大学長）

事業報告

諸会議議事要録

理事会議事要録

日時 昭和52年9月30日(金) 10:00~13:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 向坊会長
岡本副会長
今村, 白淵, 前田, 畑, 岡本(舜), 香月,
北村, 石塚, 佐野, 若槻, 須田, 小坂,
山田, 芦田, 武谷, 池田, 蟹江各委員
広根(第3), 山岡(第4), 佐々木(第5)
各常置委員長
蓼沼監事

向坊会長主宰のもとに開会。

議事

I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

(1) 監事の交代について

先般一橋大学の学長が交代されたので、監事を蓼沼学長に引継いでいただくことになった。

(2) 特別会計制度協議会構成員について

第6常置委員長の交代により、太田東京学芸大学長に代り今村北海道大学長が委員になられたほか、会長指名の委員として蓼沼一橋大学長に委員を委嘱することにした。

(3) 大学入試センターの評議員について

去る6月開催の総会ならびに理事会において当協会役員の改選が行われた結果、大学入試センターとも協議し、大学入試センターの当協会関係評議員が次のとおり委嘱された。

【国立大学学長】

- | | |
|-------------|------------|
| 1) 国大協会長 | 向坊 隆(東大) |
| 2) 同副会長 | 岡本 道雄(京大) |
| 3) 同 " | 川上 正光(東工大) |
| 4) 同第1常置委員長 | 北村 四郎(新潟大) |
| 5) 同第2常置委員長 | 若槻 哲雄(大阪大) |
| 6) 同地区選出理事 | |
| (関東・甲信越) | 岡本 舜三(埼玉大) |
| (同) | 香月 秀雄(千葉大) |
| (北海道・東北) | 白淵 勇(弘前大) |
| (東海・北陸) | 佐野 幸吉(名工大) |
| (近畿) | 須田 勇(神戸大) |
| (中国・四国) | 芦田 譲治(愛媛大) |
| (九州) | 池田 数好(佐賀大) |

【学識経験者】

- | | |
|-------------|------------|
| 1) 国立大学長経験者 | 林 健太郎(育英会) |
| 同 | 飯島 宗一(広島大) |
| 2) 公立大学学長 | 高木健太郎(名市大) |
- (4) 要望書等の処理について

去る6月総会において決議された各要望書については、総会終了直後それぞれ関係方面に対し、会長、副会長、関係常置委員長が持参して要望懇談した。

また同じく6月総会の際、本年も関係方面に提出することを決議された「昭和53年度予算に関する要望書」と「大学図書館の昭和53年度予算に関する要望書」については、去る9月16日、会長、副会長ならびに第6常置委員長がそれぞれ関係方面に提出し、説明の上要望した。

それらの状況については、その都度取り敢えず何れも書面をもってご報告したとおりである。

(5) 第33回特別会計制度協議会について

文部省の要請にもとづいて去る8月8日、第33回特別会計制度協議会が開催され、昭和53年度予算の概算編成に関連して文部省側と意見の交換を行った。

(6) マレーシア国学長招待について

本年度の外国大学長の招待については、去る6月の総会の際、佐々木第5常置委員長から報告があり、その後マレーシア国からも正式の応諾の回答があったので、受入れのための準備委員会を発足し準備を整えていたが、最近になり先方の各大学の事情から来日が不可能になった旨の回答があったので、急遽文部省や現地の日本大使とも協議した結果、これを来年度に延期することになった。詳細については、後刻第5常置委員長からご報告をお願いする。

(7) 日教組大学部会との会見について

日教組大学部会からの申入れにより、去る8月22日、私と今村第6常置委員長が、畠山大学部長ほか4名と会見し総会時に提出されていた要望書をもとに、教職員の待遇改善、定員問題、大学予算ならびに入試改善等について意見の交換を行った。

(8) 国大協宛要望書について

5月13日開催の理事会以後に国大協に提出された要望書は資料7(省略)のとおりであり、各関係委員会に送付したのでご報告する。

以上をもって会務報告を終り、引続き協議に移った。

II 協 議

1. 各委員会委員長報告と協議

(1) 第1常置委員会

北村委員長より次のとおり報告があった。

第1常置委員会では6月の総会以後、大学院問題のうち主として連合大学院問題を中心に検討している。この秋には、大学院問題懇談会から「大学院問題について」の中間報告が出るということであったが、懇談会の方では正田前座長の死去後まだ一度も会合が開かれず進展していないので、報告は来年3月まで延びる見込みである。

連合大学院については、現在関東地区と中・四国地区でそれぞれ農学系と工学系の連合大学院の設置が推進されつつあるが、農学系連合大学院については、文部省はすでに創設準備費を予算に組んで大蔵省に提出している。それには教官1名、事務官2名の定員も含まれていて、文部省の姿勢も以前に比べて多少前向きにはなっている。ただ、文部省としては、関東とか中・四国とか別個にはなく、全国一本ということで考えているようである。当委員会としては、この連合大学院の問題について工学系も含めそのメリット、デメリットを検討することにしている。そして、そのあと総合大学院の問題を検討する予定である。

次に、連合大学院問題についての検討結果の主要点を述べると次のとおりである。連合大学院構想は法制的にはさして問題はないようだが、予算面からみても相当問題点がある。この連合大学院は、農学系の場合は個人単位の参加方式であり、工学系の場合は講座単位の参加方式であるという相違があり、教官当積算校費の要求の仕方は、農学系では研究者を単位に、工学系では講座(大講座制)を単位になされている(いずれも博士課程と修士課程との差額)。しかし、これではその予算は結局のとこ

ろ旧設大学の博士課程講座の殆どということになる。そのうえ、連合大学院には共同利用センター或いはセミナーハウス等が設けられ、これを中心に予算配分をするとすると、参加個別大学に廻ってくる予算はさらに少なくなり微々たる額になってしまう。これでは博士課程を設置することによって研究教育体制の整備充実を図るという本来の趣旨が達成されないので、この点を十分検討して文部省に要望するとともに、これの設置を推進している各設置準備委員会に対しても再検討方を要望することを考えている。

それから、農学系の場合は個人参加方式で、その教官の任期は8年ということになっているが、このような形だとその教官の所属大学に対して施設設備拡充の予算はつきにくいことになる。その点についてもさらに再検討の要があると思われる。

次に旅費の問題だが、今のところ文部省は学生に対する旅費は支給していない。しかし、連合大学院においては、教官・学生共に各所に移動するため膨大な旅費が必要であり、これがなければ連合大学院は成り立たない。これをどう解決するかは重大な問題である。

以上のように予算的な面において大きな問題点がある。連合大学院をつくるからには安上りのものでなく内容の充実したものにしなければならぬので、それらの点について各設置準備委員会でも再検討するよう要望するとともに、当委員会としては総合大学院の問題を含めて検討のうえ、大学院問題懇談会の報告が出る前に結論を出し要望書を提出したいと考えている。

なお、教員養成系の修士課程設置の問題については、文部省が新潟と兵庫の2箇所を設置を進めている教員大学院大学の設置に伴い同地区

の既設の教育学部にも修士課程を置くという考え方に傾いており、展望が開かれてきつつある状況である。

委員長より以上のような報告が述べられた後、次のような意見が交された。

- 農学系の連合大学院は全国一本にするとの話だが、北海道地区の大学は入っていない。文部省のいう全国一本化ということは今要求が出ている二つのものを合体するということか、あるいは全国統一的なものにするということか。
- 文部省は今要求が出ているものについて、これを一本化してはどうかということをしている。あちこちから要求が出てきたのでは困るので一本化してくれというのである。北海道地区の大学から参加の希望があれば検討したい。
- 連合大学院の学生は各参加大学に授業を受けに行くことになり、その場合の責任は当該大学がもつようになるが、事故が生じた場合の責任問題はデリケートである。規約違反の問題などをどこで処分するのかはまだ煮つまっていないようである。
- 授業を受ける学生は当該大学の学則に従うことになる。しかし、連合大学院の規則にも従うので二重戸籍になる。
- 東北地区の大学はどうなっているのか。全国一本化ということになるとそこに入ることになるのか。
- 残された問題の詰めは創設準備室が発足してから検討ということになる。創設準備室ができるかどうかは当面の問題である。
- 安上りのものを作ることはよくないというが、安上りにしないと仲々作れない。予算は

少ないが博士課程ができることには魅力がある。

- 予算面からみると、旧設大学の博士課程に比べて1/2～1/3になってしまう勘定になる。しかも、それを共同利用センターと分配するというのでは、個々の大学へ配分される額は随分低いものになる。そういうものを一度認めるとこれを引上げるのは仲々むずかしい。国大協としてはその点を十分考えなければならない。
- 一番困るのは旅費の問題で、文部省がどういう形で認めるかが問題である。
- 農学系の創設準備費が文部省から大蔵省へ送られているのだから、国大協として創設準備室をつくるように働きかけてほしい。
- 内容的にも、また運営面についてもよく検討してからでないとバックアップできない。一度作ると大きな変革は望めなくなる。それと、工学系と農学系とは形態が違うのでその点についての検討も必要である。また、連合大学院は独立大学院であり、それには専任教官が必要であるので、その点の検討もしなければならない。

以上のような意見交換が行われたのち、北村委員長より次のように述べられた。

第1常置委員会としては、連合大学院については農学系と工学系との相違点を踏まえながら討議を重ね、さらに引続いて、総合大学院の問題、旧設大学の博士課程の問題等を取り上げていきたい。そして、来々、大学院問題懇談会が方針を出すまでにこれらを十分に検討して文部省、大蔵省に要望するようにしたい。

(2) 第2常置委員会

若槻委員長より次のような報告があった。

昨日(9月29日)、大学入試センターから加藤所長ならびに田保橋管理・事業部長の出席を得て第2常置委員会を開催し、主として54年度から実施される共通入試の諸問題について検討した。

初めに、大学入試センター所長から申入れのあった「共通第一次学力試験実施の際の国立大学と公立大学の責任分担について(依頼)」をもとに、これに対する国大協としての意見を検討した。

その内容は、「共通第一次入試は、もよりの国・公立大学がセットになって、国立大学長を委員長とする共通第一次学力試験実施委員会の総括のもとに実施されるが、その場合、これに参画する公立大学が設定する試験場において試験妨害等の不測の事態が発生したとき、試験の全国一斉実施に支障を来たさないよう実施委員会委員長と協議のうえ、当該公立大学長の責任において、これを処理することではどうか」というものである。なお、その後の公立大学との話し合いでは、いわゆる不測の事態のほかにも種々問題があるので試験実施に関してその権限を一括して公立大学長に移管してはどうか、ということになった、とのことである。これについて協議した結果、実際に、緊急の場合に際しては、実施委員会を招集して協議することもできないし、また形式的には国立大学が主管し公立大学が協力するという形だが、精神としては共同して実施するのであるから、公立大学の独立性からいっても、その申入れは妥当であろうということで、これについては入試センターと公立大学が相談し直接やって貰うという方向で処置することを了解した。

次に受験人数の割当について、入試センターでは受験人数の割当を当該共通第一次学力試験実施委員会で考えてほしいということであるが、これについては、病院勤務者等試験監督者として配置できない教官数の調査或いはオーバーフローの調整などについては実施委員会で協力するとして、センターの方で全体を見渡して割当の立案をしてもらう方がスムーズに行くのではないかとと思われるので、そのように要請した。以上2件について理事会で了承が得られれば、そのように処置することとしたい。(了承)

そのほか身障者の取扱いのことが話題となった。身障者の受験に関しては、身障者が9月に願書を提出するまでに、各志望大学・学部等における修学上の可否について、予め当該大学の確認を得ておくこととされているが、これに対する大学側の意思表示を得ることがその期日までに間に合わないことがある。そのような場合には、「協議中」という表現として願書に記入し提出させることで処理したいということである。なお、その後において大学側が否の態度を決めた際は、志望校変更も止むを得ないこととする。この身障者の受験については、従来も、事前に協議はしているが、結論が出ないまま時間切れといったケースが多かった。これに対しては、受験者には出来るだけ当該大学への折衝を早めにしてもらうよう、また大学側も成るべく早くから方針を検討しておき身障者から協議を受けたなら出来るかぎり前向きに回答をしていただくようお願いしたいということである。なお、身障者の受験を拒否される場合、「受入れの設備がない」という理由で断わるということは、文部省でそのための予算を計上する用意があるといっている以上説得力は弱いということである。

次は入試センターが開催した共通第一次入試に関する説明会の際に高校関係者側から出された意見であるが、共通第一次入試の実施時期について、高校側からは12月では早すぎて高校の教育計画上支障があるので延期してほしいという強い要望が出されている。また9月に願書提出だと、その時期から受験体制に入るようになり困る事態になるということである。この共通一次の実施時期を12月下旬としたのは第二次試験を従来の一期校の試験期日に合せ、それから逆算して定めたものであり、電算機の処理能力も検討したうえの結論である。それで、これを1月上旬に延ばす程度なら現行体制を崩すことなくセンター内部の調整で処置できるし、また3月22日最終合格発表というのを3月末ということにすれば一次入試は1月中旬まで繰り下げられる。しかし、1月から2月にかけては豪雪地帯の受験に支障を来すことになり、また私学の入試との兼合いなどもあって、大幅な移動はむずかしい。この解決策として、大学にかぎって学年開始を9月に延期するというのも一案であるが、これも高校卒後のブランクの問題、私学との関係、就職の問題、或いは会計年度との関連もあってすぐに実施できることではない。少なくとも54年度に関するかぎりは現行案でいかにざるを得ないと思われるが、実施時期の問題については、学年年度の繰り下げを含め委員会でも研究を始めた。その他説明会で出された意見としては、いわゆる「足切り」の問題、第二次学力試験の科目数、難問出題、それと一次と二次のウェートの公表等のことが主として提起されたとのことである。

なお、加藤所長から、センターと国大協との関係について、まだはっきりしたルールが確立していないが、どのような接触の仕方がよいだ

ろうかとの質問があり、これについては、入試改善のフォーマルな問題については第2常置委員会に照会していただくが、会長の判断で人事などを含め機動的に処置すべき問題等は連絡協議会に諮って貰えばよいということで了解したが、これでよろしいかどうかお諮りしたい。
(了承)

(3) 第3常置委員会

広根委員長より次のように報告があった。

学寮問題については、第4常置と合同で検討を続けているが、前総会以後の状況についてご報告する。この学寮問題検討のため昨年7月に各大学に対し「学寮に関するアンケート」（意見調査と実態調査）を行い、これをもとに第3・第4合同委員会ならびに学寮問題小委員会で討議を重ねてきた。これについては、6月の総会に中間報告の形で口頭によって概略をご報告した。その後小委員会で作成した報告案について合同委員会を二度開催し、その内容を検討するとともにこれの取扱い方について協議した。その結果、この報告案の第1部の「アンケート調査の結果」の部分と、第2部の「今後の学寮のあり方」についての見解の部分とは、これを分離して、まずアンケート調査の部分だけをまとめて秋の総会に報告してはどうかということになった。しかし、このアンケート調査の結果を一般に公表することは種々問題があり、その取扱いは慎重を要するので、このことについては総会に諮って決定したいと考えている。なお、第2部の学寮のあり方についての構想の部分については、既設寮の問題は複雑であるので、もっぱら新寮を建設する場合のことに焦点を絞ってその構想をまとめたが、これについてはまだ結論に至っていないので合同会議でさらに検討

することになっている。

次は学生の就職問題に関することであるが、これについては昨今マスコミで就職難に関する報道が盛んに行われている。それで文部省の学生課でもその対応について大学側と協議するため、昨日（9月29日）就職問題懇談会が開かれた。この会議に臨むため各大学の就職に関する状況を把握しておく必要があるため、各大学に対し急速「学生の就職の見通し」についての実情調査をお願いした。その報告を見たかぎりでは、新聞紙上等でいわれているような悲観的な状況は見られず、前年並ないしは少し上向きかげんのである。また、会議の席上での公・私立大学、短大、高専等からの報告もほぼ同様であった。

次に就職問題懇談会での今一つの議題として就職事務開始時期の問題があった。これについては、今年は10月1日求人活動開始、11月1日選考開始となっているが、来年度以降はこれをどうするかということである。これについて国大協としては、10月—11月の線も或る程度定着しつつあるが、できればもう少し早めて貰った方がよいとの意見を述べた。他の大学団体の意見は、半数は現行の線を支持、残りの半数は求人・選考とも1カ月早めてほしいという意見であったが、この就職事務開始時期の協定は最終的には中央雇用対策協議会で決定されることになる。それから、もう1件は就職関係諸書類の様式統一の問題である。これは就職関係の諸書類（求人票、身上調査書等）の記載事項の中から、本人の資質、能力に関係のない差別に関する事項を削除して公正な就職が行われるようにするという趣旨から提起された問題である。そして、取り敢えずは求人票の定型化を図ろうということであるが、各大学団体ともその趣旨には

賛意を表している。ただ、その内容については今後検討という段階である。

(4) 第4常置委員会

山岡委員長から次のように報告があった。

学寮問題については昭和46年当時に一度取組んだことがあるが、その後の社会情勢や学内情勢の変化もあって、再度この問題の検討を要望する声があり、第3常置と第4常置の合同で検討が始められた。そうして足かけ3年にわたって何度も合同委員会と小委員会をもって検討してきたが、学寮問題については、一つの見方から結論づけることは困難ではないかというのが私の実感である。すでに小委員会の報告案ができており、アンケートを実施した関係もあるので、報告書をつくらなければならないが、第2部の学寮の理想像に関する部分の内容については、第3常置委員長がいわれるとおり種々論議があり、まだ結着がついていない。また、第1部のアンケートの結果についてもその内容に微妙な点があり、その取扱いについては、理事会、総会に諮って決めなければならない。なお、目下建設が進んでいる新々寮(9寮)はその管理運営が比較的うまくいっているようである。国立大学の更新を必要とする寮は90寮もあり、文部省もその予算措置を講ずるということであるので、この新しい形の寮の建設に期待したい。

次は第4常置としての問題であるが、前総会で奨学制度の拡充についての要望書が採択されたので、文部省関係官、日本育英会会長に面談し要望した。その感触では奨学金の見通しはよいようである。その他の3つの要望書についてもその効果は期待できそうである。

次に、正課中における学生の災害事故の傷害

保険制度の問題であるが、これについては実施後4年間のデータが出そろったところで改善すべき点があれば、この事業を主管している学徒援護会の方に申入れをしたいと考えている。

以上の報告に関し、奨学金の返還をしている途中で免除職についた場合の返還免除措置の問題が提起され、これについては第4常置で検討することになった。

(5) 第5常置委員会

佐々木委員長から次のように報告があった。

会長から報告のあったように、マレーシアの学長団の来日を取り止めになった。その経過について大凡のところを申し上げますと、第5常置では、49年度より学長の国際交流を開始し、昨年は東南アジアからタイ国学長を招待したが、本年度も引続き東南アジアとの交流を図るということでマレーシアにある5つの国立大学の学長全員を迎えることになった。それで、外務省を通して連絡をとった結果、都合で参加できない2人を除き3人の学長を招待することになった。そのため、会長を委員長とする「マレーシア国大学学長招待準備委員会」を設置し、その受入れの具体案を検討しスケジュールを作成した。ところが、その後3人の学長の中2人が事情があって来日できない、ということになった。そこでこのような状況のもとでも実施するかどうかを検討し、たまたま帰国中のマレーシア駐在の原大使と文部省関係者の間で協議した結果、今秋の招待は取り敢えず中止ということになったが、残された問題は二つある。その一つは、1人だけでも訪日したいという意向があった場合にどうするかということである。この場合には文部省が接待し国大協は無関係ということにした。もう一つの問題は、一度招待する

ことを決めたのであるから、今年がだめなら来年、5月頃に招待するというのではどうかということである。これの予算上の処置については文部省で配慮してもらえることになっている。ところで、53年度には別な招待計画が立てられるので、来年は外国の学長を2度お迎えすることになる。なお、今回のマレーシア学長の招待については、昨年、東南アジアの国からということでタイ国の学長を迎え、これを1回かぎりで止めるのはどうか、ということから本年マレーシアに決ったわけであるが、来年5月に招待することは先方の事情によっては他の国に変更されるかもしれない。そのようなことで来年は2回招待することが予想されるが、これの具体的なことについては改めて第5常置委員会で検討し決定することとしたい。

(6) 第6常置委員会

今村委員長より次のように報告があった。

去る9月16日、会長、副会長に同道して「昭和53年度予算に関する要望書」をもって大蔵省、文部省、行政管理庁ならびに人事院に赴いた。大蔵省では事務次官に会い、特に重点事項として、「入試実施体制の整備」と、「基準的教育研究費の充実」の中とりわけ経常経費の増額を申入れた。なお、本年度予算のうち当校費等基準的経費の節約除外については特別の考慮を要請した。行政管理庁においては定員問題と併せて定員削減について話をしたが、これについて行管側は「48年度以降の新設校が総定員法の枠外に出たことである程度解決済み」という程度の不満足な答えであったので、これに対し種々要望した。人事院には私と吉田第6常置専門委員、丁子事務局長の3人で加藤人事官に会い関係事項の要望を行ったが、専門官制度には

関心をしめしていた。

次に総会以後検討された事項についてご報告すると、定員問題については、52年度より第4次定削が始まっているが、この第4次定削の初年度は第3次定削の3年目に当り、大学としてはその分として0.6%の削減を予定していたので、それに上乘せしないよう要望した。そのため第4次の初年度に0.2%の積み残しが出たが、この分については53年度以降の問題として、この間に定員問題に対する抜本策を講じて解決を図るという文部省と国大協との間の了解となっていたようにきいている。ただ、これはデリケートな問題でもあり、具体的にどうするかは今後の問題である。前回の総会で、定員問題についての要望のことが提起されたが、次の総会でこれについての意思表示を特に行うかどうか、今の段階では今回の予算に関する要望書に指摘してある範囲以上のことはいえないのではないかと思われる。

本年5月の国立学校設置法の改正によって48年以降新設の大学が総定員法の枠外に出ることになり、これによって国立大学の定員要求は枠内のものと枠外のものの二つになる。その結果がどうなるか、そのメリット、デメリットがはっきりすることになる。そのほか定員問題に関連した問題としては、大学における事務の簡素化——特に会計事務の簡素化の問題がある。しかし、これについては経理事務の専門家でない実情が分らないので、経理部長の代表者の説明をきいて検討したいと考えている。それと今一つ国立学校の定員問題について重要なことは、大学の教育研究機関としての特殊性の立証ということである。以上の3点に重点を絞って定員問題の検討を進めたい。

なお、前総会に配付した「第4次定員削減と

国立大学の「実態」の資料は、さしさわりのある部分を若干修正して各大学に送りたいと思うので、本日了承が得られればこれを送付し、これに関する意見や資料を貰い今後の検討に役立てたいと考えている。

次に助手の問題については、待遇改善の検討資料として実態調査——全国大学を対象とした「助手の任用に関する調査（機関調査）」と、第6常置委員会所属委員の大学を対象とした「助手の職務の実態に関する調査（個人調査）」——を行った。機関調査については、このほど集計を終り、目下個人調査の集計をすすめているところである。既に集計を終った機関調査の結果をみると、「助手制度の運用」については過半数（486機関中294）が「問題なく運用されている」と答えている。また、これの改善の可否の間に対してはやはり過半数（263）がその必要性を認めており、また、「問題なく運用されている」と答えている中にも、その約半（294機関中100）が改善策を“検討中”ないしは“検討する必要あり”という答えであった。個人調査の方は4,000以上の回答があり目下集計中であるが、来る10月22日の小委員会で結果報告が行われることになっている。それらの資料を基に今後問題点を整理し、助手の待遇改善の方途を究明していきたい。

次に専門官制度の問題を提起したのは次のような事情である。今回当協会から提出した53年度予算に関する要望書に「専門的教育研究補助職員の処遇の改善について」の要望があるが、この専門的教育研究補助職員の中で高度の仕事に従事している者の処遇が問題である。これについては文部省でも図書館職員、技術系職員等のうち高度な職務内容に携わりながら、その待遇が実情にそぐわない職員に対しては専門官制

度を適用して行政職3等級まで昇れるようにしたいということで、各大学にその該当者の照会をしているということである。ただこれは、それに適した職員がいるかということだけの照会である。しかし、大学としてはそういう人達の処遇改善がなぜ必要かという点から検討しなければならない。このような高度の技術者は自然系の学部や研究所には欠かせない要員であり、それらの人達をそれ相応に待遇するにはラインの事務機構ではむずかしい。過日人事院に要望に行った時にも、加藤人事官は人事院でもこの問題に積極的に協力したいので国大協でも検討してほしいということであった。ただ、この問題は単に待遇上だけの問題でなく制度上の問題にも関わりがあり、従って第1常置委員会にも関連があるので、北村委員長と協議して、第1常置と合同で小委員会をつくって検討を進めていきたいと考えている。

次に授業料の問題であるが、大蔵省に予算の要望をもって行った時の感触からもこの問題が出てきそうな気配があるので、それに備えて50年の時と同様学費問題の小委員会を作って検討を始めたい。小委員会の構成メンバーは在京或いは東京近辺の委員数名にお願いするつもりである。

このほか当委員会が50年夏から調査研究を進めていた大学財政の問題については、その主査役の大石委員が海外渡航したため作業が予定より遅れたが、現在その原稿がすべて飯島（前）委員長の手許に入っている段階で、近いうちに報告書がまとまることになる。

最後に、週休二日制問題については、前期の週休二日制の試行について各大学から資料の提供を受けそのとりまとめを行ったが、後期の試行についても同様各大学からその結果報告をい

ただいて、給与問題小委員会において前期・後期分を合わせて検討して、この週休二日制が簡単に受入れられるものかどうかについての意見をとりまとめることにしたい。

以上の報告に関し、北村第1常置委員長より、専門的教育研究補助職員の処遇改善については、以前加藤（前）委員長の時代に検討したが、大学院問題が出てきたため中断の状態となったという事情があるので、今後第6常置と連携して検討を進めたい、との意見が述べられた。

ついで、53年予算に関する要望書の中の「関連教育病院の臨床実習に要する諸経費の充実」の要求に関連して、医学部学生の実習に対し関連教育病院の協力が必ずしも十分でない実情があるので検討を要する、旨の発言があり、これについては医学教育に関する特別委員会において検討することになった。

(7) 図書館特別委員会

今村委員長より次のとおり報告があった。

図書館特別委員会では、昨年に引続き今年も「大学図書館の昭和53年度予算に関する要望書について」を関係機関に持参し要望した。その内容は昨年と比べて大きな変化はないが、図書館協議会が文部省に出している要望を考慮して作案したものである。昨年提出の要望の中では外国雑誌の購入等で若干の前進をみている。本委員会にも関係のある図書館職員の待遇については、専門官制度について第1常置委員会と第6常置委員会の間で小委員会が作られることになっている。

なお、一昨日の委員会では、文部省より情報図書館課長と専門員に出席願ひ、53年度予算の

要望書に沿って、図書に関する大学間の交流ならびに協力、学内における図書の体系的整備等の意見交換を行った。

最後に、委員の選任について、福井大学の清水学長の後任として静岡大学の丸山学長を委員に推薦したいのでご承認を得たい。（承認）

(8) 教員養成制度特別委員会

須田委員長より次のとおり報告があった。

当委員会としては第3次の調査研究報告として当初、教育系大学・学部における設置基準の問題を検討しようと始めたが、何度か委員会を開催し討議を重ねている中、設置基準そのものよりも、その根底にある教育系大学・学部のあり方を考察し、教育学部の将来像を求めるべきだということになり、専門委員を中心に「大学における教員養成(案)」をまとめた。これについては、去る8月12日に各大学に送付し、10月半ばまでに意見を求めており、それを基に10月28日の委員会でとりまとめを行い、理事会の承認を得たうえ総会に報告する予定である。

2. その他

(1) 特別委員会委員の交代について

会長より、学長の交代による特別委員会委員の選任についてお諮りすると述べられ、以下の委員の選任が承認された。

(委員会名)	(前任者)	(新任者)
医学教育	勝木 保次 (東京医歯大)	吉田 久 (東京医歯大)
図書館	清水 英夫 (福井大)	丸山 健 (静岡大)
教員養成	井上 友治 (愛知教育大)	橋爪 貞雄 (愛知教育大)
教養課程	高橋 陸男 (大阪教育大)	林 保 (京都教育大)

(2) 第81回総会日程について

事務局長より、総会の日程は理事会の承認を得て進めることになっているので本日お諮りするのと述べたのち、別紙「第61回総会日程について」(略)に基づき説明があり、異議なく承認された。

(3) 第62回総会日時・場所等について

事務局長より、これについては会場予約等の都合上、本日も承認を得たいのでお諮りしたいと前置きし、資料11の「第62回総会日時・場所等について」に基づき、次のように説明があり、異議なく承認された。

日時 昭和53年6月20日(火) 総会第1日

21日(水) // 第2日

23日(金) 事務連絡会議

なお、6月22日(木)に、文部省招集の学長会議が開催される予定である。

(4) 次回理事会について

会長より、次回の理事会の開催について、総会前日の11月15日10時より行いたいと提案され、了承された。

第1 常置委員会議事要録

日時 昭和52年7月25日(月) 13:30~16:30

場所 学士会分館6号室

出席者 北村委員長

竹内、山田(伴)、金勝、館、脇坂、山田

(敏)、須田、小坂、平木、武谷、井上、

蟹江各委員

下沢、福与、遠藤、高田各専門委員

(説明者)

川村 亮教授(東京農工大)

船田 周教授(愛媛大)

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、大学院問題懇談会の答申が遅れているが、文部省は連合大学院や総合大学院の設置についてどのような対応をしているのか最近の情報をききたい、と述べられ、これについて情報交換が行われた。

ついで委員長より次のとおり述べられた。

本日は東京農工大の川村教授、愛媛大の船田教授にご出席願ひ、目下進行中の関東地区農林水産系連合大学院および西日本地区農林水産系連合大学院の構想について説明を伺ひ、連合大学院の設置促進上緊要な管理・運営上の問題の究明を行うことにしたい。

議 事

1. 大学院問題について

まず、川村教授より関東地区農林水産系連合大学院の構想の要点につき、別紙資料をもとに次のとおり説明があった。

この連合大学院は国立の農林水産系13学部を基礎とする後期3年のみの博士課程とする。その教官組織は参加大学の教官のうちから系列教授会の行う資格審査に合格し、登録された教官で組織する。登録によって学問の分野と系列ができる。なお、登録は任期制であって期間は8年で更新することにする。その登録というのはいわば人材銀行のリストを作るということであって、これが連合大学院の本体をなすものである。そうしてその登録には研究指導教官と授業担当教官の二種類がある。

次に、学生はその登録をみて指導を受けたい教官のところに行って研究指導を受けるということになる。これは、従来の大学院のように、その大学に肉付けをして大学院にするというような形とは異なり、連合組織からなる独立の大

学院である。これは農学に関するかぎりローカルカラーを取り除くことのできない特性から、このような地域組織ないし全国組織の構想がでてくることになる。

この連合大学院について、文部省はこれまで総論的な部分について検討していた。しかし、その総論部分についても、従来の大学院についての既成概念が強く、従って、連合大学院の主体が容易に理解されなかった。

この連合大学院は、農学系については、いわば学会的なものと学術会議的なものとそれに大学院という三つの機能的なものを一つのものに組織化したようなもので、このような組織ができればそれに各大学が兼任で参加するであろうと考えた。そのような基礎的なところが文部省には最初理解されなかったが、最近ようやく理解されるようになった。そうして、農学系連合大学院を全国一本の組織にするという思想があるならば検討に値するという色彩が強くてできた。それはなぜかと言えば、農学にはローカルカラーを払拭できない性質がある。最近では保温・防湿等、研究のための基礎的条件の整備はできるようになったが、そのことは理工学系の分野に属することであって、農学本来の領域ではない。農学＝一次産業はその土地の風土に合った研究ということは欠くことができない。すべての農学部が参加するかどうかは別として、全国が一つの大学であるという考え方は必然的に反映してくることになる。従って、関東或いは中・四国で提出した独自の要求は、これを一本のものにして考えようとする色彩が強くてでてくることになる。しかし、組織は全国一本が理想的ではあるが、実際の運営は全国一本は無理であるから、学会の各支部のような組織を設け、そこには共同利用の施設を置くことになろう、

ということである。

次に、具体的な管理機構についての考え方がなるが、これについては配付資料にも現わしてあるように、それ程の困難な問題はないのではないかと思っている。

以上の説明に関し、次の質疑が交された。

- 連合大学院の管理機構に関連して、法律改正の必要はないのであろうか。
- 連合大学院の設置に関連する法令改正の問題が考えられるのは次の三点である。

第一は、学校教育法である。ところが、この法律は昨年の改正により一般的に独立大学院の道が開かれたので、まず改正の必要はないであろうと考えられる。

第二は、現在の大学院は学長・副学長・教授・助教授又は講師によって構成されるが、連合大学院には院長・副院长・系列長等の新しい名称が用いられているので、その点について法令上の整合性が必要になろう。

第三は、国立大学設置法である。これは、連合大学院の形式が従来の大学院の形式とは異なるので、新たな連合大学院の一章を設けることになろう。

- 各地区にサブ・ディビジョンを置くとの構想であるが、それは研究面のサブ・ディビジョンであるのか、それとも地区系統のそれであろうか。
- これは全国一体の学会組織の中の支部と同じような性格のものを考えている。つまり、各地区にサブ・ディビジョンを置いて、そこが実際面の中心になって、そこからいわば代議員がでて、センターの運営に参加するという形である。しかし、この構想は、まだ整然とまとまったものではない。また、具体的に

はそれ程大きな組織ではないが、ある程度の職員配置もすることになる。

次に、入学定員は100~200人程度で、予算は連合大学院は独立大学院であるので独自の予算が設定されなければならないが、兼任者が多いから修士までの予算は参加大学に残すとして、差額の博士課程の分を連合大学院の予算にするということになる。

- 西日本では関東と別の構想が考えられていたが、現在は同じ内容のものになったと理解してよいのであろうか。
- 農学系の連合大学院は全国レベルの考えからスタートした。しかし、実際の検討は、同じ発想のもとに手っ取り早くブロック別にはじまった。ただ、中・四国地区は特殊な事情があった。それは、早くから工学系連合大学院の構想がでていたことである。そうして、まず、中・四国地区連合大学院を設け、その中に工学系と農学系を置くという過程があった。しかし、農学系については、その特殊性から関東との相互乗入れ、あるいはドッキングができるものにする方がより効果的であるという考えになり、それが、現在は中・四国、九州を含めた西日本という構想ですんでいる。
- 研究指導教官と授業担当教官の合計数と参加大学の教授数の違いはどの程度であろうか。それによって、教官当積算校費は違ってくる。そうして、大学には博士講座の研究費が混在することになるが、ある教授が定年退官すればその講座は研究指導教官の系列から外れることになるということであろうか。
- 教授の数の差は大学によって異なる。そうして、定年3年前の教授と学部長は研究指導教官にはなれないことになっている。次に、

その教官が定年退官になれば研究系列から外れ、研究費も付かなくなるので、当然研究指導教官としての資格はなくなることになる。授業担当教官の方は裏付けの問題とともに別の考えがあるが、研究指導教官の方の研究費はその教官に付いているのであるから、その教官の退官した後の講座は修士講座ということになる。しかし、その後継者は、その大学自ら養成すべきであるという厳しい姿勢が要請されている。

- この研究費には研究助成的な性格があるが、研究室の建坪の方は増えないのであろうか。もし、そうだとすれば、遅かれ早かれいずれは問題になることであるから、要求としてだしておくべきではなからうか。
- そのことについては、参加大学は必要に応じて研究室の拡充を図るべきであるという意見はでている。連合大学院としては学生100人、参加大学11大学ということで、どの大学にどれだけの学生が集まるのか予測できない。従って、この問題は、それ程大きなファクターにはならないと考えている。もう一つは、農学の特殊性として、ある年限研究してみた後に、一つの論文ができて農学研究者の道に興味を覚えるという場合がかなりある。このような特異性を救うメリットがこの連合大学院にはある。
- 例えば、ある講座に学生が来た場合に、その講座の助教授以下のスタッフは、研究指導に関係ないというシステムになるのであろうか。
- 各講座の積算基礎の範囲でチームワークにより研究指導をすることになる。この場合に、教授・助教授の区別なく指導教官になれるのであるが、すべての講座に登録せよとい

- っているのではない。登録は各講座の自主性に任されている。次に、助手にも優れた研究者がいるので、教授・助教授と差別なく指導教官になれるが、ただ、助手については幾つかの問題があって、その詰めが残されている。
- 研究費の配分は、従来の大学院であれば教授を積算の基礎にして配分しているが、連合大学院の場合は何を基準に配分されるのだろうか。
 - 連合大学院の研究費は、100人の学生が積算の基礎になるから、学生数を基準に配分することになる。
 - 学生当積算校費よりも教官当積算校費が重要である。各教官に対し研究費を付けるべきである。
 - 教官には研究費が付く。学生当積算校費の各大学への配分は学生数により一定でない。
 - 問題は現在の修士課程大学院の施設設備が貧弱なことである。これを整備充実する必要があるが、連合大学院の設置によって各大学の施設設備はどの程度充実されるのか。また、連合大学院の発足に伴って方々のセンターあるいは参加大学に特殊施設や研究室ができることになろうが、教授が任期制であるために、その任期終了後の施設・研究室等の処置が問題になる。これが十分に継続的に利用されるような配慮をしておくべきである。
 - その配慮はたしかに必要であるが、流動的なルールにしておけばある程度のことは自ら決まってくると思う。とにかく、現段階では何名の学生が集まるのか、それによってどの程度の用意をすればよいのか全く見当がつかない状況にある。
 - セミナーハウスは参加大学ごとに設けられるのか、それともブロック単位に置くのか。

- センターは参加大学ごとに設けるのが容易でない場合には、各ブロックに共同で設ける。
- 関東地区と西日本地区を一本にするような話があったが、今後両地区が一緒になって詰めを行うのか。
- 概算要求は、初めに関東と西日本で話し合いをしてだしたわけではない。ところが、文部省の検討の過程で全国一本の色彩が強くなった。われわれとしては、いずれかが実現すれば、他方はそれにドッキングするという思考に立っている。
- 概算要求に関することであるが、この構想では教官400人、学生100人であるので、そのうち100人の教官だけが博士課程の扱いになる。ところが、学生がどこの研究室に入るのがわからないので不安定な感がある。したがって、例えば、連合大学院の適正規模は登録する指導教官400名とするということで、教授の方からの概算要求をするというわけにはいかないのであろうか。それができれば参加大学は割当てられる年次計画の軌道に乗って安定した進行ができるし、更に大きな規模の連合大学の可能性もでてくる。いま提起されている計画であれば、学生定員100人、教授100人という枠がはめられ、所期の目的が達成されないのではないかという危惧がある。
- 学生の管理責任はどこにあるのか。
- この学生は、いわば委託研究生と同じ扱いになる。従って、それぞれの大学の学則に従うことになるが、具体的なルールについては検討中である。
- 論文博士の場合の予算はどのようになるか。
- 農学にはその特殊性からして論文博士は重

視しなければならない。その予算はそれぞれの場合に応じて予算要求をする。

- 学生の研究のプロジェクトはどのように決めていくことになるのか。
- 学生の研究単位は学生が希望をだすことになっている。
- それによってスペシャリストを目指して集まってくるが、そこには、いわゆるソーシャルニーズの問題がある。企業によっては、従来の博士課程を終えた者はその企業の研究に適合しえない、として敬遠するところが出てきた。連合大学院の構想の中では、そのような社会的要請に合った考慮が払われているのであろうか。
- この構想がイコール、ソーシャルニーズに応えることになるかどうかは別としても、従来の大学院は、一つの研究室で多数の学生が同類の研究をしている。従って、これがオーバードクターになるのは当然である。この構想では一つの研究室には1名の学生がいるだけである。しかも、学生は少なくとも関連する10単位以上を、他の大学で採らなければならないので、裾野の広いバラエティに富んだドクターが養成されることになる。
- 学生の選考にはどのような手続がとられるのであろうか。
- 学生の選考は、まず、学生の方で指導教授の登録名簿によって自分の専攻する分野の教授を選ぶ。次に、修士論文を中心にして指導教授と面接し、採用あるいは他の教授の面接に廻すなどのことが考えられている。
- セミナーハウスのカリキュラムはどのような過程で決められるのであろうか。
- セミナーハウスを十分に活用することは連合大学院の特色であって、そのカリキュラム

は、まず学生から聴講希望をとり、それを基にしてテーマ、教官、場所が決まる仕組みになっている。

- セミナーハウスには学生の移動のための旅費が必要になるが、これは現行法では支出が困難ではなかろうか。
- 旅費のことについて、これまで文部省で話題になったことはない。とにかく全国組織にすべきではないかということだけが話題になっている。
- この連合大学院の思想からすればローカルカラーを生かすということである。それならば、それぞれの大学にセンターを設けなければその効果は薄いのではなかろうか。
- 将来の問題としては、そのことは考えられる。しかし、現段階でそれを前面にだすことは実現を遠ざけることになる。
- その問題は、結局は各大学の整備の問題になる。連合大学院はセンターを置いて、そこで研究するということがはっきりでている。ところで、実際問題としては旧帝大といわれる新制大学の修士課程との施設設備の格差が余りにも大きい。それを解消することが切実な問題である。したがって、連合大学院構想はその問題も是正する姿勢をとってもらいたいものである。
- その問題は、いずれは解決しなければならない重要な問題だと考えている。しかし、連合大学院はそれぞれの大学の上に置くのではなく、それとは別個の独立の大学院である、という基本姿勢がある。したがって、そのようなスタイルの兼任の独立大学院が設置されれば、われわれはそれに参加するという考えである。
- 文部省は、大学の整備充実ということにつ

いては、なるべく経済的合理性の側面から物事を処理しようとする考えである。その裏には学位審査権だけを付与すればよいという考えも伺われるので、その点には十分留意して要求すべきである。

- 連合大学院のスタイルとしては二つの形がある。工学系の方は、まず先に、共同利用研を設けること。それができた段階で、それに参加してドクターコースを設置するというスタイルをとっている。農学系の方は、それとは反対に、まず連合大学院を設けること。次に、各大学・各地区におけるローカルな色彩の度合に応じて、共同利用研を整備していくというスタイルで要求している。
- 教官研究費のことであるが、参加大学は従来は修士講座で予算が付いていた。それが連合大学院になれば登録教官に対しては博士講座の予算になる。その場合、その差額は登録教官所属の学部配当されるのか、あるいは中央に留め置かれるのか。また専攻する学生がいるいないにかかわりはないということであろうか。
- 予算を付ける前提として講義・ゼミが開かれることが条件になる。従って、学生がいらない、講義もゼミもない教官に予算を付けるのは無理である、ということである。
- そうであれば大学としての主体性がないということになる。実際には系列教授会が開かれ、絶えず大学院の管理・運営は行われるわけである。ただ、学生を持つ持たないの違いによって、教官研究費が有る無しにはならないのではなからうか。
- 系列教授会が開かれるのは年間数回である。その場合の旅費や手当は別立て計上しなければならぬが、それが不特定多数のため

にいまの段階ではできない。

- 現在の博士講座には、その教官がその年度の演習・講義を担当しなくても、それを受け入れる態勢で絶えず研究を継続している、ということで積算され研究費は付いている。それと同様の意味からすれば、登録された教官については同様の主張ができるのではなからうか。
- 連合大学院には一定の教官定数がない。登録教官は任期制であって常に流動的であるので、積算の基礎が決まらない。連合大学院の積算基礎はむしろ学生定数によることになる。
- 教官研究費と学生経費は欠くことのできない経常経費である。それなのに教官研究費の積算がその年その年の学生につくというのはおかしい。連合大学院においては、計算的には学生数100を基礎として、教官100人の3年間としてマキシマム300人という数を決めることは可能である。従って、教官300人の研究は常に安定した状態で継続できるように確保すべきである。
- 定員のない大学院はない。教官当積算校費が、学生がいないと一文も来ないというのはおかしい。
- 任期制ということで定員を決めることができるのではないか。博士課程に研究費がないのはおかしい。
- 人が決まっていないのでどういう名目にするかが問題である。人数を切れば問題はない。
- 登録された教官に修士と博士の積算校費の差額が配賦されるようにすべきである。
- 連合大学院の構想は、アカデミックな思想から発想した。しかし、この優れた構想を、

行政の面にかに具体化していくかはむずかしい問題である。予算のことを前面にだして強く追及すれば、アカデミー的思想は薄れることになる。また、助手問題にしても、たしかに優れた研究者がいることは事実である。しかし、それらの助手が連合大学院では、指導教授ということになれば、講座単位のグループ研究は旨くいかなくなることもありうるので、人事面の問題も含めて、要求のバランスのとり方に十分配慮されなければならないであろう。

- これまでの意見を踏まえてみて、国大協として、連合大学院問題に関しいかなる形の要望にまとめるかということになるが、その要点としては、第一に、農学系連合大学院は西日本と関東の二つの組織にするか、全国一本の組織にするかということ。第二は、各大学の整備充実ということに重点をおき、連合大学院の設置に関連して各大学に共同利用施設等を整備することを図る。第三は、予算的な問題として教官当積算校費の配分のことと、教官と学生の旅費のことがある。これについては特別の配慮を要求すべきである、ということになろう。これらのことを柱にして要望をまとめるべきかどうかということである。
- 農学系の連合大学院は一つにするか、二つにするかということであるが、それは農学系の方で検討中なので国大協としてコメントをつけるのは不適當であると思う。この第1常置は、大学院のあり方を検討し勉強しているのであって、それにはいろいろな形の組織が考えられる。それで、そのそれぞれの特長や問題点を検討し可能性を整理して全大学に報告するというのが、これまでの第1常置のす

すめ方であった。その観点からすれば、連合大学院は一つにするか二つにするかという問題は適當ではないであろう。つまり、国大協は斯うすべきであるというような圧力をかけるようなことはすべきでないと思う。

- 前回からの継続審議としてみれば、連合大学院にはメリットとデメリットがあるので、メリットのところは伸ばし、デメリットの面はこの委員会で勉強して是正するということがであった。従って、その勉強の成果について合意が得られるならば理想に近い形で実現に向けての要望をする、ということになるのではなからうか。
- この問題についてのまとめをする前に、もう少し連合大学院に関する基礎的な問題について、たとえば科学アカデミー方式の問題などを掘り下げて検討すべきではなからうか。
- アカデミーは、修士課程のそれと、博士課程のアカデミーの形ができるのでは、かなりの差がある。この点についての検討も残されている。連合大学院の問題を各大学の整備を急ぐ方向で考えるべきだということは大方の切実な要求でもある。

以上をもって意見交換を終り、委員長より今後の作業のすすめ方につき、次の提言があり、これを了承した。

連合大学院については、いま直ちに結論をまとめて要望をだすというのではない。まだ、この後に工学系の問題、さらに総合大学院の問題の検討にも入らなければならない。本日の議論の要点は次回までに一応まとめてみる。しかし、それは決議という性格のものではない。いずれは合意に到達するであろうから、その際の参考資料とするにすぎない。

今回は8月19日(金) 13:30~16:00

説明者 東京農工大学 大野泰雄教授
岡山大学 高橋克明教授

第1 常置委員会議事要録

日時 昭和52年8月19日(金) 13:30~17:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 北村委員長

竹内, 前田, 山田(伴), 金勝, 館(代:立木), 橋爪, 脇坂, 山田(敏), 須田, 小坂, 井上, 蟹江各委員
下沢, 白田, 福与, 遠藤, 高田各専門委員

(説明者)

大野泰雄教授(東京農工大学)

高橋克明教授(岡山大学)

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より, 次のような挨拶があった。

前回(7月25日)に引続いて, 本日は工学系連合大学院について, 大野教授(東京農工大), 高橋教授(岡山大学)の説明を伺い, その上で意見の交換をしたい。

議事

1. 大学院問題について

(1) 関東国立大学工学系連合大学院の構想について

先ず, 大野教授より関東国立大学工学系連合大学院の構想の要点について, 同大学院設置準備委員会作成の別紙資料をもとに次のような説明があった。

I 連合大学院の概要

連合大学院は, 関東地区に所在する国立8大学の工学系学部の相互協力により設置する後期3年の博士課程であって, この連合大学院に7系列21専攻の教育課程と共同利用研究

センター(附属情報図書館, 共同研修センター並びに共同利用センターを含む)を置き, 所定の審査を経た研究指導教官複数を含む155博士講座により学生の教育と研究指導を行い, 所要の単位を修得した上で学位論文審査及び最終試験に合格した者に工学博士の学位を授与することになっている。なお連合大学院の教育は, 参加大学の相互協力により行うことから, 学生は連合大学院の学則の外に参加大学の学則等の遵守を義務づけられ, 参加大学の施設設備, 図書等の利用ができるようになっている。

II 管理運営組織

連合大学院には, 院長, 副院長, 系列長, 専攻主任, 共同利用研究センター長, 教官並びに参加大学とは独立した事務組織等が置かれ, それぞれ院務を所掌する。

連合大学院の管理運営のため, 協議会, 教授会, 系列会議, 専攻会議, 参与会等の会議を置き, 円滑に院務の遂行を計る。

研究・教育・人事・予算の基本単位としての大講座について, その概念, 編成形式, 運営等を次のように考えている。まず大講座の概念であるが, 学部単位で参加する各大学の修士講座または附属研究施設の研究部門が教育研究上より有効で弾力的に機能し得るよう相互に複合し, 修士2講座以上のスケールをもつ大講座を作る。さらに, 目標10講座程度で専攻を, 数専攻で系を, 数系で連合大学院を編成するが, それらのいずれの段階でも「連合」の効果を挙げうるよう有機的に編成し, 運用する方式をこの連合大学院の大講座制と呼ぶことにしている。

次に大講座の編成形式としては, ①同一学部, 同一学科内複数講座が合併する場合, か

ら④参加大学にわたる学科の講座内容が合併または連繫する場合、までの4つの編成形式を考えている。

大講座の運営としては、①事務管理上の責任者としてのみの講座主任を置き、研究指導上の責任とは機能上分離する。②個々の学生は、主として担当する研究指導教官の監督の下にあるが、アドバイザーの立場になりうる複数の指導教官をたえずその周囲に控えつつ研究が進められる。③連合大学院と参加大学は別組織であり、その接点において、ルーズ・カップリングをなし、意識的に一種の潤滑層を設定する。従って、いわゆる講座連合と呼ばれるようなタイト・カップリングを組む場合に比し、素直で容易な成長が期待され、ひいては大学間の教官、学生の交流も容易となる。④学生定員は1大講座1名を考える。

III 学生の入学から修了までの諸手続

ここでは、①入学資格、②学生の募集、③入学後の教育、研究等、④学位論文の提出及び最終試験等、⑤学位の認定と授与、等の事項について規定している。

IV 教官選考の諸手続並びに役割

これについては「教官資格審査の手続一覧」として図示したが、現在この問題について種々検討がなされている。

V 参加大学の教官が連合大学院に参加する手続とその役割

これについては応募、調査の筋道を図で示した。また研究指導教官とその他の教官のそれぞれの役割を項目として示した。

(2) 中国・四国工科連合大学院の構想について

関東国立大学工学系連合大学院構想について概ね以上のような説明があり、ついで高橋教授

より中国・四国工科連合大学院の構想について、同大学院設置専門委員会作成の別紙資料をもとに次のとおり説明があった。

I 経緯について

社会での工学博士の役割というものから考えて、豊かな独創的研究開発能力と幅広い研究指導能力を有し、かつ高度の専門性を要する職業に対応できる人材の養成を狙いとした博士課程を設けたいという強い要望から、昭和46年頃から連合大学院構想として芽を出し、それ以来、年間数回検討を続けてきた。最初は総合大学院の中の工学系大学院という構想であったが、農学系は性質が違う点があるので独立し、今日のような中・四国の工学系連合大学院という構想のものとなった。

II 連合大学院の概要

連合大学院の特徴は、できるだけ広い視点から問題を把握する能力をつけるという点にあるので、関係大学の修士課程の援助をもってこれをカバーすることになっている。その組織の中でいかにこの目的を実現するかということが肝心であって、そこに大講座制が生れた。農学系連合大学院の構想と違う点は、工学系の場合は原則として講座単位で参加することであり、その幾つかを斜合して講座連合を形成する。これが工学系連合大学院の特徴である。

この講座連合の特徴としては、一つの講座連合を形成する場合、複数大学にまたがることを原則としていることである。修士課程の5～6講座が集まり、地域的な関係も考えて講座連合を形成する。

前述のように工学系連合大学院では講座単位の参加であるが、これは修士講座学部の運営に支障を来さないように配慮したものであ

る。しかし、講座単位といっても個々の教官の資格審査はする。その審査によって研究指導資格を判定し、㊦を有する者は基幹講座を担当し、㊦でない者は協力講座を担当する。このようにして講座の全員が参加する。

講座連合の性格は以上のとおりであるが、この講座連合には二種類ある。専門を同じくするものによってつくるものを同種講座連合系とし、いわゆる学際的なものを扱うものは総合領域講座連合系とする。これは長期に亘る学際・総合的なもので現在は3講座連合であるが、今後はさらに増える。この講座連合を束ねるものとして系列がある。大学院には専攻を設けなければならないが、現在はこの系列を専攻というように考えている。現状は数講座程度で専攻を構成しているが、できるだけ広い観点で研究するという考えに立っている。

以上で一般的説明を終り、次に管理運営面のことについて説明する。これの組織を図示してあるが、職員組織としては、連合大学院学長を筆頭に、その下に系列長、講座連合主任、講座連合教官が置かれる。管理運営組織としては連合大学院構成大学学長会議、連合大学院評議会、研究科長会議、系列長会議等々があり、講座連合会議がその基礎となっている。このそれぞれの機関についての役割、職務内容については別表に詳しい。また、管理運営機関の権限（職務分担関係）についても別表に示してあるが、これはその後検討の結果、若干訂正が行われた。

その他、連合大学院での教育研究、学位授与、入学、学生の問題等については、関東地区の工学系連合大学院の場合と余り変わらないので詳しい説明は省略するが、講座連合によ

る教育及び研究についてその概略を述べると次のとおりである。講座連合においては、各年度の受入れ学生数とその指導教授を決定し、研究課題とともにこれを公表し、学生を募集する。従って、学生の選考も講座連合を中心として行われる。このように連合大学院の講座連合に所属する博士課程後期の学生は、主としてその指導教授の所属する大学において研究に従事し、日常的には研究討論やコロキウム等を通じて指導教授の密な指導を受けるが、それとともに、必要に応じ当該大学内の他講座連合あるいは他系列の教授の指導助言を受けることが可能である。またそれと同時に、①合同セミナー、②研究の中間発表とそれに対する合同討論、③共通講義等の授業及び行事よりなる講座連合内の合同研修会に参加することが義務づけられることになる。これらは、連合大学院本部に設置されるセミナールームに当該講座連合所属の全教官、全学生が集まって行われるが、そのために、本部には所要の設備を備えた宿泊施設を設けることが必要である。この共同研修会開催時期及び時間配分は講座連合毎に行われるが、期間及び回数は概略次のとおりである。

1回の期間は3泊4日、1回の時間数は32時間、年間回数は3～4回、年間時間数は96～128時間となっている。

概ね以上のような説明が行われたのち、次のような質疑応答が交された。

- 関東も中・四国の方も調査費は出ているのであろうか。
- 関東の方は、2年間農学系と合同で、調査費が付いている。53年度については全貌を示す意味もあって、概算要求を提出したのであ

るが、やはり調査費程度のものになるのではないだろうか、これについては中・四国についても同じである。

- 関東の方も、中・四国の方も殆どの講座が参加するというので、参加する教官が㊦でない場合は協力というかたちで参加することになるのであろうか。
- 関東の方は大講座制による連合というかたちであり、中・四国の方は講座連合である。関東の方の構想は㊦以上の教官数人で大講座をつくり、その他の教官は教育面で協力するというかたちをとるので協力講座というようなものはない。

つまり、農林水産系連合大学院の個人参加の形と中・四国の工学系連合大学院の講座参加の形との中間的存在のようなあり方で、若干違う点はあるとしても具体的に詰めていけば、それほど違うわけではない。

- 中・四国地区では、研究指導の審査は、先ず教授に対して行われる。講座については、基幹講座、協力講座という表現を使っている。その内容については、教授が㊦であればその講座は基幹講座である。また、助教授・講師等も授業担当に適しているかどうか審査を受けるわけで、例えば助教授が㊦であっても、その教授が㊦でなければ、その講座は協力講座でこれに参加することになる。個人的には、㊦の助教授・講師は系列会議を経て授業を担当することは勿論である。このように、あくまで教授を中心に構成を考えると、講座ぐるみの参加ということになる。

建前としては、教授の責任において全員審査を受けなければならないという考えを持っている。審査に不合格の場合は講座ぐるみの

協力不能という厳しいものである。

- 審査を受けなければならないというのは、この組織の審査という意味であらうか。㊦という言葉が盛んに出ているが、この㊦の場合は、設置基準における㊦の意味を指すのであろうか。
- ㊦の意味は設置基準におけるものである。設置に当っては中央の資格審査機関で必ず審査が行われるものであろうと想定している。連合大学院が発足後は、それに準じた審査を行うことになるであらう。
- ㊦・合・不可というのは設置の際の審査であって、大学院が出来上がってまで㊦とか、合とかいうことを大学院の機能の中に持ち込むことはこれまではなかったと思う。
- 大学院を設置してよいかどうかということ、どういう教官がいるかということとは本来別の問題であると思う。第一に、枠として一学部の中に何学科なければならないかということが、大学院が設置できるかどうかという基準の問題としてある。第二に、そこに所属している㊦の教官が一学科に、例えば何名というような枠があるとすれば、これは教官の問題としてあることになる。このように二段階になっているものだと思われる。
- その第二の問題は、設置の際に審査されるものであるが、これは表面に出る問題ではない。そうして、それは最低基準を示すものであって、必ずしもこれにこだわる必要はないのであって、出来上がってしまえば、後は㊦であるとか、合であるとかいう審査は内部の問題であって、㊦でないから協力講座であるという考え方は、大学として通用するものであろうか。
- 事実上は二段階一緒に行われるが、一旦設

置されれば、あとは大学の基準によることになる。現実の問題として、該当教官がいるのであるから、㊦とか合とかを念頭に置いて構想されていることはわかるが、文部省が博士課程の設置を決めているのは、博士課程の審査をするには専門分野の審査可能な教官の数が十分でないということもあってのことだと思われる。そこで幾つかの大学が集まって連合大学院という構想が生れてきたものだと思う。しかし、そこには現実の問題があって、幾つかの大学が集まってもまだ十分でないということもあるのではないかと思われるので、最初の段階についていえば、ドクターを審議するのに、ある専門分野でもって、例えば12講座あればよいというような、そのような理念をつくって、その上で教官を議論した方が筋が通るのではないかと思う。

- ㊦、合の表現のことであるが、いずれにしても設置に際して教官の審査が行われ、該当する者が何名いるかが問題となる。この審査を中央でやらしてもらえば望ましいが、それができなければ連合大学院の内部に審査機関をつくることになる。個々の教官の資格審査については、厳しくするという観点で検討していく中に次第に各大学でも、博士課程を設けるということはそれだけの厳しい責任が教官にも要求されるのだ、という気持が現在では全体に浸透してきた状態にある。
- 余りシビアになり過ぎていないか。学内審査はやりにくい面があるが、これを他機関に委ねるというのは問題である。
- はじめから不合格を仮定して機構を企てるのではなく、成り立つことを前提にして計画を進めるべきである。そうして実際には何人か不合格になったとしても、これは表てに出

さなくてもよいのではないだろうか。

- 事務機構のヘッドクォーターのようなものはどこに置かれるのか。また、共同利用研究所のような施設は、この本部と一緒にのところを考えているのか。それとも、ある大学から順次設けていき、将来は各大学が独自に博士課程を設けるという方向に進めるという考え方であるのだろうか。
- 中・四国地区では、資料「設置概要」のP.49に「本部施設の設置地区について」というところで述べているように、都市化の波の中にある参加大学の構内を避け、全く別個の大学院本部キャンパスを考えている。また、共同利用施設についての場所としては本部のところに幾つかのものを置くという構想である。
- 関東地区では、例えば「栃木」の方に共同研究利用センターを設けることになれば、そこに本部を設置する。その他、セミナーハウスのようなものを二、三カ所別のところに設けようという考えはあるのであるが、できるだけ一カ所にまとめたという構想である。
- 予算についてであるが、連合大学院ができた場合の博士講座は、新しくできる講座であるのか、それとも基礎講座としてある修士講座を全部博士講座にするということであろうか。
- 講座連合を構成する修士講座に博士講座相当の教官研究費等がつくのであれば申し分ないのであるが、連合大学院の場合は新しいケースであるから既設の博士講座の場合のようなかたちでの予算がつかない場合もある。その場合は、連合大学院の講座連合を構成する講座に対しては新しいかたちでの予算を決めて付けられるのではないかと思う。そうして

協力講座に対してもある程度の研究費が付けられることが望ましいということは考えている。もし、これが望めなければ基幹講座だけについての予算を、連合大学院の中で配分するというかたちになる。

- そのようであるとすれば、予算面から考えると独立の連合大学院としての予算がでるようには考えられない。農水産系では登録された教官は別個の存在として博士課程の講座の研究費等が要求されるようである。工学系については、講座連合というかたちはあるけれども、これは積算の基礎にはならず、積算の基礎になるのは学部にある修士講座であるということで、これが博士講座として認められた場合、その差額だけ連合大学院として使うということであるとすれば、博士課程としての主体性がないのではなからうか。
- 現在積算の仕方が博士講座に対して、どれだけというかたちになっているのであろうが、講座連合の場合、研究指導の教授なり授業担当の助教授など数名おり、このような組織に対してどのような積算をするのか前例がないので、現在のように考えている。実際には大講座のものとして付くものだと期待はしている。
- 前回農林水産系連合大学院についての構想をきいた際、教官研究費は学生数を基準にして配分され、学生がいない講座には予算の配分がないとの話であったが、工学系の場合は参加した講座には配分されるのか。
- 関東地区の場合は、大講座のシステムで最小限度2乃至3の⑤の教授がいるという前提であるから、設置の際に既にそのようになっている。この大講座制には学生がいるいないに拘らず、それに関連する予算は付くものと

いう考えである。ただし、一講座については修士講座と博士講座の差額で取り扱うことになる。

- 大講座を構成する基礎の修士講座は学部に残されているわけであろうから、大講座に付いた予算は一先ず連合大学院にきて、それから修士の分を学部に分けるのか、また、その逆であるのか。あるいは、初めから文部省の方でわけてくるのか、その辺はどうなるのであろうか。
- 積算の基準について疑問があるのであろうが、積算の基準はマスターが幾つあるか、ドクターが幾つあるかによって決められる。例えばマスター5つによって大講座ができるとすると、積算の基準はマスター5つにドクター1つということであって、予算の比はドクターが2で、マスターが1.2位であるから0.8の差があるわけである。この0.8をマスター5で割るとすると、その伸び率は大したことがない。このようなことまでを考えているのであろうか。
- 関東地区では、例えば4講座で大講座を設けても学生の定員は1人である。それを担当する教官は協力教官があるとしてもAの1人の教官が担当することになるので、その教官が差額をもらうことになる。修士の方は今までどおりと考えている。その予算については、連合大学院に一括としてきて、それから修士の分は各大学に配分されるものだと思う。
- 協力講座も参加しているのであるから、これに対し研究費が全然ないということでは違和感が生ずるのではないか。
- 中・四国地区では、博士課程の差額だけを連合大学院で要求し、修士課程の分は従来通

り学部に行くということになる。しかし、講座連合であるので、例えば8講座が連合して講座連合を構成しているとする。そこへ1つの博士講座として予算がきたのでは、どうにもならないので、講座連合を構成する基幹講座の数で付くものだと期待している。協力講座についても予算をつけてほしいと思うが、文部省の方でどう考えるか、もしつかなければ内部配分で考えることになる。

- 心配するのは、5～6講座で構成される講座連合を1講座分とみなされてしまう恐れがあることである。
- 工学系の大学院は従来どれ位の講座数があれば認められるのであろうか。例えば現在中・四国地区で考えているのは174講座であるが、最近設けられた広島大学などは120講座であったと思う。これ位の講座数が確かなものであって、それが認められるものだとすれば、このように大講座制ではあるが、基幹講座数が認可可能な数であれば、それから起算していけば、それを運営することが可能になるのではなかろうか。そこでこのような専門的な考え方をバックアップして進めればこの内容は生きるのではないかと思う。
- 連合大学院は大講座制という文部省の考え方であるようだが、この大講座を既設の1講座並に扱われたのでは困る。
- 博士課程の大学院の基準として、はっきりしたものが文部省にあるのであろうか。
- さきに、静岡大学に電子工学系の博士課程が設けられたが、これは16講座を3講座の大講座としたもので博士課程と修士課程の差額だけしか付いていない。お茶の水大は、3乃至4講座の大講座であるが、これは博士講座1つとして博士と修士の差額しか認められて

いない。このように厳しいものである。

- 4～5講座で構成した大講座を1講座扱いにされたのでは研究費の増額は微々たるものである。文部省の意向としてはオーバードクターということが博士課程設置の一つの大きな反対理由の論拠となっている。それで連合大学院構想というものが新しい分野のあり方を示すドクターを送り出すことによって、このオーバードクター問題を解決し得るという説明ができるかどうかということが問題である。この連合大学院の構想は、個々の大学では資格がないから、多数の大学が集まって連合大学院をつくるというかたちのネガティブな考え方ではなくて、国が要求する工学系の博士を養成するという内容的な特色を打ち出す必要があるのではなかろうか。それから中・四国地区では1講座学生定員0.5であるが、このようなかたちで文部省が認可するものであろうか。
- 日本の博士課程というのは、幅広い訓練と評価がないので、企業もこれの採用を敬遠するという結果になる。オーバードクターの原因は、博士課程修了者が自分の専門にこだわり広く指導力を発揮できない点にある。それで、連合大学院では、大講座のシステムの中での幅広い訓練と教育のもとに、研究指導能力という面を加味したものでなくてはならないと考えている。
- 連合大学院の管理運営機構についての法的な問題であるが、関東地区の方では名称だけが問題である。
院長の名称については、現行法では学長の方がよいと思う。評議会に代る協議会であるが、これは構成メンバーの都合からこのようになったのであろうが、現在の省令に合せて

評議会とした方がよいと思う。

中・四国の方では、教授会がなくて、これに代る系列会議というものがあるのであるが、これでは権限の面で少し弱いところがある。この辺を検討する必要があるのではなからうか。

以上のような意見の交換が行われたのち、委員長から次のような提言があり、これを了承した。

連合大学院問題に関して前回は農学系、今回は工学系の構想の説明を伺ったが、もう一度第1常置委員会で検討して、その結果について、まとめる必要があれば、まとめることにしたいと思う。そして、設置準備委員会等にアドバイスすること、また文部省に要望することなどがあればとりまとめた。ついては次回までに、専門委員の方でこれまでの説明会の結果をふまえて、連合大学院構想のあり方についての問題点を提起していただき、農学系、工学系の関係者にもう一度出ていただいてこれについて討議することにしたい。総合大学院の問題はそのあとで検討することにしたい。

今回は、9月21日(水)13:30~16:00

第1常置委員会議事要録

日時 昭和52年9月21日(水) 13:30~16:00
場所 学士会分館8号室
出席者 北村委員長
竹内、前田、山田(伴)、金勝、大山、館、脇坂、山田(敏)、須田、小坂、井上、蟹江各委員
白田、遠藤、高田各専門委員
(説明者)
川村 亮教授(東京農工大学)
大野泰雄教授(東京農工大学)
船田 周教授(愛媛大学)

高橋克明教授(岡山大学)

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のおり挨拶があった。

本日は、連合大学院の問題について、まず専門委員会の検討結果の説明を願い、その後で意見交換に入ることになるが、その前に、文部省の方では博士課程設置の問題についてその後どのように考えているかについて、事務局長の報告を聞くことにしたい。

議 事

1. 大学院問題について

まず、事務局長から次の報告があった。

博士課程設置の問題について文部省から公式に聞いている範囲では、大学局長は、博士課程の設置は、文部省としてはやはり慎重に考えていきたいということで、基本方針には変りはないようである。しかし、学術研究上の要請、社会的な需要動向、各大学の教員組織の充実等の面を勘案し、それぞれの大学の具体的な条件の進展に応じて、個別的に検討することにしたいということである。

次に、大学院問題懇談会については、今秋頃に結論を出すとの話であったが、8月下旬に大学課長にきいたところでは、正田座長逝去後まだ座長の補充ができていない。この次は10月頃に会合をもつことになっているが、そこで結論がでる状況にはない。とにかく、年度内に答申をまとめればよいことになっているということであった。これらの話からして、この問題についてその後多少とも色合いがでてきたというような感触は自分としては受けなかった。なお、来年度の博士課程設置については今日までとくに話は聞いていない。

この報告に関連して次のことが述べられた。

- 農学系連合大学院については、来年度は設立準備費 800 万と教授 1（おそらく学長候補であろう）、事務官 2 を概算に載せて要求することになったと聞いている。したがって、調査段階から設立準備費の段階まで前進したといえる。なお、農学系連合大学院は全国一本のものにしてはどうかとの話が出ている。
- 工学系連合大学院については概算要求には載っていないが、農学系の予算の袋の中で使わせて貰うことにしている。

ついで前回の委員会の議に基づいて、連合大学院の問題点を検討するため、去る 8 月 31 日開催された専門委員会の経過について各専門委員から次のとおり説明があった。

(1) 検討の経緯と問題点 白田専門委員

専門委員会では、第 1 常置から委託された問題について高田、遠藤両専門委員と私の 3 人で検討した。その際に、まず、専門委員会が検討すべき問題は何であるかを確認することにした。また、この委員会では、連合大学院についてこれまで検討してきた成果をまとめて要望書をつくるというような意見もあったが、これをどういう形のものにするかについても検討した。その結果、われわれとしては、要望書をだす場合に、連合大学院の問題だけを切り離してだすのは適当ではないということになった。大学院問題については、昨年 11 月以来、本委員会から二つの要望書を出しているが、いわゆる新制大学（以下これを新大学といい、いわゆる旧制大学を旧大学という）に博士課程を設置するについては、旧大学のそれと基本的・理念的にどのような相違があり、何を目指しているのかの検討を十分ふまえ、総合大学院も含めての要

望をださなければ、少なくとも理事会の了承はえられないであろう。したがって、ここで検討すべき問題は、与えられた条件の中で連合大学院をつくるとすれば、どのような形態のものになるか、という仮定の中で現状の問題を含めて連合大学院問題を取り上げるということであって、連合大学院の設置だけを要望するというものではないということを確認し、そういう条件付きの中で連合大学院の問題を絞っていこうということになった。そこで、専門委員会で考えた連合大学院の問題点は次の五つになる。

- ①連合大学院構想と制度法制
- ②連合大学院の財政と予算
- ③連合大学院の運営の問題
- ④オーバードクターと社会的需要の問題
- ⑤連合大学院の農学系と工学系の相違点

以上の 5 点について説明するが、説明の仕方としては、高田専門委員は①の問題を、遠藤専門委員は②の問題を中心に、それぞれ関連するその他の諸問題を含めて説明することになる。

(2) 連合大学院構想と制度法制 高田専門委員 資料を基に次の各項目について説明があった。

I 連合大学院の性格

複数の大学を母体とする後期課程の独立大学院であり、その法的根拠は学校教育法第 68 条の 2 であるが、連合大学院を設置するには国立学校設置法の改正をする必要がある。なお、問題点としては、①専任教員のない独立大学院が認められるか、②連合大学院と参加大学との関係（後述）等のことがある。

II 管理運営機関

連合大学院が一つの大学であることにも

とづく問題として、学長、教授会、評議会等のことがある。この管理運営機関に関する問題点としては、次のようなことがある。

- ① 連合大学院も大学である以上、大学に必置の機関を置かなければならず、その機関は法令・慣習法に適合した権限を有しなければならない。
- ② 連合大学院は、母体となる複数の大学を有するため、一般大学に比して管理機関が多く、しかもその組織も複雑である。したがって、機関の権限の適正さ、管理運営の適正さ、円滑さ等が要請される。

III 連合大学院と参加大学との関係

連合大学院は、一般大学と異なり、複数の参加大学を有するため、とくに双方の関係について配慮がなされなければならない。そして、連合大学院と参加大学との関係の基本については、連合大学院設立後ではなく、設立時に双方の協定等によって定まっている必要がある。そのような事項として、たとえば教官に関すること、学生に関すること、機関に関すること、などがある。

なお、連合大学院には、教官の個人参加形式をとるものと、学部ないし研究科参加の形式をとるものがあるが、両者の各々に即してそれと参加大学との関係が定められるべきである。ただ、傾向的にいえば、個人参加のものの方が独立大学院の性格をより強く有し、学部・研究科参加のものの方が母体大学との関係がより強くなるようにも思われる。

IV その他

連合大学院の内部において全教官（助手を含め）を教授と称しても、制度上は教授、助教授、講師、助手の区別は存することになる。

(3) 関東地区農学系連合大学院、工学系連合大学院の概算要求書についての予算措置上の問題点

遠藤専門委員

資料を基に次の各項目について説明があった。

両者の52年度概算要求書の内容から特徴的と思われる点を紹介すると、次のとおりである。

- 1) 両者とも本部管理棟、共同利用施設の敷地について、既存の国有地または無償提供地を利用し、不動産購入費は計上されておらず、施設設備費、管理運営費などが要求項目となっている。
- 2) 施設整備費および設備費については、工学系の場合は山形、栃木、群馬のいずれか1カ所に集中される案になっているのに対し、農学系の場合はセミナーハウスが6大学に新設されるのが特徴である。
- 3) 管理運営費については、人件費の要求の仕方に両者の相違がみられる。
- 4) 教官当積算校費については、両者とも併任教授の教官当積算校費を博士課程と修士課程の差額によって算出し、農学系では総額164,625千円、工学系では474,300千円としている。
- 5) 学生当積算校費としては、農学系が $100 \times @172,900$ 円、工学系が $155 \times @191,500$ 円となっている。
- 6) 以上のほか、主要な予算要求項目として、両者とも旅費を計上しており、教官研究旅費、会議出席旅費、論文審査旅費、教

官移動旅費、学生移動旅費などが計上されている。

以上が関東地区の農学系および工学系の連合大学院の概算要求書の内容の特徴的な点であるが、これについての問題点と思われる点を述べると、以下のとおりである。

- ①併任教官についての積算校費は、最初どこへ配分されてくるのか。連合大学院の中央本部へか、あるいは参加大学の各講座に増分として追加されてくるのか。このいずれかにより、予算利用上の具体策がそれぞれ異なってくるはずである。この点について、どこまで検討が進められているのか。
- ②教官当積算校費の要求の仕方が、農学系では研究者を単位に、工学系では講座を単位にしてなされているが、前者の場合には講座との関連はどうなるのか。
- ③また工学系については、155講座の基礎となる複数の修士講座との関連を予算的にどのように位置づけているのか。
- ④学生当積算校費の配分については、専攻志望の学生がついている講座に配分することとしているが、この学生当積算校費は教官研究費の性格も含んでいる。教官の中には「協力講座」ということで教育に参加する者もあり、また、「基幹講座」の場合でも本年は学生がこなくても来年は学生がくることもある。学生当積算校費を学生がついている講座だけに配分すると、研究の継続性が保障されないことになる。その点をどう考えるか。
- ⑥農学系では学生は特定の所で研究するが、工学系では中央研修センターがあり、そこに学生を受け入れて教育するとともに参加大学でも教育を受けることになっている。

そうなると中央研修センターと参加大学の協力関係——その際の予算関係のことが問題となる。その協力関係を出発時点で明らかにしておく必要があるのではないか。

- ⑥管理運営の組織図の中に予算の流れの組織図をつくる必要があると思われる。そういうものを明らかに示すことによって、参加大学間の協調ができやすいように予め検討しておく必要があるのではないか。
- ⑦連合大学院発想の前提として、いわゆる新制大学にも博士課程を設置して大学間格差の是正を図るという考えがある。しかし、この概算要求からみると、各大学の修士講座が予算配分の上で恩典を受けることは余り期待できない。このような形で進めて行くと、安上りの大学院ができることになり、大学間の格差是正は却ってしにくくなる。今後の大学院構想としては、併任教官だけという形でなく、専任教官の充実ということを考え、これを予算面で打ち出すことが必要である。

以上をもって専門委員会の検討結果の報告を終り、これに関して次のような意見交換が行われた。

- 連合大学院についての大学の自治・学部の自治ということが問題になるが、これはどのように考えられているのであろうか。
- 連合大学院が大学であるからには、大学の自治がなければならないが、連合大学院には母体となる大学と、母体から独立して連合大学院になる大学とがあるので、従来の大学とは異なる形態がでてくる。しかし、普通の大学や学部に対応する大学の自治・学部の自治が考えられなければならない。例えば学生の

場合についていうと、研究に従事している大学で学則違反があった場合、その処分について連合大学院に決定権がなければならない。連合大学院の場合は構成が複雑でむずかしい点もあるが、学部教授会に相当する機関が必要である。また、この学部の自治のほかに構成員の自治の問題がある。連合大学院の場合には構成員が多いので人数を絞る必要があるかもしれないが、絞っても違法性はない。絞ることによって学部自治は弱まるが、構成は決定的な意味はもたない。問題は運営のことであるが、「法律による行政」の原理から一般行政のうえには細かな規定が要求されるが、その原理が大学の自治の中に入り込むことは適当ではない。大学の自治は運用のうえで十分生かされていかなければならない。

- 連合大学院構想について最も大きな問題になると思われるのは、その予算上の規模であろう。この程度のレベルの要求で、各大学の修士課程の整備拡充にどの程度の潤いをもたらすことになるのか。この程度で予算要求すべきなのかどうか問題がある。
- この概算要求は、工学系で言えば3ないし4講座を基礎にした大講座をつくって、その上に博士課程をおき、修士課程と博士課程の研究費の差額を要求している。さきにご紹介したお茶の水女子大学や静岡大学の博士課程の場合もそうであって、この予算枠を越えない範囲での要求になっている。
- それは具体的には修士課程に上乗せした博士課程の予算の約 $\frac{1}{4}$ ないし $\frac{1}{2}$ 程度のものになる。しかも、それを参加大学に配分すればその額はさらに少ないものになる。したがって、ここで予算の配分の問題と予算そのものがこのような規模のものでよいのかどうかと

いう問題になってくる。

- 農学系については、基礎となる教官数が不特定多数であり、かつ任期制であるので、教官の数で予算を組むということできない。もう一つは、農学本来の性質からして中央集権的色彩をなるべく排除し、地方色を豊かにしなければならない本質的な要求が強い。したがって、日本全体が一つの大学院という考えになっている。
- そういうことであれば、これから新大学に博士課程をおく場合には、お茶の水女子大学や静岡大学の博士課程を前例にするという行政上の先例が確立しているということであろうか。
- そのところを問題として、この委員会がとらえて理論だてをしなければならない。
- 従来は、大学院をおく場合には、観念論的に多少控えめに考えるということであった。ところが数字的にここにでてきているように、新大学の大講座の上につくる大学院は、従来の学部ないし修士課程の上におかれる大学院の予算の $\frac{1}{4}$ ないし $\frac{1}{2}$ というように、数字のうえでも圧縮されたものになる可能性がある。それで果してよいのであろうか。
- 概算要求に当って、なぜそのようなことを前提にしたのか。
- それは、農学系にしても、工学系にしても、それぞれの大学に特色はあるが、一つの大学では大学院をつくることができない。それで、それらの大学が連合して、それぞれの特色を生かしながら大学院を設けようという思想がでてきた。そして、農学系は全国的規模の形で、工学系では地域の大学が集合した形でこれをつくろうということになった。それで連合大学院では、従来のような講座の上

の積み重ねでなく、何講座かが集まって大講座をつくるということにしたわけで、その点は文部省も理解を示しているが、予算的には厳しい形になっている。この点は強力にプッシュする必要がある。

- 要求の一つの方式としては、それぞれの講座の上に積み上げをして、そうしてそれを改組し再編したという形の考えに立った要求であれば、納得させることができるであろう。
- 予算の方の考えからすれば、学生数が一名だから一講座分の予算しかつかないという考えはあろう。しかし、⑤の数が何人か集まって一講座をつくるという考えも成り立たないわけではない。そうすれば、大講座の上に博士課程をおくという考えと、従来の修士課程の上におくという考えの中間にある種の形のものが考えられないであろうかということになる。学生定員はあっても、その全部はとっていない。しかし、予算は付いているのが実態である。だから学生定員を増やして予算をとるという考えもあるが、それにも限度があるし問題もある。
- この問題は、このままの形で確定されとなれば、講座に安定性がないことになる。今年には学生がいるから予算が付くが、来年は学生がいらないから予算は付かないということでは研究を続行できない。そこで、やはり、教官定員なり講座数なりを基礎にした基準の予算を付けるようにしなければならない。この形で確立されれば取り返しがつかなくなる。修士課程の場合でも、予算、人員共に不十分な現状である。最初が大事なので強く押さなければならない。
- 大局的に考えて、予算上の制約から、いまある修士課程の全部が博士課程に認められる

わけではないので、理想論だけでなく、常識的に判断して実現可能なものを要求すべきであろう。旧大学の現在の大学院にしても不満がないわけではない。この委員会では旧大学の大学院問題も含めて議論して、必要な点を要望することにしてほしい。

- 文部省に対して、国大協として要望書をだすことになれば、大学院に関する問題を一本にして要望しなければならない。旧大学でも大学設置基準に見合う予算はついていないので、それらの問題も含めて討議することにした。
- これまでの大学院には、旧大学の大学院と新大学の大学院（お茶の水女子大、静岡大）とがあるほかに、広島大学のように新大学にも旧大学の博士課程と同じ大学院がおかれた例もある。さらに、新大学でも総合大学院設置の要求がだされているところもある。したがって、お茶の水女子大学と静岡大学の大学院が、新大学のこれからの大学院の方向であると決めてかかる必要はない。いろいろなパターンの中で、どれがその大学に相応しい大学院であって、実現可能であるかを考えて要求しなければならないであろう。
- 各大学の水準によって考えるということになると、また話が元に戻ることになる。そういう行き方ではむずかしいということから連合大学院構想が出てきたのではないか。
- 連合大学院構想や総合大学院構想は最善の形ということでは出てきたものではない。本来は旧大学と同じ形で学部の上に乗せするのが願望であった。一方、修士課程の研究費を増額せよという要求がある。しかし、文部省は新大学についてはそれを認めないという姿勢を堅持していた。そのような行詰りの状況

になったので連合大学院構想ができたのである。

- その点は農学系ではやや異なっている。従来の大学院の概念は、学部の上に積み上げるという考えであった。農学系はその概念を打破するというところからはじまった。農学系については、一つ一つの大学に大学院を置くといういき方では、大学院本来の使命を達成することは無理であるという思想が根底にある。それは、農学系の領域はきわめて広いにもかかわらず、一つの学科にはわずかな教官しかいないので、全体が手を組む必要があるという考え方によるものである。つまり、農学系では大学の全部が一つの大学院になることが本来の意味での大学院であるという理念がある。その点では、工学系の方は共同利用研的要望が前面に強くでている。農学系の方は、共同利用研の設置は第二段階の要求になっている。まず、連合大学院の組織を設けて、その上で地方色を充実していくという考えになっている。そのような点から教官も一本釣りの形で集めて優遇する考えで、いわば人材銀行的性格があるし、そこから任期制もでてくる。
- それにしても、現実の問題としては、新大学の修士課程の整備充実が遅れているので、それをいかにして拡充するかという問題があることも否めない。したがって、この現実の要求も連合大学院の要望の中には含めておかなければならない。
- ただその場合に、従来のような旧大学の博士課程の基準をもって連合大学院を律するという考えではなく、連合大学院の特色を生かす形の別の基準を考えてもらいたいものである。例えば、農学系について言えば膨大な旅

費を必要としている。このように、それぞれの大学院について、その特色を生かすためには、どのような予算の組み方をすればよいかという問題の取り上げ方をしてもらいたいものである。

- 研究費、教育費が問題だが、そのほかに施設の問題がある。増設される施設はどこにもっていくのか。中央センターにつけるのか、セミナーハウスにつけるのか。その辺のことを検討しておかなければならない。
- 施設面積の問題は、とくに任期制とのかかわりで問題がでてくるので、はっきりした考えをたてておく必要がある。
- 研究施設の問題については、講座相互間に格差があることも考えなければならない。講座によっては、現在すでに博士課程を受け入れられるところまで整備されている講座もある。そのような現状も調べてみる必要もあろう。
- 連合大学院を要求する問題の一つとして、修士課程の拡充という現実の問題がある。いかにすれば修士課程の整備が充実されることになるかということになるが、それには、まず、予算の配分の問題、次に施設・設備が現在どのような状態にあるかなどを、それぞれの連合大学院計画のあるところで十分検討されなければならない。そうして、第1常置としては、この構想の中に盛られている要求予算は、全体的には低いとみられる。しかし、従来のような上積みの形では文部省は認めてくれない。そうであれば、どのような形をとれば予算の獲得ができるかということが今後の検討課題になる。
- 設備の充実も必要だが、予算の基本となる積算校費が伸びるような要求をしなければな

らない。学生の人数だけでなく教官の人数も考えて積算校費の増額を図らなければならない。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のような提言があり、了承された。

第1常置としては、どのような形をとれば現在の連合大学院構想以上に充実した予算がとれるか、その具体案を検討し、最終的には要望書をまとめて提出する方向で今後の作業をすすめるなければならない。次には総合大学院の問題と既設の大学院の問題についての検討に入らなければならないが、今回は総合大学院の問題を検討することにし、そのあとで既設の大学院の問題も取り上げて、全体をまとめたうえで来年1月末頃までに大学院問題懇談会に申し入れるようにしたい。

なお、農学系と工学系の各連合大学院の準備委員会では、この委員会でのこれまでの議論をふまえて、構想の内容がさらに充実するように、前向きに検討していただきたい。

次に大学院問題に関連する事項であるが、教員養成大学・学部 of 修士課程の設置の問題は、明るい方向で具体的に進んでいる。これを設置するという文部省の方針が決り、突破口ができたので、各大学でもそれぞれ検討されるようお願いする。

今回は10月24日（月）13：30～16：00開催とし、新潟、神戸、岡山各大学から総合大学院構想についての報告をして貰い、それについての検討を行うことにする。

第2常置委員会議事要録

日時 昭和52年9月29日（木） 10：00～12：30

場所 国立大学協会会議室

出席者 若槻委員長

帷子、福原、小山、久保村、五十嵐、榊（代：横尾）、丸井、片山各委員

肥田野、佐藤、猪岡、扇谷各専門委員

（説明者）

加藤大学入試センター所長、田保橋管理・事業部長

若槻委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のとおり述べられた。

本日お諮りすることは、共通第一次入学試験のことであるので、とくに大学入試センターの加藤所長と田保橋管理・事業部長にご出席をお願いした。

なお、そのまえに当委員会で目下調査研究中の「大学の履修課程の弾力化」の問題について、他大学での既修科目の単位認定をすること、及び学部3年修了時に大学院入試受験資格を特定の者に与え得る途を開くこと、の2つの提案について、前回に引続き第2回目のアンケート調査を実施していることを報告しておく。このことについては、去る6月の総会に中間報告をして、さらに再調査をすべきであるということになっていた。そこで、小委員会においてアンケートの原案を作成し、それを各委員に送付し承認を得ることができたので、それを各大学に送付して調査を依頼しているところである。この調査の回答締切りは10月10日になっているので、その後、それをとりまとめて11月の総会前にお諮りする予定にしている。

以上のことが述べられたのち議事に入った。

議事

1. 共通第一次試験の実施に関する諸問題について

まず、委員長から次のことが述べられた。

資料として「共通第一次学力試験実施の際の

国立大学と公立大学の責任分担について（依頼）」が配付されているが、これは、共通第一次試験の成績を公立大学も利用することになったことに伴い、これにかかわる公立大学側の協力のあり方について入試センターの意見を伝えてきたものである。とくに、この資料の文面にもあるように、試験実施に関し妨害等の不測の事態が生じた場合の責任のとり方については明確にしておく必要があり、これについて公立大学側と入試センターの協議ができたので、国大協の方でも、この問題についての意見をまとめるように配慮されたいというのがこの依頼文書の趣旨である。それでこの文書で述べられている内容についてご協議をお願いします。

そのほか、国立大学と公立大学の協力の問題については細部のところで、いくつかの問題があって、それらの問題についても入試センターと公立大学側との話し合いが行われたということであるので、そのことも含めて加藤所長の方からの話を伺うことにしたい。

以上のことが述べられたのち加藤所長から次の説明があった。

大学入試センターと国大協との関係は密接なものがあるが、入試センターの方から国大協に申入れをする場合の、連絡協議のスタイルについては、すでに、両者間に協定ができています。さき程、委員長説明でも触れられた国立大学と公立大学の責任分担の問題提起のことも、この連絡協議の線に即したものである。なお、本日は、そのほかの二、三の問題についても触れさせてもらいたいと思うので、ご了解を願いたい。

まず第一は、共通入試実施の際の国立大学と公立大学の責任分担についてである。これは、試験の実施責任は主管大学の国立大学にあるわ

けであって、公立大学は一つの試験場的な性格をもつにすぎない形になっている。ところが、不測の事態が生じた場合に、その処理方法をどうするかという問題がでてきたので、その問題の部分だけを分離して、公立大学長に委託するということが、この配付資料の内容となっている。これまで、このような形で公立大学側との話がすすんできたので、このたび国大協会長にもご連絡し検討を依頼したわけである。その後、そのほかのことも含めて公立大学側と話をすすめているうちに、国立大学がその地域の主管大学になることは従来どおりであるが、公立大学については、従来のように試験場のことだけでなく、試験事務の一切を主管の国立大学から委託をするという形式の方がむしろスムーズに運ぶことになるのではなかろうかということになった。そうして、この一括委託の中には不測の事態の問題も含むことになるので、この問題だけの分離委託を取り決める必要はなくなるであろうということである。この一括委託については、いま、公立大学側と話をすすめているので、国大協においても、この点についての検討をお願いします次第である。もし、この話がまとまれば、本日配付された国立大学と公立大学の責任分担についての資料の内容には触れる必要がなくなるということになる。

第二は、身障者の入学についての問題である。これについては、事前に志望大学に申出て、修学上の可否についての確認をとったうえで受験するよというこを、募集要項に記載してあり、その趣旨については、入試センターの方から高校側に説明する。しかし、各大学と受験生との従来の交渉の経過からして、次の三つの問題がある。

①身障者の受入れに関する検討を促進し明確な

回答をすること

従来の例からすれば、各大学の意思表示があるまでかなりの時間がかかるので、9月出願ということは到底できないということである。そこで、受験生側に対しては、できるだけ早く折衝の申入れをするように要求する。したがって、大学側においても検討を促進され、その結果はイエスカノーカをはっきり回答されるようお願いする。なお、結果がノーとなった場合の回答の理由が、設備がないということであれば、理由としてはきわめて弱いことになる。それは、最近、文部省は、大学側が身障者を受入れ、その予算要求をすれば、それには対応の措置をとるという姿勢になっているからである。

②「協議中」ということで受験させることの可否

これは、大学側の検討が、9月前に終わらない可能性が多いということから懸念されている問題である。身障者側は数大学に交渉をはじめめるわけであるので、大学と交渉中である場合には、願書に「協議中」と明記したうえで、共通第一次試験を受験させることにしてはどうかということである。そうして、1月になって大学の検討結果がノーとなった場合には、その大学は受験しないで他大学に変更することを認めることにすることである。そこで、この考えの可否についてご検討をお願いします。

③共通第一次試験の実施時期

これは12月実施は早すぎるということである。この問題は早急に結論がでるわけではないが、いずれ国大協においても検討されるよう要望する。なお、これには関連する幾つかの事柄がある。

その一は、文部省から、各大学は3月20日までには合格者を発表せよという申入れがある。これを、計算の基礎にして逆算したのが現在の実施時期であるので、この期限を延ばすことになればその日数分だけ繰り下げが考えられることになる。

その二は、9月学年開始ということである。しかし、これには会計年度、業界の事情、高校の学年さらには教育制度全体の改革などについて関連する幾つかの問題がある。それにしても、国大協から外に向って呼び掛けをしてもよいではないかという意見があるので、将来の宿題とされるよう希望する。

以上のことが入試センターから、国大協としての検討をお願いする問題である。

次に各地区の説明会における主な質問事項を紹介しておく。

それは、(イ)実施時期の問題、(ロ)足切りの問題、(ハ)第二次学力試験の教科を減ずること、(ニ)同じ種類の学部でありながら試験の内容が多様にすぎること、(ヘ)第二次学力試験に難問・奇問が出題されないことの保障があるかということ、(ホ)第一・第二次試験のウェートを公表してほしいということ、(ト)面接・小論文の成績評価は客観的にできるかどうか、ということ等について質問が集中している。入試センターとしては、これらの質問には国大協のこれまでの検討の線に即して答えている。なお、入試センターでは、事情の許す限りにおいて、出願期日等の繰り下げを検討している。

以上の説明に関して次の質疑が交された。

- 不測の事態も含めての一括委託は、入試センターから直接、公立大学長に委託すること

になるのであろうか。

- そうではない。試験実施の責任者は各地区の主管大学長であるから、その主管大学長から公立大学長に一括委託することになる。したがって、従来の考えのように主管大学の方から、職員が、試験場である公立大学の方に
出向くということや公立大学の職員を試験実施期間中、国家公務員に委嘱するということ
はなくなる。公立大学長は、委託の範囲において不測の事態も含めて全責任を負うことになる。
- 実施時期を1月にするという意見があるということであるが、北陸方面は降雪が激しいので、適当ではない。次に、「足切り」をした場合の受験料はどうなるのであろうか。
- 「足切り」という言葉自体が適当でない。共通第一次試験は大学入試の一環であるから、第一次試験で不合格になることはある。したがって、その場合に受験料を返還するという
ことはない。
- 身障者の受験に対する対応の問題であるが、設備がないという理由で断わることはむずかしいといっても、入学が決まってから予算要求をしていても受入れには間に合わないことになる。この問題にはどのような対応をすべきであらうか。
- この問題は、初めに身障者の方から受験の申出があつて、交渉の段階において、現在は設備はないが入学が決まればそれに応じて相当の要求をする。それでよろしいかどうか了解をとることになる。
- 実施時期について高校側にはどのような考えがあるのであろうか。
- これについては高校側にもはっきりした考えがあるわけではない。12月実施は高校側の

教育に影響があるという感覚を国立大学の方でもつかどうかであらう。1月になると降雪の問題がある。そのことも含めて12月ということになった。なお、これは私立大学の入試時期にもかかわりをもっている。

- 共通第一次試験の成績を高校に知らせよ、そうでなければ進学指導ができないという意見がある。
 - この問題には、基本的には選抜試験の成績は知らせないという大原則がある。また、知らせることによって、高校および大学の序列を明かすことにもなって、別の問題がでてくる。
 - 第一次と第二次のウェートを発表するのが適当か否かということがある。
 - このウェートのおき方には、各大学によって相違があるので、これを明かすことによって別の批判がでることになる。しかし、この問題は国大協で検討されるべき性質の問題である。なお、理論的な問題として今回の入試改善は、合格者を多元的な資料によって全人格的に判定するという思想が根底にある。したがって、学力試験の成績だけでなく、調査書、面接、小論文等一般的なウェートで判定しなければ、依然として学力偏重の域をでないという論がでてくる。そうして、この議論をさらにすすめるとなれば、教育の本質とは何かという究極の問題にもなる。
 - 筑波大学の例であるが、面接は個人面接でなく、集団面接という方式をとって、ディスカッションをさせている。その結果はA、B、Cの三段階で評価され興味ある結果がでているようである。
- 以上をもって入試センターの説明に対する質疑を終り、さらに実施委員会の設置、身障者の

受験の取扱い、実施時期等の問題について、次のような協議が行われた。

(1) 実施委員会の設置について

- 共通第一次試験にかかわる問題の一つとして、国立大学と公立大学が共同で実施委員会を設けるといふことがある。これは、国立大学と公立大学が同じ立場に立って試験の実施に当る、そのための連絡協議をすることを目的とする、という考えでよいのであろうか。
- さき程の話のように、公立大学に一括委託をするということであれば、公立大学も国立大学と同じ立場で実施に当ることになる。そうして、実施委員会の任務は双方のコミュニケーションをよくするということが主な内容になろう。
- 具体的問題として入試センターから公立大学への連絡はどのような経路を通るのであろうか。
- その経路は、入試センターから主管大学を経て実施大学ということになるので、公立大学への連絡は主管大学を通ることになる。
- 受験者数の割当は入試センターがやるのであろうか。
- 受験者数の大まかな割当は、入試センターでやるが、細部のところで、例えば、はみ出し部分や浪人受験者等具体的な問題については、実施委員会の承認を得なければならない問題がでてくることも予想される。
- 共通第一次試験の実施責任はどこに帰属するのであろうか。
- 共通第一次試験は、国立大学と入試センターが共同で実施するのであるから、その責任も両者の共同責任になる。そうして、その業務分担のうち、例えば、試験問題の作成・輸送・返送、試験実施要項、採点、集計および

各大学への報告等、一括処理を要する業務の責任は入試センター所長にあるが、各大学における試験実施の責任は当該大学長が負うことになる。

- 共通第一次試験における国立大学と公立大学の関係が、公立大学は国立大学長の傘下において入試を行うという形になっているので、すっきりしない。これを、公立大学は、入試センターと国立大学が共同で行う入試とは独立して自己の大学の入試を行うという考えに立って、ただ、その方法や採点等に国立大学のそれに準ずるといふことの方がわかりがよいと思う。
- 共通第一次試験は、当初は、国立大学の入試として出発した。その後公立大学からこれの利用の申入れがあつて、これに対して国大協としては利用されることは差し支ないが、それには相応の協力をされたいといふ条件を付してこれを承認したといふ経緯になっている。そうして現行法のもとでも公立大学も含めての実施は可能になっている。しかし、将来の問題として私立大学が大量に参加することになれば、現行法の範囲では実施できなくなるので、そのような事態になった場合は、大学の入学選抜に関する機関という形にならざるをえない。とにかく、現段階での法理論上は、共通第一次試験は入試センターと国立大学が共同の責任において行うということになっていて、その基本概念の中には、まだ公立大学はでてこない。これが運用の実施面において初めて公立大学がでてくることになる。そこで、その具体の場面において協力や一括委託の問題がでてくるという理解になる。
- 公立大学との関係は、多少の危惧は残る

が、協力や一括委託も信頼の原則からして理解されないではない。しかし、将来の問題として、予想される私立大学との関係はむしろかしいものがある。

この問題については、一括委託の方向で協議を進めるよう理事会に報告することを了承された。

(2) 身障者の受験の取扱い

- これについては、9月の出願前に志望する大学に交渉して、修学上の可否についての確認を得たうえで、その「確認書」ないはその大学が発行する「協議中」であるという文書を、願書に添付し二つの志望校を記入して出願することになる。
- このことについては来る11月の総会において、第2常置の報告の中で、身障者の出願について、各大学はなるべく早い時期に好意的に協議に応ずるように述べて、理解を求めなければならないであろう。
- これに関しての具体例としては、まず門戸を開放している大学がきわめて少ない。断わる理由としては、設備がない、教育に自信がもてない、などが多い。これらのことからすれば、もう一步積極性が望まれる。なお、修学上の可能性の確認、それを早く求めるということによって、逆の作用が働き、端的に拒否回答がでることも考えられる。従来例では、身障者との第一回の交渉では、殆どが拒否回答になっており、協議を重ねたのちに、イエスの回答がでる形になっている。したがって、この問題については入試関係の窓口のところまで趣旨が理解されなければならない。
- 身障者を受け入れるかどうかという問題については、大学の方でも十分な教育ができる

かどうかについて、慎重に協議したうえでなければイエスの回答はだせないの、それには相当な期間が必要ということになる。

(3) 実施時期について

- この問題は三つに分けることができる。その第一は、この問題の検討を始めるにしても、54年度は動かさないということが前提になるのではないかと。第二は、3月20日の合格発表時期を遅らすことはできないかどうかということである。もし、これができるとすれば手続の順序を踏んで文部省や私立大学の団体等の関係機関に申し入れをすることは可能だと思う。第三は、9月入学の問題であるが、これは社会的にも大きな基本的な問題であるから、然るべき時期に慎重に検討する必要がある。

以上をもって閉会した。

第3・第4常置委員会合同会議 議事要録

日時 昭和52年7月26日(火) 13:30~16:00
場所 学士会分館6号室
出席者 (第3常置委員会) 広根委員長
綿貫、岡本、坂本、福井、古屋、加藤、
桑原、水野、後藤、三谷、山田、大賀、
永松各委員
(第4常置委員会) 山岡委員長
岡路、白淵、渡辺、市古、林、鈴木、吉
利、増尾、百々、太田、池田、具島、中
村各委員

開会に当り、広根第3常置委員長より次のとおり挨拶があった。

この合同会議においては、学寮問題について調査報告書作成の基本方針について協議をかさねてきた。その間、小委員会において報告書草案のとりまとめがすすめられ、その草稿が前回(6月20日総会前日)のこの会議に提出され

た。総会には中間報告の形で概略のところを口頭により報告するにとどめた。本日は、この案の検討をお諮りするが、その前に次のように新委員を紹介する。

松本 秋男	北見工大（本日欠席）
坂本 是忠	東京外語大
古屋 直臣	山梨大
後藤 清市	神戸商船大
三谷 健次	島根大
古川 哲二	佐賀医大（本日欠席）

ついで、山岡第4常置委員長より次のように述べられた。

学寮問題については、いま第3常置委員長からご報告があったように、総会にも中間報告が行われたことでもあるので、その中間報告をふまえて秋の総会に向けて正式報告ができるようにご協議をお願いします。次に、今回新たに第4常置の委員としてご参加いただいた委員を次のとおり紹介する。

岡路 市郎	北海道教育大
渡辺源次郎	福島大
市古 宙三	お茶の水大
百々 和	神戸大
池田 数好	佐賀大
中村 末男	大分大

なお、もう一つは、第4常置固有の議案として奨学金の問題がある。この問題については、去る6月の総会の際に開催された本委員会で、専門委員会を設置して検討をすすめることが話し合われたが、その後、日本育英会の会長・理事長と会談の結果、この専門委員会を設けることは若干考慮の余地があるように思われた。いずれ、この問題のすすめ方について意見を伺う機会を設けたいと考えている。

以上のことが述べられたのち議事に入った。

議 事

1. 学寮に関する調査研究報告書のまとめについて

初めに広根委員長から次のとおり述べられた。

資料「学寮に関する調査研究報告(案)」は、昨年7月学寮に関する実態調査と意見調査を行い、その回答を基礎にして小委員会においてまとめたものである。その間、数回の合同会議を開催し、これがとりまとめの基本方針についてご協議をいただいた。そうして、この報告(案)は去る6月20日の合同会議に提案され、それについて意見交換が行われた。総会にはおおよそその中間報告をしたが、時間の関係上十分な討議が行われたとはいえない。そのような経緯を経て今日に至ったわけである。今後この案を土台にしてとりまとめをするわけであるが、今次総会で委員の交代もあって、新たな視点からの意見を伺う機会でもあるので、まず、綿貫小委員会委員長よりこの案の要点について説明をお願いし、その後で意見交換をお願いすることにした。

なお、本日この案をここでご検討いただきおおよその了解が得られれば、整理をしたうえで次回にこれを審議し承認を経たのち、それを各大学に送付して意見を求め、その意見を基に最終的な報告書にまとめることになる。

以上のことが述べられたのち、綿貫小委員長並びにその他の小委員から、報告案ができるまでの経緯および内容の要旨につき説明があった。

ついで、広根委員長から次のような補足説明があった。

この合同会議が一昨年暮以来何回か開催され、その際にいろいろな問題の指摘があった

が、その中で二つほど印象に残った点がある。その第一は、今回の調査報告で学寮に関する原則的なものを国大協として出すようにしたいということで、これについては本報告(案)の10～11ページに学寮の管理運営に関しては国有財産法等の諸法規に違背しないこと、私生活費については個人負担を原則とすること、の二原則が示されている。しかし、それ以外の点についてはそれぞれの学寮の歴史的事実は認めざるをえないであろうということであった。第二は、本来の学寮のあるべき姿は何かという問題で、これについてはその理想像そのものが何かが論議され、この報告(案)の11ページ以下に従来の学寮イメージの転換の必要性が述べられている。それと、いま一つの問題としては、今回の学寮に関するアンケートの集計データの発表をどのように取扱うかのことがあるが、以上のようなこれまでの経緯をふまえたうえで、この報告(案)についてご検討いただきたい。

以上の説明に関して、概ね次のような問題の所在を指摘しながら意見が交された。

- この報告(案)のⅠ(アンケート調査の結果について)の章とⅡ(今後の学寮のあり方)の章とは切り放して別個のものとしてほしい。その理由は、寮生の大部分が貧しい家庭環境にあり、切実に援助を求めているという実情があるので、この報告書がこのままの形でだされ、将来の学寮は寮生の自己負担がふえることになるという方向が示されると、学生の反発をよび、せっかく平静を取り戻した学寮が紛糾することが懸念されるからである。
- 学寮については、はじめから管理形態を明確にして出発すればうまくいくのであるが、

中途から管理規定を設けたり、あるいは従来
の形態を更にきびしく変更することには学生
の抵抗があって甚だ困難を伴う。その観点か
らすれば、旧寮に関する部分と新寮に関する
部分とは別にすることが望ましいであろう。
なお、学寮の管理運営はどうすればうまくい
くかということについても、大学の独自性の
問題があることを考えなければならない。

- 学寮問題に関しては、既に45年11月から第3・第4両常置委員会の教員委員、専門委員をもって構成する「学寮に関する小委員会」においてその基本的諸問題について調査研究が行われ、その調査研究報告(案)が46年6月の総会に提出された。しかし、これについてはなおいろいろ検討すべき問題点もあるということで再検討するよう差し戻された。それで第3・第4常置合同委員会ならびに小委員会で再検討し、「学寮に関する調査研究中間報告」を作成し、46年11月の総会に提出した。しかし、この中間報告も、各大学が学寮について様々な問題を抱えている状況の下でこれを公表することは混乱を招くおそれがあるということで、これは学長の参考資料としてまとめたものとして「学寮に関する調査研究資料」という表題として各学長に送付されることになった。そのような経緯があったが、いまからその当時の状況を考えてみると、その当時は、文部省はまだ学寮建設の方針を全く立てておらず、新しい展望がなかった。また、各大学では旧寮についてそれぞれ問題を抱えて紛糾しているというような状況のところに、新しい学寮のイメージを提起したので、結局不承認になったものと思われる。

ところで、その当時と現在とでは学寮につ

いてどのような状況の違いがあるかといえ
ば、たしかに当時よりは学寮問題は落ち着きが
みられる。もう一つは、文部省が幾つかの条
件をつけてはいるが、古い学寮は新しく建て
替えていくという方針をだしている。このよ
うに二つのことが当時と現在とでは状況が異
なっているといえる。しかし、学寮問題は幾
つかの大学でいまなおくすぶりがみられる。
従って、旧寮に関する限りでは本質的な問題
にはそれ程の変化はないといえよう。このよ
うな状況であるので、今回はアンケート調査
を行ったことでもあり、各大学に何等かの報
告をしなければならぬが、その報告には、
この案に載せられている数字は外して別表に
載せ、本文としては、学寮にはそれぞれ異なる
歴史と実情があるという実態を抽象的に表
現すべきであろう。そして、ここに述べられ
ている大学の管理責任の強調や私生活費個人
負担の提示も、現状に対する提言としない
で、新寮建設の場合の指針とすべきであろ
う。そのように今回の報告は旧寮と新寮とは
完全に切り放してまとめるべきではなかろう
か。

- この報告書の内容は、せっかく実態調査を
してまとめられたものであるから、これの公
表を保留すべきではない。そうして、これか
らは新しい形の学寮を建てていくという方針
もあって、漸次その方向にすすむというこ
とであれば、学寮のあるべき姿はこの報告書
を読むことによって十分くみ取ることが可
能。従って、むしろこの報告書を公表して多
くの関係者に現在の学寮の実態と問題点なら
びに学寮のあるべき姿を理解してもらおうべき
だと思う。
- これまで数回の合同会議において、報告書

は何を書き何を公表するのか、その原則が決
まらなければ、小委員会としてはまとめるこ
とができないということを繰り返し強調して
きた。しかし、今日までの議論は賛成・反対
の両極にわかれ合意点を見出すことができな
い。ただ、慎重でなければならないのは実態
調査部分の公表である。これが安易に公表さ
れるとなると、それによって迷惑を被る大学
が全くないと言い切れない。この報告案その
ものもどちらかといえば新寮の方に力点を
おいてまとめたつもりである。なお、これの公
表については、その方法論についても検討し
なければならないであろう。

- この報告書はやはり前半の実態調査部分
と、後半の今後の学寮のあり方の部分とは別
にした方がよいと思う。そうして、公表する
ことによって大きな影響をもたらすのは前半
よりはむしろ後半の方にあると思う。前半の
部分は学寮に特に関心をもっている者にはす
でに知り得ている事実であって、それ程の問
題はない。問題は後半の部分で、ここに述べ
られている「学寮を生活援護的なものでなく
快適な生活環境を確保するもの」とする考え
方に対しては、学生側の反発が予想される。
文部省の新寮に対する考え方に問題があると
すれば国大協として批判すべきであるが、そ
うでなければ、後半部分が公表されればこの
考え方が逆に利用されるおそれがある。
- 前半の部分はすでに知られた事実であ
って、それがどのように利用されるかという
ことと、国大協が公表しそれが利用される
ということとはかなりの意味の違いがある。
ちなみに文部省の考えには理念があるわけ
ではない。従って後半のところ、文部省は学
寮について理念を持つべきであるということ
を述

べている。ただ、文部省の考え方に関係するところは管理責任を明確にすべきである、私生活費の自己負担の原則を明らかにすべきである、という二点だけである。

- この報告書を公表するかどうかは慎重でなければならぬが、この案の中に盛り込まれている内容は、今後の学寮の管理・運営の上に大いに参考になるので、公表ということの意義、その方法についても考えてみて何等かの方法をもってこの報告を学長ないしは学生部長には知らせてもらいたいものである。

ところで、学寮には食堂は設けないという考えがあるようであるが、立地条件上食堂がないと不便な所もある。地方大学の学寮に食堂がないということになれば、学寮としての機能は半減することになると思う。

- 学寮に食堂を置かないというのはおかしい。大学がこれをしっかり管理するという条件で、必要な所には設置できるようにすべきである。
- かつて学寮の紛争は食堂の炊夫の問題から起きた。従って、国大協として学寮には食堂を置くべきである、という形をだすのであれば、いかなる形の食堂を置きそれをどういう形で経営するかということと同時にださなければならない。更に問題が起きた場合の責任の帰属が明確でなければ、その解決は困難である。食堂の炊夫を大学雇にするか寮生雇にするかの問題を新寮の場合には明確しておく必要がある。また、管理上の問題として学生が勝手に炊夫を雇ってよいかという問題もある。
- その問題については具体的には触れなかったが、自己負担の原則が寮生にも適合するのはいうまでもないことであり、管理責任の問

題は各大学のそれぞれの管理形態の中で解決することにしておけば問題はないであろう。

この報告の将来の学寮のイメージの中では、私生活費の自己負担の原則を提示するとともに、生活困窮寮生に対しては別途救済方法を講ずることを提言している。そのようにしないと寮生と寮生外との均衡をとることはできない。この報告はその考えの線で貫いたはずである。例えば、炊夫の公務員化の問題にしても、私生活費は自己負担の原則を前提にしてまとめたものである。

- 寮生にも私生活費は自己負担の原則が適合するということであるが、その受益者負担の原則を忠実に守り、そのことを主張する寮生が学寮から出ていくという例がある。それは、寮生活と下宿生活とでは経費の点では幾らかの差はあるが、寮生活には寮のための雑務の負担ということがあり、更にその上に寮生活には思想の異なる者とのいざこざがあるので、そのような煩わしさから逃れたいということであろう。このような問題の対応も考えなければならないが、とにかく、アンケート調査の結果がどのようになったかは、各大学の学寮関係者には何等かの形で報告すべきであろう。
- 国大協としては寮生の対立抗争までこの報告で触れることはできない。しかし、報告の形式としては、前回のように秘扱いではなく、学長レベルまでには報告するという形をとることにすればよいのではなかろうか。

ここで、広根委員長より次のような提言があった。

この報告は、国大協の従来への報告にはない問題の特殊性があるので、例外の取扱いをするこ

とも検討しなければならないが、その前に、これまでの論議の要点を概括すれば、次のようなことになる。

第一点は、実態調査の結果は、これを公表するかどうかは別にしても、大学の学寮関係者にとっては貴重なデータであるということについては概ね意見の一致がみられた。しかし、問題は、このままの形で公表して参考に供すべきであるとする意見と、公表すれば学寮問題が再燃するおそれがあるので公表すべきでないという意見の両論があることである。そうだとすれば、この報告の前半と後半は切り放して別立てにして、前半だけの報告方法を考えるべきであるということである。

第二点は、今後の学寮のあり方に関する点であるが、寮生には国の援助に頼っている者が少なくない。従って、その生活援護の側面を直ちに省くのではないにしても、省くべきだとする考え方を余り強く展開することには問題がある。しかし、これに対しては育英事業の充実という他の対策から考えればよいのではないかという意見がある。それでこの部分については、現実面をも配慮して表現の点をもう少し検討する必要があるかとも思われる。

第三点は、学寮の将来像の問題である。この問題には国大協としても力を入れるべきであって、無原則的であってはならない。食堂の要否ということもここで論じられるべきであろう。しかし、この将来像のことを余りいうと学生側からの反発を招く懸念もある。大体以上のようなことがこれまでの主要な論点であったと思われる。

以上の提言があったのち、さらに意見交換が続けられた。

- 将来像ということ、この合同会議ないしは国大協としてまとめて出すことができるかどうか——各委員の意見はかならずしも大学の意見を代表していないし、各大学の考え方はまちまちである。
- 実態調査の結果と今後の学寮のあり方についての見解とを切り放して処理するという方針が早い時期にだされていたならば、この合同会議の作業はすでに終了していたと思う。とにかく、小委員会としてはこの合同会議で指摘される問題点、大すじの合意点をふまえたうえでなければ報告の案文をまとめることはできない。本日ようやくその要点を見出すことができた。従って、この報告案の将来像にかかわる部分はカットし、実態調査の部分を更に詳細なものにして、そうしてそれをいわゆる公表するというのではないが、学長までに報告することにすれば、論議の線に即することになるのではなからうか。
- さき程の受益者負担の原則の論旨は、例えば、この報告案では寮費は相応に高くしてもよいから寮の構造・設備をよくせよ、というイメージが述べてあるが、現実には貧しい寮生が少なくないから寮費の負担はなるべく現状の線がよろしいということであろうか。
- 寮を造る場合のプリンシプルとしては、はっきりしたものを前面に出してよいが、従来寮については過去の経緯があるので、一律に律し得ない事情がある。寮費の負担は現状がよいということではないが、その事情を説明する必要がある。本来は受益者負担の原則は貫くべきであって、今日の段階では国大協としてもその線をだしてもよいのではなからうか。46年段階ではその線をだすことにさえ合意が得られない状況にあった。受益者負担の

原則といってもその内容は様々であるので、なるべく安い方が望ましいのは当然である。従って、国としてはなるべく援助してもらいたいということは、国大協としては言うべきであろうということである。言い換えれば、受益者負担の原則は貫くとして、学寮は現在の新寮よりもデラックスにする必要はないし、寮費はなるべく安くすべきである、ということになる。現に新々寮の場合でもその設備に比して寮費は極めて安い。これは国が国費をつぎこんでいるからであって、そのような援助が今後も必要と思われる。

- 新寮の将来像について論ずる必要があるのであろうか。新寮建設についての文部省の方針は決っており、それに従って新寮が出来つつある。各大学はその方針の下に建設を進めている現状にある。その文部省の方針に問題があるなら意見を述べるのはよいが、当面食堂の問題くらいではないか。
- この報告には、学寮は人間形成の場という基本的な理念が欠如しているのではなかろうか。学寮の意義について国大協の統一見解があれば、学寮問題について学生と対応する場合にははっきりした姿勢を打ち出すことができる。
- 学寮が人間形成の場であり、広い意味での教育の場であるという論議は以前にもあった。しかし、これには建前と本音があって、今日では学寮は学生の勉学に適する場として対応していくという意見の方が多く、アンケートの結果も学寮を厚生施設とみる考えの方に傾斜している。しかし、一切教育的意義がないとするのは問題である。
- 教育的効果のないものは大学には不要である。

- そういうことであれば、学寮の将来像についてこの報告（案）で述べられているプリンシプルは妥当なものと思われるが、一方において現に援助に頼っている学生がいるので、その点を含めて表現上の配慮をする必要があろう。なお、この学寮に関する国大協の見解は文部省の見解を裏打ちするものではない。結果的には類似の結論が出るかもしれないが、例えば食堂問題などについては意見を述べることもできるし、そのほかにもなお問題があるであろう。そういう点をいろいろ考えて見解をまとめてはどうであろうか。この報告書のまとめについては、前半の学寮の実態に関する部分は公表しないで学長の参考資料という扱いにし、後半の学寮の将来像についてはこれまでの意見を取り入れてまとめあげ、もう一度審議したうえで各大学に意見照会し、その上で最終的に考えることにしてはどうであろうか。
- 将来像の方はもう暫く様子を見てからにして、取り敢えずアンケート調査の方だけまとめることにしてはどうか。
- この報告は、前回までの合同会議の合意としてだされているのであれば問題はないが、今次の総会で数名の委員の交代もあったことであるので、もう一度協議する機会を与えてもらって、十分検討したうえで了解することにした。
- 報告書の責任の所在であるが、この報告書が、この合同会議の名でだされるのであれば、その責任は第3・第4常置の両委員長に帰することになる。総会の了承が得られなければ会長の責任にはならない。しかし、合同会議としては総会の採択が得られるように努力すべきである。

- この報告書の取扱いについては、実態調査の部分は学長まで報告することについては合意があった。しかし、後半の方のいわゆる将来像の部分については機会を改めて検討するということになると思う。そして、その際に残される課題としては、第一に、学寮が人間形成の場であるか、厚生施設とするか。第二は、学寮の管理権はいかにあるべきか。第三は、食堂の問題である。これには立地条件とのかかわりがある。そのようなことであるので、もう少し問題を詰める必要がある。そして、その段階で理事会、総会に諮り、そこでこれを公表するか否かの問題も議せられることになる。
- 学寮はいかにあるべきかという基本的問題に国大協は答えなければならないということであるが、この問題に合意を見出すことができるかどうかその判断は容易ではない。
- 将来像についての論議の見通しがかならずしも明るくないとすれば、本合同会議としてはこの課題を暫くの間留保することも考えられるが、この報告（案）を初めてみた人もいるのでもう少し議論を詰めることも考えられる。
- これまでの論議の過程を顧みるとネガティブな意見の方が強く、まとめようとする方向での積極的な意見は殆どでなかった。このことは、それぞれの学寮がそれぞれ長い歴史と異なる経緯のうえに積み重ねられた事情にある。これを一つの統一見解にまとめようということ自体が無理があるということではなからうか。そこに学寮問題の特異性がある。従って、この課題をもう一度原点から議論してみても、同じような論議の繰り返しになる。そのように合意のえられない論議をふまえて

作業してみても、46年段階と同じような結果になる可能性は十分にある。

- この論点の結着を今日ここでつけることは適当でない。少なくとももう一度協議して整ったものができた時に議論したらよい。まずそれをまとめる努力をすべきである。
- 小委員会としては、この報告案の後半の基本線は変更することはないと思うが、新委員はこの案を十分検討されたうえで次回に意見を述べていただきたい。その意見をふまえたうえで、この報告の取扱いについても協議をお願いしたい。

以上をもって意見交換を終り、広根委員長より次のとおりまとめの提言があった。

アンケート調査からでてきた結果とその周辺にかかわる事柄は、小委員会の方でもう一度詳細に整理をして次回に提案することにする。そうして次回にもう一度この報告案の内容と取扱いを協議して結論をだすことにしたい。

今回は8月29日13時30分からとする。

以上をもって第3・第4常置委員会合同会議を閉じた。

続いて、第3常置委員会独自の議題について協議が行われた。

第3常置委員会議事要録

議事

1. 学生の就職に関する問題について

広根委員長より次のとおり説明があった。

去る6月3日の就職問題懇談会において、学生の就職にかかわる問題として指定校制のことが論議された。この指定校制というのは、企業側が特定大学の学生だけしか入社試験を受験さ

せないということであるが、これは社会的公正を欠き好ましいことではないので止めてもらわなければならない、ということでこの問題が話題になった。しかし、これは企業側がある特定の大学以外の学生の就職志望を全く受け付けないという、いわゆる「排他的指定校制」のことであって、これ以外の緩やかな指定校制をとっていることについてまでも大学団体が干渉しようということではない。このような事態を是正する一つの対策として文部省学生課から一つの案が提示された。それは、そのような極端な指定校制をとっている企業があった場合は、各大学はその具体例を把握して各大学団体に報告することにし、各大学団体はそれを文部省に報告し、文部省はこれを労働省に報告し、労働省はこれを経済団体・業種別団体等に連絡したうえで、企業側に対し行政指導をするというものである。この提案について各大学団体の意見を求められたが、大方はこれに賛成であった。それで国大協としては、どのような態度で臨んだらよいかお諮りしたい。

この報告に対し国大協としては賛成の意見が述べられた。

ついで委員長よりさらに次のとおり報告があった。

第二の問題は、求人票並びに求職票等の就職関係の書類の様式統一の問題である。これは、従来それらの書類には当該本人の資質、能力に直接関係のない事柄（例えば、差別問題にかかわるような具体的な本籍地の表示や家族関係の記載）も記載されていたが、これらの事項は社会的公正の見地から除くことにすべきである、という趣旨のものである。これについては各大学団体は特に異議はなかったが、その具体的な点までは論議は進まなかった。一応今後の課題

としてご報告しておく。

これに関しては、本日はただ報告があったことを了解するという事になった。

第3・第4常置委員会合同会議 議事要録

日時 昭和52年8月29日（月） 13：30～16：30
場所 東京大学社会科学研究所会議室
出席者 （第3常置委員会）広根委員長
綿貫、坂本、古屋、豊田、水野、後藤、
三谷、山田、永松、古川各委員
粟冠専門委員
（第4常置委員会）山岡委員長
白淵、渡辺、吉田、市古、鈴木、増尾、
太田、具島、中村各委員
井上臨時委員

初めに広根第3常置委員長から開会の挨拶があったのち、山岡第4常置委員長より新委員吉田東京医科歯科大学長の紹介があった。

議 事

1. 学察に関する調査研究報告書のまとめについて

初めに広根委員長より次のことが述べられた。

前回（7月26日）の合同会議で小委員会が作案した「学察に関する調査研究報告(案)」について審議をしたが結論までには至らなかった。この小委員会がまとめた「学察に関する調査研究報告(案)」は、Ⅰ「アンケート調査の結果について」とⅡ「今後の学察のあり方」の二つの章から構成されていて、「今後の学察のあり方」には「アンケート調査の結果」から得られた見解が述べられた部分もあるが、両者は性格的にも、また基本的な問題にしてもかなりの相違があり、また各大学に与える影響も異なること

思われる。そのようなことから、前回の協議では、この二つの章は切り放してそのとりまとめと扱い方を別々にして、Ⅰについては小委員会において、もう少し詳細なものに整理をしてまとめあげ、Ⅱについては、去る6月の総会において委員の交代もあったことであるので、新委員の新しい視点からの意見も伺ったうえで、その内容と扱い方を協議するというのであったと思う。

ついで、本日の議事のすすめ方であるが、じつは、今日午前中に小委員会を開催し、そこでⅠの部分について各提案担当者から修正案の説明があった後、それについて検討が行われ、なお、その扱い方についても前回の論議をふまえながら意見が交された。そこで、まず小委員会の方からⅠの部分の修正案についての説明を伺うことにする。そして、Ⅱの部分については、Ⅰの方の協議が終了した後で意見交換をお願いすることにしたい。

ついで、綿貫委員（小委員会委員長）より次のことが述べられた。

前回は小委員会としてお約束したことは、報告書のⅠの部分については集計資料も加えてもう少し丁寧に作成しなおすことであった。そこで、新しく作り替えたのが本日配付した資料である。これについて各項目ごとにそれぞれの提案担当者から説明することにする。

続いて、次のとおり各提案担当者からそれぞれの資料をもとに説明があった。

- (1) 学寮に関する意見調査の結果について
(鈴木委員)
- (2) 実態調査の結果ならびに学寮の形態について
(綿貫委員)
- (3) 寮生の範囲、在寮期間等について
(粟冠専門委員)

(4) 入退寮について (水野委員)

(5) 光熱水料（基本料を除く）について
(永松委員)

(6) 寮生の食事情について
(井上臨時委員)

以上をもって報告を終り、ついで綿貫委員より次のことが附言された。

小委員会においては、いま、各小委員から説明したとおりの資料を持ち寄って午前中に検討した。その際に、とくに問題になったのは井上委員担当の「寮生の食事情について」の中の「調査のあと書き」の部分である。これは調査結果にもとづく「意見」を述べたもので、これをこの報告のⅠの部分に取り入れることは、全体の統一の上から小委員会としては疑義があるが、この点は合同会議の意見を伺うことにするという事になった。

なお、この報告の取扱い方については、前回に論議があったように、とくに入退寮の手続、光熱水料の徴収、炊夫の身分（公務員化されている炊夫の割合）等について、ここに現れている調査結果をそのまま公表することには問題がある。小委員会においては、この報告は、学長止りにするのが適当である、という意見が強かったことを述べておきたい。

以上をもって小委員会の説明を終り、ついで、この報告書の取扱いについて協議が行われた。その際にとくに次のことが問題として指摘された。

①「意見」を述べている部分はⅠの「調査の結果」から切り放し、Ⅱの方の「今後の学寮のあり方」についての論議の一環として後で検討することにした方がよい。

②この報告の内容には微妙なところがあるの

で、その取扱いは慎重にし、国大協としては、この報告書は学長宛のものとして配付するのがよい。

- ③この報告書は、学長に配付することによってどの程度のメリットがあろうか。もしデメリットが大であって、学長に配付することによって学内の平静を乱すことになるおそれがあれば、むしろ学長にも配付せずに委員長限りのものとした方がよい。
- ④この合同会議としては秘扱いとして各学長に配付する方針とするが、総会に報告する際に以上の問題点を付言し、慎重を要することを強調してこれの扱いを決めてもらうことにする。
- ⑤この報告書の細部の調整は第3・第4両常置委員長および小委員会に一任することにする。

以上をもってⅠ（アンケート調査の結果について）の協議を終り、Ⅱ（今後の学寮のあり方）についての審議に入った。

これについて、まず広根委員長から次のことが述べられた。

前回は、Ⅱの「今後の学寮のあり方」についても熱心な討議が交された。その際に、去る6月の総会における常置委員会委員の改選で新しく委員になられた方々から、この報告（案）は今日（前回）初めてみたので十分な意見を述べるができない。したがって、この（案）を持ち帰り検討したうえで次回に意見を述べることにしたいという意向の表明があった。

なお、前回の論点を大まかにまとめてみれば次のようなことであったと思う。

第一点は、学寮問題はいまようやく落ち着きはじめているところで、この（案）にあるような

見解がされるとなると問題を再燃させる恐れがあるので、この時点でこれを発表することは問題がある。

第二点は、文部省では、いま学寮の近代化（鉄筋化、個室化、外食化等）という方向で新しい寮の建設をすすめている。この構想のうち食堂を置かないという点には問題はあるにしても、そのような情勢にある際に国大協から、いまこのような報告をだしても意味がないのではないか。

第三点は、この報告（案）を総会に報告した場合に、前回（46年）の調査研究報告書と同様に、これの公表は承認されないのではないかと懸念がある。そうなれば、そのようなものを作ることに努力しても意味がないのではないか。

第四点は、37年に学徒厚生審議会の答申がでているが、その中に、この報告（案）にあるような趣旨のことが述べられている。すなわち、学寮は貧困学生の収容施設であってはならないが、学寮の教育的機能をより有効ならしめるためには環境の整備、奨学金制度の充実に努める必要がある、という見解が述べられている。しかし、環境の方はある程度整備されたが、奨学金の方はそれ程の充実をみることができない状況にある。それで今回、同じ趣旨のものを国大協が発表しても同じような結果のものになる、という意見があった。しかし、これに対しては、国大協としては学寮に対する基本的見解を持つべきであるとの反対の議論もあった。

なお、学寮問題のこの課題は、総会の付託事項であるので、何等かの回答をだして、合同会議としての責任は果たすべきであるという議論もあった。

以上のような幾つかの論点があったと思う。

そこで、Ⅱの方の報告についてこの合同会議としてどのように対応すればよいのであろうか、お諮りする。

これに関して、概ね次のような問題点を指摘しながら意見が交された。

- 学寮問題は次のような多くの問題がある。
まず、根本の問題として、大学が学寮を持つことが良いのか悪いのかということが、学寮問題の出発点になろう。次に、学寮を持つ必要があるとなった場合に、学寮の性格の問題として教育施設か、厚生施設か、その両面を兼ねたものかという問題がある。その次に、管理運営の問題として、学生の参加を認めるべきか、認める場合にどの程度参加さすべきかの問題がある。次の問題としては学寮と学生の生活援護との関係、学寮に食堂を附設することの可否、学寮は個室がよいのか相部屋がよいのか、快適な学寮と言われる寮施設の整備の程度、外国人学生との同居の是非、身障者の入寮の問題等々が、今後建設される学寮についての問題として議論されなければならない。そして、現在の学寮については、管理権の問題と負担区分の問題をはっきりさせるべきであるということは、提言すべきだと思う。ただ、それを目標とした具体的な扱いは各大学に任せることにすべきであろう。
- ただいま提案された問題の全部とはいわな
いまでも、その殆どが、これまで数回の合同
会議ないしは小委員会において論議され今日
の段階に至っていると思う。ところで、前回
の申合せでは、新委員の方にこの報告（案）
を検討してもらって、そのうえでの意見を今
日伺うことにするというのであった。そこ
で、新委員の方に、この合同会議のこれまで

の作業内容を理解してもらうために、これま
での経過を説明しながら、この報告（案）の
内容を紹介することにしたい。

まず、今回の報告では旧寮については触れ
ないことにして、これから建設されるものに
ついて、こうすればよいのではないかという
ことを述べた。在来の学寮には、それぞれの
大学の特殊事情、歴史的条件、あるいは学寮
施設自体の違い等があって、その上に積み重
ねられた実際の取扱いの相違があるので、こ
の報告では議論の外においた。そして、も
っぱらこれから建設する学寮についてどのよ
うに考えればよいのか、という観点から、細
かな点を捨象して調査資料に現われた基本的
な問題を中心にして、学寮イメージの転換の
必要性ということを主張しているわけであ
る。それは、現在は入寮を希望する学生は多
くはなく、むしろ少ないといえる。ところが
学寮を必要としないという大学は殆どない。
大学はいろいろな理由付けをして学寮の必要
性を強調しているが、実際には入寮希望者は
増えてはいない。この違いがどこにあるのか
ということが問題の出発点になっている。

その一つとして、終戦後の学寮は、ともか
く経済的に困窮な学生に宿舎を与えようとい
う生活援護的な面を考えて、生活の快適性、
学習に適するかどうかは配慮されていなかっ
た。ところが経済成長の結果、今日では質の
高い学寮を希望する者が増えてきた。そこ
に、従来のような貧困学生の収容施設的な学
寮の考え方は改められなければならないなっ
た。その具体的な問題について述べたのが
「学寮の改善と充実」というところである。
そして、その基本的な柱となるのは国有財
産法その他における管理権の問題と受益者負

担の原則にもとづく経費分担の問題である。私生活費個人負担は社会的通念であり、経済的困窮学生に対する修学上の援助は奨学金によってカバーするのが本来の筋である。これを校費の援助によって寮費の軽減を図り、寮生のみを優遇するということは平等の原則に反する。そこが基本的な出発点になった。

- この学寮問題については50年12月より十数回にわたり合同会議ならびに小委員会を開催し熱心な意見が交されたけれども、いまだに意見の一致を見出すことができない状況にある。この背景には、各大学の学寮がそれぞれ長い歴史的条件の上に、それぞれ異なる対応をしてきたという経緯がある。このような各大学の学寮に特異性がある現実には肯定せざるをえないが、この報告書で述べられている管理権の確立と受益者負担原則の適用という基本原則は、学寮運営の努力目標として受け入れるべきである。これに触れない方がよいというのは納得しがたい議論である。
- この報告(案)に「快適な学寮」という表現が散見されるが、これは「勉学に相応しい学寮」というように修正する方がよいのではなかろうか。そうして、戦後の学寮は異常な状態にあったが、これからは正常な状態にしていこうというのであるから、管理権の問題と私生活費の個人負担つまり受益者負担の原則は、はっきりさせるべきである。それと同時に貧困学生に対する十分な手当てをすることも同列に取り上げるべきである。なお、管理権ということについては、もう少し具体的に述べる必要がある。
- 学寮問題について、在来の寮についてはそのままにしておいて、これから建設される学寮についての提案をしようということである

が、新しい寮についての考えを提案しておきながら、在来の寮については現状を肯定しておくということは、社会一般に対しての説得力が乏しいのではないかと思う。新しい学寮についての提言を掲げたからには、現在の学寮もその方向に向って管理運営を改めていかなければならない。しかし、そうかといって、現在の学寮についての正論はあっても、それを通すことがきわめてむずかしい状況にある。したがって、いま新寮建設が文部省の計画によってすすみつつあるので、その実行段階で問題を処理していくことにして、現在の時点では、理論としては何もださないでおく方が問題をうまく解決していくことになるのではなかろうか。国大協としては、将来像を掲げたからには、新旧の学寮を問わず、強力に対応していく姿勢がなければならないが、しかしそれは現実的な対策ではないと思う。

- 大学によっては新しく学寮をつくることもあるが、旧寮の問題についても解決の努力をしなければならない。ただ、旧寮については事情が複雑であるので、一概にこうすべきであるとはいえないが、そのあり方についての目標を示し各大学の参考に資することはできる。そういう方法を示すことができればよいと思う。
- 小委員会ができた時には、むしろ学寮の現状をどうすべきかということが検討課題であって、新寮は別途に考えるということを出発した。そうして、その検討段階においてアンケート調査をすることになった。そして、その結果の整理作業の過程において、どのようなまとめにするかということが、この合同会議において数回にわたって協議された。しか

し、なかなか意見の一致をみることができず、今年の春になって、今回は新寮を中心にして見解をまとめることにして、旧寮については具体的に触れないことにする、ということになった。その合意をふまえて小委員会でもとめた原案がこの報告（案）である。このような経緯があるのであるから、議論を逆に戻すことなく、これまでの経緯の上に立って、この報告（案）の処理を検討されたい。新寮中心か旧寮中心かという議論になれば、ただ、これまでの議論を繰り返すだけになる。

- IIの「今後の学寮のあり方」の部分においては、旧寮、新寮を問わず学寮のあるべき方向として国有財産法等の諸法規に違反しないこと、私生活費個人負担の原則を適用すること、などの基本方針を打ち出している。そして、これを柱として今後の学寮のあり方を考えると同時に、困窮学生のためには育英奨学制度の抜本的改善を提言している。こういう考えでよいかどうかということである。
- Iの「アンケート調査の結果」についてはこれでよいが、IIの部分は議論が尽されていない。もっと問題を整理して審議すべきである。根本問題は学寮は必要かどうかということであり、そこから議論を進めるべきである。
- この合同会議が設けられた経緯は、文部省においては新寮建設を計画的にすすめる姿勢になった。一方、学生の方の考え方そのものも変わってきた。そこで、国大協としても、この二つの動向をふまえて学寮問題については一步前進すべきではないかということが出発点になった。しかし、それには現在の学寮の実態をふまえる必要があるため、アンケート

調査を行った。このアンケートに対し各大学が率直な回答を寄せられた点は大いに評価される。この結果をふまえて学寮の管理運営の改善ができれば大きなメリットである。旧寮も含めて、前進する方向で各大学がそれぞれのやり方で改善を進めて行くということが眼目である。IIの部分において主として新寮の問題に絞ったのは、旧寮に触れると問題が錯綜するからで、決して全体のことを考えないわけではない。学寮の情勢はよい方向に向っているため、これをさらに前進させるように考え方をまとめたいと思っている。

- 新寮建設を推進するとしても、それは福利厚生施設をつくるのか、教育的効果を狙いとしてつくるのか、各大学はどのように考えているのかについて、もう少しすすんだ検討を試みなければ、新寮建設の目標は立てようがないのではなからうか。
- 学寮を教育施設とするか、厚生施設とするかについても、すでに議論された問題である。今回の学寮に関する意見調査を実施するに当たって、当初は詳細な項目を考えたが、45年に行った前回の調査結果からすると、意見調査をストレートにやっても、これには本音と建前があって、でてくるのは建前の答だけになる。これでは意味がないということで、今回の意見調査では学寮の必要性の観点ということだけに止めた。実際は本音をききたいのであるが、これを引き出すことはむずかしい。もともと学寮の性格論を論議しても埒があかない。学寮には教育的効果が全くないとはいえないが、教育的効果を強調すれば管理運営強化の面が出てくることになる。しかし、学寮の現実には福利厚生的なものに傾斜してきているので、そこから出発することにな

った。

- 小委員会がこの報告(案)以上の答案を書くとなると、各大学に迷惑をかけることにもなりかねない。今回の調査研究の出発は、大学によっては学寮建設に熱心なところもあるし、文部省もそれに応じて建設しようとする計画はもっているが、その因るべきプリンシプルがはっきりしていないので、これをつくらうということであった。そういう趣旨で原案の作成を小委員会が委託されたのであるが、合同会議では様々な意見があつて統一方針が定まっていな。そこで、委員の交代もあつたことでもあるので、小委員会を除いた第3・第4常置委員会の合同会議において、そもそも学寮をつくらうという意思があるのか、また現状を変える必要を感じているのか、ということについて、はっきりした線を出して貰わないと、小委員会としてはどのようなまとめにすべきか答える術がない。
- これまでの議論を大きな論点に絞ってみれば、一つは、将来の学寮については、この報告(案)にある程度のまとめにならざるをえないであろうということである。もう一つは、将来の学寮問題について、いまの時点で議論することは必ずしも適當ではないのではないかという議論がある。

ところで、本日の議論をこの報告(案)に織り込んで形を整えることはできないわけではないと思うが、もう一度原点から基本問題を洗い直すとなれば大変な作業になる。今後どのようなすすめ方をとればよいのであろうか。
- 本日の議論の段階からすれば「今後の学寮のあり方」の部分については、まだ、各委員の十分な検討が行われたとはみられない。し

たがって、各委員は大学の担当者と十分話し合いをされる必要がある。とにかく、学寮問題は、いわば休火山と同じようなものである。何時何処で紛争が再燃するかわからない状態にある。小委員会としては、やりようによっては各大学に迷惑をかけることにもなるので、合同会議において基本ラインの統一見解をみたくてなければ作業をすすめることができない。

- この会議の議論には殆ど進展がない。それは、いま学寮問題を論ずることはようやく平静化した学寮に対し「寝た子を起す」ことになるという考えがあるからであろう。それで、問題の核心に触れる議論もでてこない。学寮問題は休火山と同じである。国大協が何をしようとしまいと、それには関係なく問題の起きる可能性が十分ある。一方、学寮については社会一般からの批判があつて、従来どおりのあり方では管理できない事情がある。もう一つは、負担区分にかかわる大学財政が限界にきている問題がある。この二つのことからしても、大学としては何等かの方策を建てなければならない。それには国大協として、例えばこの報告(案)にあるような基本方針を打ち出してもらえば、各大学はそれをふまえて問題解決に当ることになる。かつての大学紛争の当時は、大学側に学寮に関する知識が十分でなかったところに問題の処理を困難にした要因があつたと思う。
- この問題のすすめ方としては、現在の段階で委員長の方で問題を整理してもらつて、それについて各大学で十分ディスカッションをして、そのうえでこの会議に臨むようにするのがよいと思う。ここで思い付くままに漫然と議論していても実りある結論はでてこない

のではなからうか。総会には問題を整理してからでないと報告できない。議論は論理的に進めないと効果がない。

- 各大学の意見をまとめてこの会議に臨むことが建前ではあるが、学寮問題について大学で意見をまとめることは容易なことではない。また、仮に各大学の意見がまとまったとしても、それをここで統一見解にすることは更に困難なことである。そうして、まとめるとしても、結局はこの報告(案)にある程度の線になるのではなからうか。
- 学寮問題について各大学の意見をまとめるということだけでなく、話題になっている問題のうち、とくに、①管規について、②炊夫の公務員化について、③入退寮について、④光熱水料費について、の4点について、建前論ではなく現実論としてどのような考え方があるかを、それぞれ検討され、次の機会に述べてもらいたい。それがわかれば大体の考えがでてくるので検討作業が進められると思う。そういうことでⅡの「今後の学寮のあり方」のところは当分の間各大学の検討に任せることにして、Ⅰの実態調査の報告書は、今月中に小委員会の方で最終案をまとめることにしてはいかがなものであろうか。

概ね以上のような意見が交されたのち、委員長より、本日の議論のまとめとして次のように述べられた。

Ⅰの「アンケート調査の結果について」の方は、小委員会の方で最終的にまとめることにする。なお、総会には、この報告書は事柄の性質上、学長までに配付するものとする。そうして、その扱いは秘扱いにされたいというコメントを付けて報告することにする。

Ⅱの「今後の学寮のあり方」の方は、もう少し時間をかけなければ結論はでないであろうということであるが、その検討の方法として、まず、各大学において、この課題について現実論としてどのような考え方があるかを検討してもらうことにする。その上で、その意見を、ここで出し合いながら議論をすすめることにしたい。しかし、そうなれば、それには相当の期間を要することになるが、その点は了承されたい。

続いて、第3常置委員会独自の議案について協議が行われた。

第3常置委員会議事要録

議事

学生の就職に関する問題について

初めに広根委員長より次のとおり説明があった。

例年のように近々の中に就職問題懇談会が開催され、再来年卒業する学生の就職について、その就職事務開始時期のことが話し合われることになる。来年3月卒業する学生については、10月1日求人求職活動開始、11月1日選考開始というパターンで協定になっている。従来はこの時期が企業ペースで決められてきた感がなかったとはいえない。ところで、この問題について工学部長会議の方から、10月—11月協定は学生にとっては前期試験および卒業論文などで時期としては適当でない。については8月推薦開始、9月選考開始というように8月—9月協定にされたいという要望がでている。この問題には私立大学の事情あるいは中央と地方の大学の違いというように種々の事情がからんでいる。

かつての青田買という問題はなくなったが、国大協としては学生の教育上の観点から、就職事務の開始時期は何時が最も適当であるかについて一定の見解を持つ必要があるので、これについてご意見を伺いたい。

以上に関して若干の意見が交されたのち、毎年変更することも適当ではないが、国大協としては9月—10月の線が最も望ましい時期である。しかし諸般の事情からして10月—11月の線に同調する用意もある、ということになった。

第5 常置委員会議事要録

日時 昭和52年7月19日(火) 13:30~16:30
場所 東京大学経済学部第一会議室
出席者 佐々木委員長
加藤, 平島, 平松, 伊地智, 井上, 神野,
芦田, 西沢, 岳中, 柿本, 金城各委員
白倉専門委員
(文部省)
川村国際教育文化課長, 光田留学生課長,
その他2名

佐々木委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

本日は第一に、マレーシア学長の招待について、その後の経過等につき文部省側より説明を伺うこと。第二に、総会で既に了解をえていることであるが、国大協の中に、マレーシア学長招待のための準備委員会を設けるについて、そのメンバー構成を決めること。第三に、連合大学院の問題について、一応の意見交換をしておくこと。以上のことをお諮りしたいのでよろしくご審議を願いたい。

議事

1. マレーシア学長の招待について

先ず、川村国際教育文化課長から配付資料

「昭和52年度学長招致計画による被招致者」ならびに「昭和52年度大学長招致計画滞日日程(案)」を基に次のとおり説明があった。

当初マレーシアの5大学の副学長全員を招致する予定であったが、その中、工業大学副学長が都合によって来日できなくなった旨連絡があった。来日副学長4名の略歴については目下照会中なので詳しいことが分らないが、マラヤ大学副学長と理科大学副学長の2名についてはここにも記されているように概略のことが分っている。いずれ先方から通知があり次第お知らせすることにする。

次に滞日日程のことであるが、この案に示されている10月4日から18日までの15日間ということについては、既に先方の同意が得られている。

ついで委員長より、前回提示の日程案が一部変更されたことについて説明があり、これが了承されたのち、準備委員会の設置に関し丁子事務局長から次のように説明があった。

今までの例からすれば準備委員会の構成メンバーは、一応訪問先の大学の学長ということであるので、次の6名になるがこれによろしいかお諮りする。なお、委員長は会長が当る慣例となっている。

委員長(会長)	向坊	隆(東京大学)
委員	宮島	龍興(筑波大学)
〃	坂本	是忠(東京外国語大学)
〃	佐々木忠義	(東京水産大学)
〃	岡本	道雄(京都大学)
〃	蟹江	松雄(鹿児島大学)

このことについて異議なくこれを了承した。

次に委員長より、文部省側から関連してお話いただくことがあれば伺いしたいと述べられ、光田留学生課長より次のような報告があった。

8月1日から13日まで、鹿児島大学とマレーシアの大学との間で、ゼミ（水産系をテーマ）が鹿児島大学において行われるが、これについての準備は完了した。

これについて柿本委員（鹿児島大）より次のような補足があった。

このゼミは、水産、農学、理学、経済についての学問の交流を図ろうとするものである。このような関係で、今回のマレーシアの学長招待はよい機会であるので鹿児島大学を訪問していただきたいと思っている。

ついで事務局長より次のとおり述べられた。

本日準備委員会の構成が決定したので、できるだけ早い中に準備委員会の開催をお願いする。なお、日程表で訪問を予定されている国立大学以外の諸機関に対して文部省の方から連絡されておられるか。また、例年は地方巡回の際随行をつけているが今回はどうするか。

これに対して川村課長より、本日日程案が決めれば訪問機関に対して連絡する。また、随行については、今回も但馬事務官（東大国際第一掛長）をお願いしたいと考えている、と述べられた。

以上の日程案に関連し岳中委員（熊本大）より、マレーシアの学長が鹿児島大学を訪問される際に、九州地区の国立大学の学長が一堂に会して懇談できるような機会を与えてほしいとの希望が述べられ、これに対して柿本委員よりできるだけその希望に沿えるように取り計らいたいと述べられた。

このあと、マレーシアの各大学の沿革、規

模、組織等について川村課長より概略の説明があった。

続いて委員長より次のことが述べられた。

マレーシアの学長招致とは関係のないことであるが、現在井上委員の方で個人的に接触されているオーストラリアの学長との交流の話は、来年度の学長交流の計画を議する際に関わりがあると思うので、その後の経過について井上委員より報告願いたい。

これについて井上委員よりその後の経過について次のように述べられた。

このことについては前回の委員会の際にご報告したが、オーストラリアの教育省のモリソンという人が視察のために奈良教育大学に来られたので、その際に国大協の学長交流事業のことを話し、もしオーストラリアに国大協のような機関があればそれを通じてオーストラリアとの学長交流をしたいとの意向を伝えた。同氏はその話に興味をもち、帰国後オーストラリアの国大協にあたる会の会長にそのことを話し、会長から2、3日前にそのことに関し来信があった。その文中に日本の学長を招待することを同僚とも相談しているとのことが記されていた。そのような状況であるので、どちらが先に呼ぶかは別として、オーストラリアとの学長交流を促進したいと考えている。私も学長の任期がこの8月で終るので、この問題を早く第5常置の正規なルートに乗せてもらうことを希望する。

以上をもって本議題についての協議を終わった。（文部省側退席）

2. 連合大学院について

初めに委員長より次のように述べられた。

連合大学院には、その構想として、農林・水産系と工学系とがある。この前の学長会議（6

月23日)の際に第1常置委員長の北村新潟大学長から、文部省は博士課程連合大学院のことをどう考えるかとの質問があった。これについての文部省側の話は、大学院問題懇談会の中間報告が4月に出される予定だったが、都合によってこれが果せなかったのが9月には結論を出すことになるとうことであった。さらに、大学院問題については、連合大学院、独立大学院、その他最近は各大学の積上げ方式による博士課程大学院構想などが出てきてその扱いに困っているとのことも述べられた。それで、連合大学院の現状について述べると、広島大学に52年度から工学系の博士課程が設置されたので、これがきっかけになって、中・四国の工学系博士課程連合大学院の構想に大きな変動が生じている。農学系についての連合大学院構想については中・四国でも熱心に取り組んでいて、これについては九州ブロックまでを入れて「西日本国立大学農林水産系博士課程連合大学院設置準備委員会」を設けて検討を進め調査費の要求をしている。関東地区の農林水産系連合大学院の方は52年度に調査費が付き、東京農工大学が世話大学となって進めている。

そこで、この9月に出る予定の大学院問題懇談会の結論が前向きのものであればよいのであるが、そうでなければ問題であるので、取り敢えず、関東地区の方で文部省へ陳情に行こうということになり、私もそれに同行して要望書を提出した。その際話題にでたことであるが、現在、農学系連合大学院構想として西日本構想と関東構想の二つがあるが、これを一本化して全日本構想とすることはできないであろうかという意見があった。

現在、考えられている連合大学院構想は、工学系は講座参加であり、農林水産系は個人参加

であって、何講座かあれば教授会をもつことになる。それから、セミナーハウスを設け、ここで各大学ではできないようなカリキュラムによって教育し、更にそこには最新の機器を装置して共同利用で研究する。管理責任については各大学が当るという考えであるが、この辺がまだ十分に詰っていない。しかし、概算要求の際には管理運営責任の問題が出るので、一応各大学が責任をもつという形で進めることにしている。いま一つは「全日本構想」のことであるが、この問題については西日本の方と連絡をとり、ゆくゆくは一本化する方向で進めていきたいと考えている。

第1常置委員会では、大学院問題懇談会宛に去る2月23日に大学院博士課程に関する要望書を提出している。この要望書の内容は、次の三つの柱から成り立っている。

- ①従来博士課程をもっているところの博士課程を充実すること。
- ②新しく出来る独立大学院については、これを極力進めること。
- ③連合大学院構想として、工学系、農林水産系のものがあるが、これらについては十分配慮すること。

さて、9月に懇談会の結論が出るということであれば、国大協としては9月前にもう一度要望書を出さねばならないであろう。この問題について、現在までは、第1常置が検討を重ね、要望を出していたのであるが、先般、第1常置委員長から第5常置も「大学間の協力」という建前があるのであるから、国大協の立場から強力にプッシュしてほしいという希望が述べられた。

第1常置では、この25日に委員会を開いて、農林水産系連合大学院構想について、関東の川

村教授(東京農工大), 中・四国の船田教授(愛媛大)の出席を求めて, 主として管理運営の問題について検討するということである。それで, 第5常置としては, 第1常置と連絡をとりつつ, 前向きにこれらの構想が首尾よく発足するような努力をすべきであろうと考え, 本日協議をお願いすることにした次第である。

以上の趣旨説明に続いて芦田委員(愛媛大)より次のことが述べられた。

ただいま話のあった農林水産系連合大学院の全日本構想のことについては西日本の方でも検討しているが, いままで出した概算要求(設立準備費要求書)によって西日本の構想をご理解のうえで支援をお願いしたい。

以上のことについて次のような意見が交された。

- セミナーハウスは各ブロックに設けるといことになるのであろうか。
- 関東地区ではブロック方式でスタートするという構想である。そうして, 設置されたセミナーハウスや共同利用施設についての管理運営, 予算措置等は, その設置された各大学がこれに当るといことになる。
- 農学系の連合大学院は個人参加であるが, その教官の資格審査についてはどのように考えているのであろうか。
- その資格審査については相当厳しいものになるであろう。設置準備委員会の報告によると, 旧制大学における審査と同じレベルのものを考えている。
- 連合大学院構想の狙いの真意は学位審査権にあるように思われる。実際問題として学生が, 遠隔の地から移動して講義を受けるということは困難ではなからうか。

- 相当遠隔地の大学の参加もあるので, 学生・教官の移動をどうするかということはこれから詰める問題であろう。
- 博士課程となると, 実験を要する分野の学問では少なくとも2, 3年を要する部門もある。更に連合大学院については, 学生・教官の移動の問題がある。このようなことを考えれば, むしろ共同利用研究所を設けそこでセミナーを開く方がやりやすいのではないか。
- 連合大学院については次のように考えている。連合大学院に20講座できると研究生は40人となる。主任教授が教育研究指導者となり, 参加各大学に施設をつくり, そこに学生を連れて行き宿泊して適任の教官の講義をきくようにする。その旅費は出す。最先端の研究は共同利用でやる。また, 学位の審査については近い所の大学から適任な審査者に集まって貰って行く。なお関連した問題として次のようなこともある。発展途上国の留学生は日本で学位を取って帰国したいのであるが, たとえば農学系にあっては博士課程のあるのは, いわゆる旧制大学だけであって, これに進学するのは容易でない。したがって, 連合大学院はドクターコース進学への一つの解決策となるのではないかとも思われる。
- 博士課程進学の問題は, 留学生だけに限られた問題ではない。いわゆる新制大学でもマスターコースは殆どの大学にできつつあるが, そのマスターコースを出た学生はドクターコースのある大学を受験しなければならない。しかし, その進学は容易でない。このような場合を考えても, 連合大学院構想は現在の大学が持つ悩みの解決に資するものと思われる。そのモデルケースとして, その可能性の一番強い農林水産系連合大学院構想を国大

協としてバックアップしてこれをさらに他の学問分野にも拡大していくよう進めることは必要であろうと思われる。大学院問題は現在第1常置委員会で取り上げているが、本委員会としてもこれに協力する立場で連絡をとりながら進めて行きたいと思う。

以上のような意見の交換があって閉会した。

第6 常置委員会議事要録

日時 昭和52年9月28日(水) 10:00~14:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 今村委員長
和田, 九嶋, 畑, 太田, 蓼沼, 佐野, 三上, 川村, 竹山, 円藤各委員
石塚, 吉田, 佐藤, 大川, 高梨, 萩原各専門委員
(文部省)
中西人事課長, 滝沢大学課長, 他1名

今村委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より次のような挨拶があった。

本日の議題はご案内したとおり4つあるが、そのほかに専門官制度の問題についてもご協議願いたいと考えている。なお、昭和53年度概算要求ならびに定員問題についての説明のため、文部省の中西人事課長ならびに滝沢大学課長にご出席を煩わすことにしたのでご了承いただきたい。なお、議事に入る前に本委員会の関係事項について2、3ご報告することにした。

(1) 日教組大学部会との会見について

日教組大学部会から会見の申入れがあったので、去る8月22日会長と共に、畠山大学部長ほか4名と会見し、さきに、日教組から国大協の総会に対し提出された要望書の処理、教職員の待遇改善、定員問題、大学予算ならびに入試改

善問題等について意見の交換を行った。

(2) 昭和53年度予算に関する要望書の処理について

去る9月13日に財政・定員問題小委員会の合同会議を開催して、例年のように概算要求の時期に関係各省庁へ提出する予算に関する要望書について審議し、その原案を作成した。この予算に関する要望書は、例年であれば9月末開催の委員会で文部省側より概算編成方針の説明をうけ、それを基に原案について審議・承認を得た上で、理事会の議を経て、提出するのが例であるが、本年は53年度概算要求に関する要望のほかに、52年度の補正予算に関連する経費節約問題についての要望—学生経費や教官研究費を節約の対象にしないようにとの要望—をも行う必要があったため、例年より時期を繰り上げざるを得なかった。そのような次第で、去る13日の合同小委員会では要望書原案を決定し、9月16日に会長、岡本副会長と同道のうえ文部省、大蔵省、行政管理庁、人事院へ出向いて、これを提出し要望した。

その際、大蔵省に対しては、53年度予算において特に基礎的教育研究費の充実と入試実施体制の整備等を配慮されるよう要望した。文部省においては、専門的教育研究補助職員の処遇に関連し専門官制度のことが話題となった。また、行政管理庁においては定員問題について要望したが、合意にまでは至らなかった。更に同日、吉田東大事務局長および丁子国大協事務局長と共に人事院を訪れ、加藤人事官に面接して、この要望書を手渡し、特に専門官制度の問題について意見の交換を行った。

以上が最近の本委員会関係の状況報告である。

議 事

1. 昭和53年度予算に関する要望書について

まず委員長より、このことについては先程ご報告したとおりであり、順序は逆になったが文部省側より来年度概算編成方針についての説明を伺うことにしたい、と述べられた。

ついで滝沢大学課長より資料「昭和53年度概算要求重点事項」を基に、次の各項目について詳細な説明が行われた。

I 高等教育改革の推進

放送大学の実施推進

教員大学院大学（仮称）等の創設・創設準備等

技術科学大学の整備

高等教育の改革・整備調査

II 大学入学者選抜方法の改善

III 国立大学の整備充実

大学等の創設・創設準備等

学部・学科等の新設・改組等

大学院の拡充整備

短期大学の整備充実

高等専門学校の整備充実

外国人教師，在外研究員，内地研究員の充実

基準的教育研究経費の充実

IV 公立大学等の助成

V 医学教育の充実

VI 教員養成の改善充実

VII 学生の厚生補導の充実

VIII 育英奨学事業の拡充

育英資金貸付金

私立大学奨学事業援助

このほか、関連資料として「昭和53年度国立大学学生増募要求数等」に関する資料の配付があった。

以上の説明に対して、概ね次のような質疑応答が行われた。

○ 筑波大学の整備という項目の中に「身体障害者高等教育機関等の設置調査」という要求事項が掲げられているが、これは、各大学における身体障害者の受入れという考え方とは別に、ブロック別あるいは中央の筑波大学で統一的にするという考えがあるのであろうか。

○ これは、身体障害者教育を推進する会議からの要請によるものであって、一般大学への受入れということと平行して、単独の特別な高等教育機関（短大レベル）を設置することによって、それには、筑波大学に設置するのが最も適当であろうということである。なお、各大学の身障者の受入れについては従来通りである。

2. 定員問題について

初めに委員長から次のように述べられた。

定員問題については、既に第4次定削の段階に入り、52年度より4年間で3.2%の削減を行うことになっているが、国立学校の定員削減については、初年度分の0.8%は0.6%（第3次定削の3年次分相当）とし、その差の0.2%は最終年度に回すということで処置されている。そのような取決めとなった経緯を知りたいと思い、飯島（前）委員長の説明をきくことにしていたが、本日まだ出席されていないので、出席あり次第当時の経緯とその後の経過についてのご報告をお願いする予定にしている。なお、この問題は、今後の定員問題と関わりがあるので、この問題についての文部省側の考え方を人事課長から伺いたい。また、文部省の方で教育研究補助職員の待遇改善の方策として専門官制

度について検討を進めているとのことであるが、その内容についても併せてお話を伺いたい。

なお、国立大学の定員問題に関しては、さきに第6常置で佐藤専門委員を中心にして「第4次定員削減と国立大学の実態」という調査資料をまとめた。これを過般の総会に報告したところ、内容に一部デリケートな箇所があるということで、さらに整理の上、各大学に参考資料として送付することが了承された。そこで、その修正原案を佐藤専門委員の方で作成していただいたので、まず、その説明から願います。

ついで、佐藤専門委員より、次のような説明があった。

文章全体の流れには変更はない。主な修正箇所は次のとおりである。

①「国立学校職員の職種分類表」という詳細な分類表があったが、これをそのまま公表することには差障りがあるということで、この職種別内訳の部分は削除しその定員総数だけを表示するに止めた。

②この報告書は、代表的な2、3の大学をモデルにしてまとめたのであるが、その際に他の1、2の大学からも資料提供などの協力を得た。しかし、それらの大学の固有名詞をここに掲げるのは適当でないので、A、B、C、D等の略号を用いることにした。

その他の部分については、前回の報告書どおりである。

以上の説明があったのち、委員長より次のとおり述べられた。

ただいまの報告書についての修正について、ご異議がなければ理事会の承認を得た上で、学内限りの資料として各大学へ送付することにし

たい。

以上のことが了承されたのち、委員長よりさらに次のとおり述べられた。

このような調査資料を作ったのは、今回の第4次定員削減が各大学にこういう深刻な影響を与えているということを実証的に示してみたわけであるが、国大協としては、まだ、第4次定員削減の問題の解決がついたとは理解していない。これまで、初年度分を最終年度へ繰り越すというかたちをとって、その間に、抜本的な改善策を考えて、その中で、この繰り越しの問題も含めて解決したいという考え方があった、というように漠然ときいてはいた。そのようなことから国大協としては、この問題に対処するために定員問題小委員会を設け国立学校の定員問題について検討を始めたが、現在のところは、まだ具体案ができていないわけではない。そこでまず、人事課長から、これまでの経緯についてお話を伺うことにしたい。それによって第6常置でも今後の検討の目安を見出すことにしたい。

これについて中西人事課長より次のように述べられた。

第4次定員削減は、初年度の実施段階に入っているが、この計画については、文部省でも、極力、国立学校に迷惑がかからぬように関係方面と再三折衝をした。その結果としては満足するところまでには至らなかったが、最終的には、教育研究ならびに診療を直接担当する教官、附属病院の看護婦、医療技術職員および船員については削減率は0ということでもまとまった。その他の職員についても教育研究の円滑な遂行を期するために、できる限り削減負担の軽減措置を講ずるということで、国全体の一般職としては5.18%という削減率であるが、国立学

校職員の削減率は定員の2.21%（教官、看護婦等削減率0のものを含む）というかなり軽減した率となっている。これでもなお厳しいが、行財政硬直化是正という政府の基本方針に沿わざるを得ないので、現在のところこの削減率を4年間で実施しなければならない状況にある。しかし、その間に、国大協の方と文部省の方で検討して、良い解決方法を見出したいと考えている。現在、文部省にも具体的な考えがあるわけではないが、国立大学関係については何とかしたいと考えている。

続いて、佐藤専門委員より、その当時の経緯について、次のとおり補足説明があった。

たしかに当時の経緯には不確かな点があった。第4次定削の折衝段階では、国立学校の定員の一部を総定員法の枠外にすることが容易に決まらず、微妙な状況にあった。そのような状況の中で8月24日の閣議で各省庁に対する削減割当数が決定された。これについて翌25日に井内官房長が林会長を訪ね、次のような話し合いがあった。第4次定員削減は、52年度以降4年間で3.2%の削減を行うということが決ったが、52年度についてはできる限り国立大学に迷惑をかけないよう配慮する。すなわち、第4次の初年度は、第3次の最終年度にあたる52年度分に上乘せせずに、これまでの計画どおり第3次の削減数だけの削減（0.6%）にとどめる。なお、このこととは関係なく、国立学校定員の一部を総定員法の枠外にだすことを検討中である。これができることになれば国大協の要望にかなり沿うことになる。とにかく、8月19日に提出された国大協の要望の線に沿って努力したい、というようなことであった。

その後、本年5月2日に国立学校設置法の一部改正が行われ、これによって昭和48年以後に

設置された国立大学、医学部、歯学部等の職員は総定員法の枠外とすることになった。この措置によって、今後の定員問題の事情は従来とは異なってくると思う。この改正のメリットは、もう少しこれらの進展をみないと分らないので、いますぐ定員問題をどうしろということはむずかしいのではないかと思われる。

以上のような説明があったのち、概ね次のような意見の交換があった。

- 前回（9月13日）の定員問題小委員会においても、48年以降の新設大学の定員が、総定員法の枠の外に出たことの結果によるメリット、デメリットを見た上で定員問題を検討しようではないかということであった。
- 来る11月の国大協の総会では、第6常置委員会として、この問題について、何らの提言もしないということであろうか。
- 現段階では委員長としては、用意はないが、何か意見があれば伺いたい。
- 前回の小委員会では、53年度予算に定員に関する計数的なものが出た時にその説明をきいて、具体的な実情を把握しないとはっきりしたことはいえないのではないかということであった。
- 現段階で定削について申入れ書のようなものを作ろうとすると、極めて迫力のない腰の弱いものになる恐れがある。国大協としては何もしないというのではなくて、53年度予算に関する要望書の中でも、第4次の定削に触れて、国立大学の特殊性を十分考慮されて教職員の定員確保ならびに所要の増員の施策を講じてほしいということ述べているのであるから、これでよいのではなからうか。
- これまで数回の定削によって国立大学の事

務職員は相当数減っている。そうして、第5次定削もないとはいいい切れない。このような状況の中で文部省の方で事務機構の合理化、簡素化というような検討はされていないのであろうか。

- これについては、各大学で検討されていることだと思うが、これを機会として、新しい学部を設置あるいは改組をする場合に、従来のような事務局と各学部との関係とは違う新しい方式を考えている。
- 既存の組織は待遇等の関係もあって、これらの合理化、簡素化ということは思うように簡単には考えられない。
- 事務組織の改組ということもあるが、煩瑣な事務処理の簡素化ができないものであろうか。
- 第2次定削から第3次定削に至る過程で、この問題について検討した結果、会計事務等は省令までの段階で直せるものは大体直したが、法律や政令によるものは手をつけられていない。
- 秋の総会で、第6常置として定員問題についてどのようなことを提言すればよいのであろうか。
- その問題については、53年度の定員要求について、設置法から外れた部分の増員要求と、第4次定削による財源をつかって増員する分とを分けた資料が、もし、できれば、それを分析してみることによって、第4次定削に残された問題の取り組み方もでてくるのではなかろうか。それを分析してみても第5次定削がすぐ来そうだということであれば早急に対応しなければならないが、当面の経過を見る余裕はあると思う。そうして、途中の段階で国大協として、何を何時の時点で言うのが

適当かは、もう少し状況が先に進んでみなければわからないのではなかろうか。

秋の総会までに、第6常置が何も取り上げないということではない。第6常置は、この問題をもう少し分析してみて、今回の法改正がどのような結果になるかをみた上で、データを揃えて検討してみなければ、何を言うべきかがわからない段階である。

- 第6常置としては「昭和53年度予算に関する要望書」の中でも、定削問題に触れ、国立大学においては、数回の定削により困難な事態に立ち至っているのも、53年度予算編成にあたっては、教職員の定員確保ならびに所要の増員を図ることについて格別の配慮を要望すると言っている。これ以上のことを言う資料も論理も現時点ではもっていない。
- 国立大学の教育研究機関としての特殊性ということが、定員削減をしないということにつながればよいが、そこがまだ十分には解明されていない。それをやる必要がある。
- 今の段階で第6常置としては、やらなければならないことは、どのような抜本的な対案があるかということを探索することであろう。それには、具体的には国立学校職員の全部が総定員法の枠外に出るということもある。そのほか、いろんなケースを挙げてみて、実際のメリット、デメリットを整理して検討するということが、当面なすべき作業ではなかろうか。まずケーススタディーをやってみることである。
- 総定員法の枠内の定員の要求と、設置法による別枠の定員要求の、二種類の要求を出すのは今度が初めてである。これが、どのように扱われるかは現在はわからない。定員要求には枠の設定というのがあって、来年度の枠

は今年度の要求の4分の3が限度である。これについては、総定員法の枠内の分は勿論、別枠の分についても同じ考えである。このような状況であるので、枠外に出たからということで、急に状況がよくなるということでもない。いずれにしても、今回の予算要求の様子を見なければわからない。その時期は最終的には査定がなされるときであるから来年1月頃であろう。

以上をもって定員問題についての意見交換を終り、委員長より、定員問題小委員会は今後次の三つの問題について作業を進めることにしたいと提言があり、了承された。

- ①定員問題の抜本的な具体案について実証的な検討を行う。たとえば国立大学の定員が総定員法の枠外に出たことによるメリット、デメリットの問題などを実証的に検討する。
- ②国立大学の「特殊性」について、これを具体的にどう立証できるかを究明する。
- ③事務の簡素化の問題を検討する（ただし、これには庶務または経理関係の代表者に出席を依頼し意見を求める。なお、国大協としては問題点の指摘にとどめることにする）。

3. 専門官制度について

まず、委員長より次のように述べられた。

国立大学には、教育研究補助職員でありながら、技術的にも専門的な知識においても優れた人材が相当数いる。しかし、現在のピラミッド型の組織ではポストがないため頭打ちで埋もれているという実情がある。ただこの問題は、待遇問題の面からだけでアプローチできる性質のものではなく、大学の組織とか、その他の問題とも関わりがあるので、第1常置の問題でもあ

る。したがって、第1常置と合同の小委員会を設けて検討をはじめることにはしたい。なお、この専門官制度について文部省の考えを伺いたい。

これについて中西人事課長より次のとおり説明があった。

国大協からの国立大学教官等の待遇改善に関する要望を受けて、7月5日に文部大臣より人事院総裁宛に、教員等の給与改善に関する要望書を提出して折衝をしている。その中に、教務職員、技術職員、図書館職員等の教育研究補助職員の職務が、大学における教育研究の基盤を支える極めて重要なものであり、かつ特別な知識および技術を必要とするものであることにかんがみ、専門官定数の新設等を要求している。

以上の説明に関し次のような意見が交された。

- これは制度的にはどのようなものか。現在ある専門官のようなものか。
- 専門官という名称をつくって、現在4等級止りの者を3等級まで昇格できるような待遇改善を考えている。
- 科学技術庁に研究公務員の処遇改善のための委員会があって、ここでも技術職員の処遇改善を要望している。これについては各省の直轄研究所においても同様の要望があるので、文部省だけでなく、そのほかの機関とも連合戦線を張らなければ実現はなかならうか。

なお、この問題は次の議題の「助手の調査」と連動するところもある。

- 講師相当の技官がおり、これは行政職3等級に見合うものであるが、これを教育職に当てはめないで待遇改善を図るとというのが研究

所長会議の要望である。

以上のような意見が交わされたのち、委員長より次のような提言があり、了承された。

現在、このようなことで専門官制度について考えられているのであるが、この問題については、国大協でも大学の立場からどのようなものが望ましいのか詰めてみる必要があると思う。これについては、第1常置委員長も同じような考えであるので、合同の小委員会をつくって内容を検討するというにしたい。なお、第1常置と連絡をとる関係もあり、その小委員会の構成ならびに人選等については委員長に一任させてもらいたい。

4. 助手に関する調査について

このことについて集計事務を担当された高梨専門委員より次のとおり報告があった。

本委員会で助手の待遇改善の問題を取り上げることになり、その検討資料を得るため去る5月末に各大学に対し「助手の任用に関する調査」（機関調査）を依頼するとともに、本委員会委員の所属大学を対象に「助手の職務の実態に関する調査」（個人調査）を行った。この調査に対し100%の回答が寄せられ、夏期休暇中これの集計に当たった結果、本日までに任用に関する調査の集計は終り、職務の実態に関する調査の方は中間段階という状況である。それで本日は任用に関する調査結果についてご報告する。

以上の前置きののち、別紙集計資料を基にその特徴点を指摘しつつ詳細な説明があった。

以上の報告に関し、助手の採用資格、専門官制度との関連、助手定員の振替、などについて若干の意見が交されたのち、委員長より、助手

問題についてはこの任用に関する調査の結果と今一つの職務の実態に関する調査の双方を合せて検討し、助手の待遇改善の必要性についての詰めを行うことにしたい、と述べられ、了承された。

5. その他

(1) 授業料問題について

この問題について、委員長より次のように述べられた。

第6常置としては、授業料問題についても検討をして、値上げの動きがでた場合に適切な対応ができるように用意しておく必要があると考えられるので、とくに異議がなければ学費問題小委員会を設けて検討に入ることにしたい。

この提案について協議の結果、畑（群馬大）、太田（東京学芸大）、蓼沼（一橋大）の各委員と大川（一橋大）専門委員の4名を学費問題小委員会のメンバーとして構成することを了承した。

ついで、これに関連し畑委員より次の資料について説明があった。

- ①授業料の推移と物価（消費者米価）との相関
- ②戦後における授業料と米価、生計費の推移
- ③授業料問題資料

(2) 週休二日制について

これについて丁子事務局長から次のような説明があった。

週休二日制の前半の試行については、各大学より文部省への報告の写しを国大協の方へも送付願って、荻原専門委員にこれをまとめていただいた。後期の試行調査についても、前回と同様のかたちで、まとめる必要があるので、第6

常置委員長名で各大学へ同様の依頼をした。この結果については、前期、後期を併せてまず給与問題小委員会で検討を行い、第6常置委員会としての意見をまとめることにしてはどうかと考えている。

(3) 大学財政に関する調査研究報告書について

大学財政に関する報告書作成の進展状況について、丁子事務局長から、次のような説明があった。

この報告書については、その中心となってまとめていた大石委員が外国出張で留守となったため、塩野専門委員が引継いで、8月中旬にそのまとめを仕上げ、9月10日に飯島（前）第6常置委員長と連絡をとり、ただいま飯島（前）委員長の手許で最終的なまとめを行っている段階である。なお、塩野専門委員の話では、2、3資料を追加したいとのことであった。

以上で本日の議事を終了し、次回は学費問題小委員会を10月17日（月）13：30～16：00に、給与・定員問題小委員会合同会議を10月22日（土）10：00～13：00に開催することとした。

マレーシア国大学学長招待準備委員会議事要録

日時 昭和52年8月8日（月） 16：00～17：00
場所 国立教育会館第6研修室
出席者 向坊委員長
官島（代：稲野）、坂本、佐々木、岡本、
蟹江各委員
但馬専門委員
（文部省）
川村国際教育文化課長

向坊委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。
本協会が推進を図ってきた学長の国際交流

は、昭和49年度以降3回に亘って実施され、本年度については、去る6月の総会の際の第5常置委員長の報告のとおり、マレーシアから4人の副学長を招待することになり、これに伴って招待準備委員会が設置されることになった。本日はその第1回の会合で、この招待計画の具体的事項についてご協議いただくわけであるが、この招待計画については第5常置委員会の方で種々ご検討いただいているので、本日の議事進行は同委員会の佐々木委員長にお願いすることにしたい。

議事

1. マレーシア国大学学長招待の準備計画について

初めに佐々木委員（第5常置委員長）より次のとおり述べられた。

前回総会の際に、本年度の学長の国際交流についてはマレーシアから4大学の副学長を招待する計画であることをご報告し、この計画遂行のため、会長を委員長とし関係大学長を委員とする招待準備委員会を設置することのご了承を得た。本日はその第1回の会合であるが、先程の委員長からの委託もあり、私が議事進行に当らせていただくのでよろしくお願いしたい。それではまず、その後の経過について関係者の方からご報告をお願いします。

これについて川村国際教育文化課長より次のとおり報告があった。

去る6月20日の第5常置委員会でこの件について協議が行われたが、それ以後格別の進展はない。それというのは、現在アセアン首脳会議が開催されており、そのため外務省関係者が多忙で、この件について先方との折衝を行う暇が

ないという事情によるものである。しかし、この首脳会議も昨日終わったので、これから先方との接触が行われると思うが、既に先方と了解ずみの来日日程、来日者等の基本的な点については予定の変更はないものと思われる。

ついで佐々木委員より次のとおり述べられた。

本日は招待日程の具体的検討を行うことになっているが、ただいまの話のとおり先方が予定どおり来日されるということであれば、先日の第5常置委員会でご了承いただいた概略の日程(案)を基に、細部の事項に関する検討に入ることにしたい。

(1) 日程に関する打合せについて

資料「昭和52年度大学長招致計画滞日日程(案)」に即し各地区の実施計画についてそれぞれ関係者より説明があり、接待に関する具体的事項(送迎、案内、随行、宿泊、会食、配車等)に関し以下の点が決められた。

10月4日

- 羽田空港到着の際の出迎えは文部省関係官と国大協第5常置委員長とする。その際の配車は文部省が手配する。
- 東京滞在中の宿泊は東京プリンスホテルとする。

10月5日

- 午前中文部省訪問、昼食は文部省が接待する。
- 午後東京大学を訪問する際の配車は文部省が手配する。
- 文部大臣主催レセプション会場は東海クラブを予定しているが、都合によっては東京プリンスホテルとする。
- 東京大学訪問以後の配車は東大が手配する。

10月6日

- 東京外語大学訪問(日本語学校訪問を含む)に全日を充てるので、配車手配、昼食接待等はすべて同大学が担当する。

10月7日

- 筑波学園都市訪問に全日を充てるので、筑波大学が案内、接待等を担当するが、往路の土浦駅までと、帰路の土浦駅から先の案内、配車等は文部省が担当する。

10月8日

- 日本学術振興会訪問(午前)、東京国立博物館訪問(午後)の案内は文部省が担当する。

10月9日～10月10日

- 日曜と祭日に当るので特に行事計画はなく両日とも休日とする。休日は自由に行動して貰うため特に付添い、案内人等はない方針とする。

10月11日

- 午前中東京水産大学を訪問、昼食を同大学で接待ののち早稲田大学を訪問する。その際、早稲田大学が昼食会場まで出迎えて案内する。この件については文部省から早稲田大学に連絡する。

10月12日

- 東京より京都へ移動。東京発の際のホテルー東京駅の配車は東京大学が手配する。
- 離京の12日から帰京の16日までの5日間、学長団一行の随員として但馬専門委員(東大国際主幹第一掛長)が随行する。
- 京都到着以後は京都大学が案内、接待に当る。宿泊は京都グランドホテルとする。

10月13日

- 京都市内見学を主とし、京都大学東南アジア研究センター訪問の際同センターで昼

食をとる。

10月14日

- 京都より鹿児島へ移動（航空機）。鹿児島空港ホテルで昼食をとる。午後の鹿児島大学の施設視察の際に練習船敬天丸の見学も行う。宿泊は城山観光ホテルとする。

10月15日

- 鹿児島市内視察後霧島に移動し、同所で九州地区国立大学長との懇談、レセプションを催す。宿泊はホテル林田温泉とする。

10月16日

- 鹿児島より東京に帰還（航空機）。羽田空港よりホテルまでの配車は東京大学が手配する。午後は自由行動とする。

10月17日

- 午前中は自由行動とし、午後は国大協主催懇談会および国大協会長主催のサヨナラパーティーを催す。なお、懇談会の前に準備委員会を開く。
- 懇談会とパーティーの会場は学士会館（神田）とし、時間は準備委員会は15時～16時、懇談会は16時～18時、パーティーは18時～20時とする。
- 懇談会の出席者、パーティーの招待者は昨年例に準ずる。
- 懇談会の際の通訳は、英語がよいかマレーシア語がよいかを先方に問い合わせたうえ東京大学の方で人選する。
- 文部大臣主催レセプション（5日）の際にはマレーシア留学生も招待する予定であるが、国大協会長主催のパーティーの場合にもこれを招待するかどうかは追って検討する。

10月18日

- 帰国出発の際の見送りは文部省関係と国

大協第5常置委員長とする。その際の配車は文部省が手配する。

概ね以上のことが了承され、これによって来日学長団の受入れ態勢がほぼ整えられた。

(2) 検討・確認しておくべき事項について

招待計画実施上取り決めておくべき事項について別紙資料記載の20項目について検討および確認が行われ、以下のことが了承された。

- 配車分担の全般のとりまとめは国大協事務局で調整する。
- 東京滞在中における訪問視察の際には文部省係官が付き添うことにする。
- 離京から帰京までの間は但馬専門委員が随行する。
- 乗車券、航空券の購入は文部省が手配する。
- 休日、自由行動の際の付添いについては、先方の意向をきいたうえで処置する。
- マレーシア大使館が来日学長の招待パーティーを催す計画があるかどうかについては、文部省から大使館に対し意向を打診する。
- 懇談会のテーマや訪問・見学先等に関し来日学長が特に希望があるかどうかを文部省から先方に照会する。
- 来日学長に渡される滞在費は昨年と同額の1人1日19,000円である。
- 来日学長自身が直接支払う費用（宿泊費、個人的食費・交通費等）のことについては、到着時の打合せの際に文部省より説明し了解して貰う。
- 同伴者は今回はない模様である。
- 来日学長団のリーダーあるいはアプローチ役を決めることについては、到着時の打

合せの際に相談する。

- 来日学長団滞在中における関係事務の連絡窓口は文部省国際教育文化課とする。
- 各大学等からの寄贈資料は文部省の方に送り届けることにし、文部省はこれを一括してマレーシアに郵送する。
- 招待事業の報告書のまとめの担当者は第5常置委員長一任とした。
- 宗教の関係で食物の禁忌があるので、その点文部省から先方に照会する。

(3) 来日学長宛招待状(案)について

別紙(案)について審議し、一部字句修正をしてこれを承認した。

(4) その他

懇談会のテーマに関し意見交換があり、発展途上国の大学学長が対象の場合は留学生問題が中心になろうとの意見に概ね一致した。

佐々木第5常置委員長が10月17~18日両日開催される農水産系大学学長会議(佐賀大学会場)に出席のため、16日午後より離京し17日開催の懇談会に出席できない事情となったので、懇談会の司会者については別途考慮することとした。

教員養成制度特別委員会 議事要録

日時 昭和52年7月15日(金) 14:00~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 須田委員長

岡路, 九嶋, 岩下, 大田, 岡本, 田浦,
橋爪, 三上, 竹山, 井上, 小野各委員
真下, 山田各専門委員

須田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

これまでに小委員会の方で検討を重ね、とりまとめていた「大学における教員養成の基準に

ついて」の調査研究報告書の原案ができ上がったので、本日これを審議の上承認いただければ、それを各大学に送付して、10月15日までに各大学の意見をいただき、それにより最終的に整理し、まとめたものを、この秋の総会に報告書として提出したいと考えている。

ついで、次のとおり新委員の紹介があった。

橋爪 貞雄 (愛知教育大)

三上 美樹 (三重大)

竹山 晴夫 (広島大)

議 事

1. 教育系大学・学部の設置基準について

初めに岩下委員より次のことが述べられた。

教育系大学・学部の設置基準の問題については、教大協で既に詳しい検討結果を出しているが、国大協としては別な立場から設置基準にかかわる基本的な問題についての検討を重ねてきたわけで、この原案はその集約である。なお、この原案は小委員会の各委員が分担して執筆したものを飯島(前)委員長が通読したうえ、全体の文脈を整えてとりまとめられたものである。

以上のことが述べられたのち、原案の朗読があった。

ついで審議に入る前に、岩下委員より、この原案に関し小委員会でも出された次の三つの意見について述べられた。

第一は、「教科の専門性と教員養成カリキュラム」のところ、①幼稚園教育、②小学校教育、③中・高等学校教育の三者を取り上げているが、さらに障害児教育の教員養成についても触れるべきではないかという意見があり、小委員会ではこれを④として付け加えるべきであろうということになった。

第二は、<「教員養成を大学で行う」基礎と

しての諸専門の深化の個所である。ここで触れていることは、非常に高度化、細分化された個別科学、個別芸術の専門家の存在というものが、教員養成の中で重要な意義を持つという主旨であるが、現在、教員養成の基礎的な学問分野として確立しようとしているものに教授学・教科教育学等があるので、そのこともここに付け加える必要があるであろうということである。

第三は、全体にかかわる問題であるが、「設置基準」という言葉に関することである。「設置基準」というのは、一般に設置のための最低の基準というように解されている。これに対して「大学基準」というのは、望ましい基準を指向するものと解されている。この原案において取り上げているのは後者の「大学基準」の問題であるが、文中に「設置基準」という言葉がしばしば使われているので、この点をもう一度検討して整理する必要がある。

以上のような説明があったのち、この原案について次のような意見が交された。

- この報告書の対象となるのは、文部省あるいはその他の中央行政庁であるのか、それとも大学一般ということであるのか。
- この報告書は、国大協として国立大学で教員養成を行うについては、どのようにすべきかという見解を表明したものである。したがって、条件整備という上での対象は、文部省あるいはその他の中央行政庁である。また、それと同時に大学自体の自省にも資しようというものである。
- 教員養成系大学・学部において現在指向されていることは、大学院の設置の問題である。そのような観点からいえば、設置基準の制定は急がねばならないであろう。

次は、教育実習の問題であるが、たとえば医学部の臨床実習では学生は実際の診療にはかかわらないので、とくに問題はない。ところが教育実習の場合は、教生が実習校で生徒に授業を行うが、これが教育上マイナスになるということで、受入れ側の実習校ではこれを喜ばない実情である。そういう現状をふまえて教育実習の強化をどう考えたらよいか。

- 教育実習についてはいろいろ問題はあるが、教生だけに任せているわけではなく、指導教官がついていて指導をしているのであるから、形態は違うが医学部の臨床実習とあまり変りないと思う。
- 課程制・学科目制のことについては、既に47年11月に出された調査報告書の中の「教育系大学・学部における課程制の問題」というところで取り上げられている。ここでの考え方は、教員養成課程は教育上の必要のみに応ずるべき組織とされ、またその学科目も、単に教育上の必要から定められたものであるということである。また、49年11月の「教育系大学・学部における大学院問題」の報告書にも、教員組織のあり方としての課程・学科目制の廃止ないし改善という意見がある。これらの考え方と、今回取り上げられている考え方の関係はどのようなことであろうか。
- 前回の報告書でも課程制そのものが悪いとは言っていない。課程制ということで学科制と種々な面で格差があることが問題なのである。課程制はある面からの教育システムの意味をもっているものであるから、それぞれの専門分野の研究ができるような態勢をとりながら、課程制という教育システムとしてもっているよいところを生かすべきであって、教員養成の場合にはそのような協力態勢がとれ

るところにメリットがあるのではなからうか。

- 障害児教育を取り上げるときに必ずでてくる問題であるが、障害児教育の教員養成の場合、現在の学部4年間でこれができるかどうかということがある。基礎免許をとることと並行してこれを修得することが可能かどうか。そうすると今の教員養成制度がこれによいのかという議論となる。大学が自主カリキュラムを考える場合に免許法との関係が出てくる。その他、根本的に改めねばならない問題——教員の任用、現職教育、教育実習、その他幾つかの問題があるが、現在の方向的なもの、制度的なものを見直す何か基礎的なものが示してもらえればよいのではないかと思う。

- この段階では一応このようなかたちで提案しておいて、指摘されたような改善策については、この案を提出したのちに、課題として取り上げることにした。

概ね以上のような意見交換があったのち、この原案を各大学に照会し、来る10月15日までに意見を提出して貰うことで承認された。

次に委員長より、国大協宛に提出されている要望書二件について、次のとおり報告があり、閉会した。

- (1) 大学院博士課程を置く国立大学教育学部長会議から「教職教育、教育実習の管理運営組織の充実について」の要望書の提出があった。
- (2) 昭和52年度春期九州地区国立大学長会議議長名で「高等教育免許取得のための実習について」の要望書の提出があった。

図書館特別委員会議事要録

日時 昭和52年9月28日(水) 14:00~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 今村委員長
広根(代:浅野), 増淵, 円藤各委員
田辺, 藤井各専門委員
深川臨時専門委員
(文部省)
遠山情報図書館課長, 田中専門員

今村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より開会の挨拶があったのち、次のとおり新委員の紹介があった。

増淵龍夫(一橋大)

田辺 広(千葉大図書館事務部長)

議事

1. 大学図書館の昭和53年度予算に関する要望書について

初めに、委員長より次のように述べられた。

図書館の予算に関する要望書は、本来ならば、この特別委員会の審議・承認を得たうえで提出するのが当然であるが、今年は、次の二つのことから、さきに提出することにしたので、本日は、その事後の報告をしてご了解を願うことになる。

一つには、国大協として関係各省庁に要望する「昭和53年度予算に関する要望書」を提出する時期と同時に提出することになったことである。

次には、昭和52年度予算の節約の問題が出てきたので、国大協としては大学経費は節約の対象から除外するよう早急に申入れをしなければならぬ事態になったので取り急いで提出するようになったことである。

以上のような事情があったので、この際図書

館に関する要望書も早めに提出することになり、去る9月16日に文部省、大蔵省および人事院へ出向いて提出し要望した。なお、国大協は図書館協議会の要望を十分にふまえた上で要望するという建前になっている。この国大協からの大学図書館予算に関する要望については、昨年は、その効果が参考業務職員の増員等に明らかにみられる。

以上のように、要望書提出の経緯について述べられたのち、深川臨時専門委員から「大学図書館の昭和53年度予算に関する要望書について」を基に、次のように説明があった。

この要望書は、昨年の要望書を継承して要望すべき事柄を検討した。なお、その際に国立大学図書館協議会の方からも文部省へ予算要求の意見書が提出されているので、これも勘案した。そのほか、国大協という立場から、国立大学図書館の在るべき方向ならびに外国の最近の図書館の状況等も併せて専門委員会で検討し作成した。

昨年の要望と異なる大きなところは、全国的レベルから考えての、専門的書誌、学術情報というものについて、センターあるいは流通機構ということを考え、そのような方向に国立大学図書館の行政を一步進めるべきであるということで、今回このことを特に提起したが、その主なところである。なお、この原案を作成する過程で文部省の意向も伺い、国大協の考えに平仄をあわせることにした。

2. 専門官制度について

まず、委員長より次のように述べられた。

これは、図書館にも関係があることであるが、本日午前の第6常置委員会で、専門官制度についての小委員会を設けて、これの具体的検

討をしていくことが了承された。

その主旨は、図書館あるいは技術系の職員の中で、高度の専門的知識をもって仕事に従事する者の待遇改善を図ろうというものである。これについては、文部省の方でも調査のうえで概算要求を出しておられるということであるが、国大協としては、大学の立場から組織的、計画的に望ましい専門官制度はいかにあるべきかを考えたいということである。なお、この問題は、待遇改善だけで解決される問題ではなく、大学組織・制度にも関わる問題であるので、第1常置と第6常置の合同の小委員会を設けて具体的な検討を始めるということである。

3. 今後の検討課題について

まず、委員長より資料「今後の検討課題について(メモ)」を基に次のように述べられた。

これについては、6月の総会にも口頭で紹介したが、これまで数回にわたって専門委員会において、長沢専門委員を中心に、大学図書館のあり方について、次の各項目を提起して検討が進められた。

(1) 大学図書館の現状

(2) 改善計画

- A. 書誌情報センターを目指す事業
- B. 学術資料センターを目指す事業
- C. 人材の養成と適正配置

(3) 先行事例と具体策

- A. 外国の事例
- B. 具体的施策

これを今直ぐどうするというのではないが、この特別委員会での意見、あるいは、文部省の考えも伺ったうえで、大学図書館の改善を国大協レベルで考える場合に、いかなる検討課題を提起するかということである。

そこで、まず文部省の方の大学図書館に関する政策と展望についてのご意見を伺うことにしたい。

これについて遠山情報図書館課長より次のような説明があった。

就任早々であるので、大学図書館の基本的な将来展望というものについて、いまここでお話しすることはできない。本日は、むしろ国大協の立場で出された53年度予算についての要望に対し、文部省が要求している概算要求を含めて図書館が抱えている将来の問題を説明し、その方向からフィロソフィーについても考えることにしたい。

ついで田中専門員より次のような説明があった。

1) 一般的な考え方について

大学図書館の一般的な問題としては、学術情報の流通という全体のシステムの中でこれを考えていかなければならない。そのことが現在大きな課題になっている。欧米では、既に開発され普及している各種のデータベースによる情報検索システムがある。わが国でも科学情報センターをはじめとして若干の実験的なネットワークのシステムの研究が行われているが、未だ、いろんな学問分野に跨った総合的なシステムとしては発展をしていない。このような二次情報の検索システムの総合的な開発を、今後考えていかなければならないのではなからうか。

これと関連して二次情報の検索システムが発達してくると、これに対応する一次情報を如何に整理していくかということが次に問題となってくる。わが国における学術情報資料の90%は大学図書館にある。その中の約50%は国立大学の図書館が占有している。ところが必ずしも大学における学術資料の体系的な整理は満足すべ

き状態ではない。例えば、データベースに入っている学術情報の極く僅かしか日本にはないのである。したがって情報検索システムが展開してきても、その資料を、わが国として総合的に整備充実していくということから考えなければならぬ。

図書館の問題に対しての取り組み方については、一般的な考え方としては、従来学生に対する図書館サービス、学習図書館的な機能というものが軽視され、必ずしも十分に配慮されていなかったのではないかといわれていた。文部省としては、指定図書予算ということをはじめとして、図書購入費はかなり充実したとみている。

大学図書館のもう一つの機能であるが、研究図書館としての機能が弱体な大学もあるので、今後は、この方面の整備充実も考えていかなければならない。これについては、本年度から実現した外国雑誌購入費、また昨年度で打ち切られることになっていた特別図書購入費が今年度も継続されることになったことなどが、その現われであろう。今後は、学生用図書の充実は勿論であるが、研究図書館の機能の充実ということも考えていかなければならない問題である。

以上が大学図書館についての一般的な考え方である。

2) 大学図書館の昭和53年度予算に関する要望書と概算要求について

概算要求に当って、国大協から要望があった各項目については次のように対処した。

(a) 図書館資料充実のための措置

① 外国雑誌購入費の増額

来年度は、これを最重点に考え昨年度の50%増を要求した。なお、自然科学系の雑誌については、各地区にセンター図書館を

指定し、それにその地区の共同利用の機能をもたせる。さらには全国センターの構想も考えている。

②特別図書購入費の継続・拡大

これは人文・社会系の特別図書の購入費であるが、今年度も継続を要求した。なお、配分対象は修士課程にまで拡大することにした。

③共同利用図書購入費の新設

これは、特別図書購入費の別枠として、1点500万円以上の大型コレクションの購入が、この予算に該当することになる。

④参考図書購入費の増額

これは、予算の総枠とのかかわりの中で、20%程度の自然増を要求した。

⑤学生用図書購入費の増額

本年度は12億7千万円であったが、来年度も学生用図書の充実を図らなければならないので、全体予算の動向に相応し増額を要求することになっている。

(b)図書館職員の制度の改善，増員ならびに待遇改善のための措置

①機械化のための専門職員の新設

図書館の機械化には47年度より予算がついているわけであるが、これは、図書館内部の事務処理のための機械化であって、機械を導入することによって事務の合理化あるいは省力化ができるということのねらいから設けられた予算である。したがって、そのために特別の職員が必要であるということは、その趣旨と矛盾する考えになる。ところで、機械化にはもう一つの側面がある。それは情報管理あるいは情報検索という面の機械化である。しかし、この側面の機械化は各大学内で考えるというよりは全

国的な立場から考え、全国センターというものを中心として、通信回線による情報検索システムにして、図書館はその利用者の立場から端末装置により検索するというかたちになる。そうなれば全国的な情報管理システムを動かしていく人材が必要ということになる。この情報検索システムについては、幾つかの大学で実験的な研究も進められているが、このような情報サービスを経常的に維持管理していくためには、その方面のスペシャリストが必要になる。そこで、それらの人材養成がこれからの課題である。53年度予算では、筑波大学に学術情報センターを設け、そのセンターにおいて兼ねてその職員養成もはじめることになっている。

②相互協力業務担当職員の確保

これは、次の参考業務要員とは違った内容の職員であるという考えから、将来の問題として考えていかなければならない余地があるとは思いますが、現在の段階では、次の参考業務担当職員の増員が、未だ残っているので、この項については要求していない。

③参考業務担当職員の増員

当初要求した残部の24名について53年度は要求している。

④図書館職員の研修旅費の増額

53年度には150人分の研修旅費を要求している。その他、在外研究員の枠を流用して在外研修を実施し昨年度は2名をイギリスに派遣している。これは、今後でもできるだけ継続して確保したいと思っている。

⑤司書職制度の確立

これは長年の懸案事項であるが、53年度は図書専門官という名称のもとに要求して

いる。

⑥図書館長、分館長の待遇改善

これは、来年度大規模分館についてののみ管理職手当（特別調整手当）を要求している。この大規模分館というのは、複数の部局にサービスをする複合分館のことである。

⑦事務部長、課長、事務長の管理職手当の増額

これは、ランクアップについて要求している。

⑧図書館職員の等級別定数の枠の拡大

図書館の職員構成は図書館職員と一般職員からなっているのので、図書館職員についての等級別定数の枠の拡大ということに対して、他の部局との関連もあり、いろいろな議論のあるところではなかろうか。

(c)図書館運営機能の飛躍的改善のための図書館維持費の増額

①人件費の増額

非常勤職員については、これを増やさないという方針である。パートタイム職員については効率もよいので、将来は人員を増やし、それに対応する予算を要求していく考えである。来年度については、夜間開館のためのパートタイム職員の単価アップということで、人件費を要求している。

②物件費の増額

維持費について積算の単価アップを要求している。

(d)図書館近代化のための措置

①機械化等のための措置

従来のかたちでの予算要求をしている。

②情報センター、学術センターの設置

これは、これから考えていかねばならな

い大きな課題である。

(e)図書館情報学の教育研究体制拡充強化の措置

①情報学の研究施設としては、昨年設置した東京大学の学内共同利用の情報図書館学研究センターがあり、今年度定員増がついている。

②教育体制の整備については、図書館短期大学があるが、これを筑波地区に移転し、国立の図書館大学を設置する構想がある。なお、これは54年度開学し、55年度から学生募集の予定である。

(f)図書館業務の国際的協力・交流促進のための措置

図書館職員の海外派遣については、前述したように今年度2名をイギリスに派遣している。海外からの招聘については、今年度は、学者招致計画によりアメリカのロースカロライナ大学より教授1名を招聘して、図書館大学、アメリカの図書館の諸情勢について講演をお願いすることが予定されている。

以上をもって53年度概算要求について説明を終った。

次に、藤井専門委員より資料「国立大学図書館改善要項改訂のための試案」について、次のような説明があった。

この試案は、昭和48年6月、国立大学図書館協議会第20回総会の議に基づき、同協議会内に設けられた「大学図書館改善」調査研究班の、ほぼ4年間にわたる調査研究の成果として、作成されたものである。

なお、この趣旨は序文のところでも述べられているとおりでである。ただ、しかし、今年の国立大学図書館協議会の要望にも、また、53年度の予算に関する国大協の要望書にも触れられてい

ないことで、一つの大きな問題がある。それは、大学図書館の施設整備についてである。これについては、試案のP.60の「大学図書館の施設・設備についての参考意見」のところで詳しく述べられている。要は、研究者のためのスペースが考えられていないということもあり、また、現在の図書館の規格では、大学図書館はどうにもできなくなっているため、この際、既設設備の規格面積の出し方について検討しなければならないということが重要な問題であると指摘している。

以上の説明が終わったのち、自由討議として次のような意見が交された。

- 外国雑誌購入費の増額のことで、理工、医学、農学の三分野について全国センターなり、地区センターを設ける構想があるということであったが、それ以外の学問分野についてはどのような考えがあるのであろうか。
- 予算との関係に大きな関連があるが、共同利用という前提に立って、そのような能力のあるシステムを持つ図書館が幾つあるかということを見ると、この三つの分野の図書館であろうということである。次に考えられるのが数学であるが、図書館の困窮度からしても実験系である前者の三つの分野ということになる。その他の学問分野では図書館の相互協力ということが見当らないということである。
- 現在は、医学について九州大学、農学を鹿児島大学にしているだけであるが、その他は各地区の要望に応じて設置していく考えである。ただ、全国センターは、その地区の地区センターをも兼ねることになる。
- 専門官については、定員を新しく要求しているのか、それとも3等級の定数を要求しているのであろうか。
- それについては、後者の3等級定数を要求している。図書館職員全体の定員枠は変わらない。
- 図書館近代化のための措置という要望事項についてであるが、これは図書館協会にも密接な関連がある。これからの大学図書館の課題は、図書館の近代化に重みがかかってくると思われる。さきほどの外国雑誌の配分にしても、拠点配分ということが重要になってくる。その意味からして、各大学のいろいろな要求を単に集約するというのではなく、将来を展望した一つの政策をもって、経済的、合理的に、そうして、現実の要請に応じた拠点あるいは重点をとらえながら配分していくということではなければならない。そのような観点に立って検討しているのが、配付資料「今後の検討課題について(メモ)」である。
- 図書館協会の中でも調査研究班において、図書館の機械化、相互協力という問題を提起して、これからの大学図書館は、どのように考えていくべきかということについて議論が進められている。いずれ報告書をまとめて公表することになるが、その報告書の中でも共同利用図書館という問題を取り上げて触れることになる。
- 国大協としては、国立大学図書館協会と離れて独走したのでは意味がないのであって、重点事項についてはやはり双方が共同に要望していきたいと思っている。そうして大学図書館が、それぞれの大学の中で十分機能していくように充実することが、先決の問題であろう。したがって、図書館の学内サービ

スの機能充実も、近代化の問題と平行して検討されなければならないであろう。

- 特別図書購入費についてであるが、これによって人文・社会系の大学院における教育・研究の充実を高めていくという方針のようであるが、しかし、全国には大学院をもたない大学が相当に多い。このような人文・社会系で、大学院の無い大学に対しては、どの程度の考慮がはらわれているのであろうか。
- 従来は、博士課程のある大学だけを対象にしていたのであるが、それでは限られた大学になるということで、修士課程の方から要望がでてきた。そこで、52年度に予算が増えたのを機として配分の再検討を考えてみたものの、専攻科目数の少ない修士課程に僅かな額を配分しても、この予算の意味がないということで、最低限度を決めての配分というように苦心をしている。
- 外国雑誌購入費を増額することによって、この特別図書購入費が圧迫されるのではないかと心配もあるので、そのようなことのないように配慮されたい。
- 国立大学図書館協議会からだした試案で指摘している改善案についてであるが、単に改善要項というよりは、これに照応して、大学図書館の将来展望という大きな観点から、文部省で考えておられる目玉となるものはどのようなことであろうか。
- 文部省として、ここで目玉を指摘するのはむずかしい。いずれもこれから検討に値する重要事項である。ただ、文部省としては、実現の可能性という要素も考えなければならない。なお、図書館の施設の問題もこれからの大きな検討課題である。
- 図書館協議会では、図書館の相互協力とい

う問題から、共同利用図書館構想について、アンケート調査をすることになっているが、この構想は現在の図書館が既に収容能力が限界にきていて、これをただ増築するだけでは十分に機能することができない事態になっているので、これを解決する方法として考えられたものである。このような状況からしても、これからの図書館行政は、広域行政ないしは地域行政のうえから機能しうる図書館ということになろう。

概ね以上のような意見交換があつて本議題の協議を終った。

最後に委員長より次のように委員の交代について提案があり、異議なくこれを承認して閉会した。

旧委員 清水 英夫（福井大学長）

新委員 丸山 健（静岡大学長）

特別会計制度協議会議事要録

日 時 昭和52年8月8日（月） 13：30～15：30

場 所 国立教育会館第2会議室

出席者 （文部省側）

木田、佐野、犬丸（代：柏木）、宮地、西崎各委員

阿部、滝沢、逸見各専門委員

大塚審議官、沢田審議官、中西人事課長、

佐藤計画課長、浪貝学生課長、その他

（国大協側）

向坊、岡本（道）、川上、今村、岡本（舜）、

蓼沼各委員

稲野、佐藤、丁子各専門委員

初めに議長の交代について、岡本（道）委員より、前回以後国大協会長の交代があつたので、慣例により向坊会長に議長を交代願いたいと述べられ、了承があつたのち、向坊議長主宰のもとに開会した。

まず、議長より議長就任の挨拶があったのち、次のことが述べられた。

本日は昭和53年度予算概算の編成に関連して文部省から協議会開催の要請があったので、ご参集をお願いした。ついてはまず木田委員（事務次官）のご挨拶から願います。

ついで木田委員より次のような挨拶があった。

文部省としては目下のところ各大学から来年度予算の要望を伺いながら、窮屈な財政の枠の中でいかに文部省予算の編成をするかに苦労しているところである。ご要望に十分沿いえない部面のあることも予想されるが、遺漏のないようにすすめていきたいのでご協力をお願いします。

以上の挨拶について、議長よりさらに次のことが述べられた。

次に、文部省から来年度概算の編成についての方針を伺った上で、これを中心に意見交換をお願いする予定であるが、その前に委員、専門委員の交代についてご報告しご了承をえたい。

最初に文部省側として、井内委員は今度は学術国際局長として、また宮地委員は官房長として今後ともご協力を願うほか、新たに西崎会計課長に委員を、また滝沢大学課長には専門委員をご委嘱したいのでご了承をいただきたい。

次に国大協側としては、先般第6常置委員長が太田東京学芸大学長から今村北海道大学長に交代され、また一橋大学蓼沼学長を会長指名の委員に委嘱したので、ご紹介する。

議 事

1. 昭和53年度予算概算要求等について

初めに、文部省側から53年度予算は現在のと

ころは、まだ検討をすすめている段階であるので、本日は数字で示すことができない。したがって、52年度予算の数字を参考にしながらアウトラインの説明にとどめることにしたい、と前置きののち、次のとおり資料をもとに説明があった。

(1) 昭和52年度文部省予算について

①文部省所管予算の事項別内訳

文部省一般会計予算総額は3兆1,409億円であるが、これは51年度予算のほぼ13%増になる。この一般会計予算の中身は小・中学校教員給与費負担52.2%が最も大きく、次は国立学校特別会計へ繰入れの23.4%で、この二つが大きなウェートを占めている。一般会計予算は例年増えているが、その中に占める国立学校特別会計への繰入れは例年23%前後を計上しているというすがたになっている。

②国立学校特別会計

歳入については、一般会計より受入れが7,334億円余で、これが特別会計の大きな柱になっていて、その他に自己収入、借入金、前年度剰余金受入れ、積立金より受入れを合せ全部で9,587億円余となり、これと同額の歳出をしているというのが、特別会計のすがたになる。この歳出は前年度対比で13.34%の増になっている。その中身で大きなのは運営費（人件費・物件費）で、そのうち物件費に含まれる教官当積算校費、学生当積算校費、特別教育研究経費等の国立大学の運営のうえの改善を要すべき部分の諸経費が16.82%で、一般の伸び率以上の改訂を図っていることになる。次は施設整備費で、これは国立大学の必要な統合整備等に充てるために要する経費である。

なお、補助金等の整理合理化ということが

ある。国立大学については幾つかの補助金があるが、53年度予算編成の過程において補助金等の整理統合については、一層の検討を加え、成案を得ることにしたいということである。

以上のような52年度予算のすがたをふまえて53年度の要求をすすめることになる。

(2) 昭和53年度の概算要求について

この資料は、7月29日の閣議了解事項であって、政府としての53年度予算に臨む基本姿勢が示されている。文部省の一般会計および特別会計予算もこの閣議了解の線で行われることになる。

その基本線は、歳入の約3割が公債に頼っているという現状からしても、概算要求はきわめてシビアな姿勢で臨むことになる。そしてここで4つの事項について厳しい見直しが指示されている。この方針に基づき予算要求額の枠が提示されており、政策経費については52年度概算要求では前年度の15%増であったが、53年度は13.5%の概算要求の枠内にとどめるということであるので、原則的には昨年度の要求枠より1.5%縮めた枠のすがたになる。したがって、53年度においては非常にむずかしい要求の作業にならざるをえない。それと既定の補助金を洗い直し、積極的に廃止、減額、統合等の整理合理化をすすめることが特に指示されている。

(3) 国立学校特別会計教職員定員増加状況について

定員要求について今年は事情が若干変ってきた。それは、原則として前年度の定員要求数の25%減を来年度の要求枠とする、というように新たな枠取りが行われたことである。昨年度は定割分を除いて3,240名が国立学校特別会計の増加数であった。これに対し要求数は5,000名

を上回る数であった。それが53年度は、学年進行およびこれに準ずる当然増ならびに無医大県解消要員を除く外の定員要求については25%減という枠がはめられることになった。したがって、来年度の特別会計の定員増については昨年度の要求数より約650名減の要求枠をたてなければならず、この枠内で各大学の要望に応えなければならない状況にある。

(4) 高等教育の計画的整備の進行状況について

これによれば入学定員で51年度1,342人、52年度2,010人というかたちで増加が行われている。高等教育懇談会から示された目途の数は55年度までは年間2,000人増であるので、53年度については、51年度が1,300台にとどまっていることも考慮に入れて2,500台の増を考え、関係の大学と具体の数を詰めていくことにしたい。基準的経費の要求については、先程の説明にもあったように枠取りのむずかしい状況にあるわけであるが、基本的には昨年と同じような率で学生当積算校費等の増を図ることにしたい。

以上をもって説明を終り、これに関して概ね次のような質疑応答が交された。

- 補助金等の整理合理化ということがありますが、国大協でこれに該当するのは、どのような経費があるのであろうか。
- このことは財政当局の方向性が示されたということになるが、必要な事項は廃止することができない。したがって、今後十分精査したうえで、検討し対応していかなければならない。国立大学に関係のあるのは、まず科研費が考えられる。そのほかには、学術振興会、国際教育協会、日本育英会の事務費およびセミナーハウスに対する補助金等がある。

- 国立学校特別会計にかかわる問題としては、そのほかに公務員のベースアップの実施に伴う行政経費の節約問題がある。昨年の例では一般経費5%、教育・研究経費2.5%の節約が被さってきた。これは、これからの問題ではあるが、今年度もベースアップとの見合で例年と同じように行政経費の節約は起こりうるのではないかと想像される。そうなれば国立学校特別会計には直接に切実な問題としてかかわりがでてくることになる。

なお、受益者負担の原則は来年度の概算要求には一層強く打ち出されてくるものと予想される。

- 定員要求が前年度の要求数の25%減になるということであるが、具体的にはどういうことになるのであろうか。
- これは原則としての要求枠である。特別会計で大きなシェアを占めている学年進行と病院関係は、この25%の枠から外され、それ以外の一般的な学部・学科・講座等の増設に伴う要求は25%減の枠内にとどめるということである。要求定員のすべてが充たされるわけではないが、来年度は、要求の段階ですでに各大学の要望に沿えなくなるということになる。ただ、この25%減ということは来年度の要求に限るものと理解している。来年度25%減で要求した数を基に更に再来年度も25%減というようなことになると問題である。

ついで、定員削減について文部省側から次のとおり報告があった。

定員削減については第1次は43年度から46年度、第2次は47年度から49年度、第3次は50年度から52年度にわたって実施された。しかし、この第3次定削はその3年目を迎えた段階で第

4次定削に切り替えられ、52年度から4カ年に亘り毎年0.8%、総計3.2%の削減を行うという第4次定削が昨年8月1日に閣議決定された。これによって国立学校関係では51年度末の国立学校定員の2.21%、数にして2,568人を52年度から4年計画で毎年4分の1ずつ実施するという計画になった。この第4次定削に当っては、国大協のつよい要望があり、国立大学はできる限り削減対象から除外するようというところで、行管と折衝の結果、教育・研究並びに診療を直接担当する教官、附属病院の看護婦、医療技術職員および船員については削減率0ということになった。そして、その他の職員についても、教育・研究の円滑な遂行に及ぼす影響を最少限度にとどめるように、削減負担の軽い職種を適用するような措置を講ずるということで、結局国立学校全体としては2.21%の削減率になった。しかし、国立学校を含め一般行政職員の削減率は5.18%である。これは行財政の硬直化を防止するための行政事務の合理化を促進するという政府の基本方針があり、一方では国立大学の整備拡充等の大幅な新規増員を必要とする問題がでてくることを考慮し、それに相応する定削を行う必要があるということである。

前述のように今年度は第4次の初年度であり、また第3次の最終年度でもあるので、その間の調整の必要がある。そこで、第4次の初年度の削減目標数が、第3次の残りの削減数を若干上回ることになるので、実行上混乱が起きないように既定の方針の第3次削減数の範囲内で削減を完了した。以上が第4次定削の概略の経緯である。

以上の報告に関し、次のような質疑が交された。

- いま報告のあったように第4次の初年度の削減が、第4次の4分の1(0.8%)ということではなく、第3次の残り分(0.6%)の削減であるので、その差引分(0.2%)の処置はあと回しになることになるが、その間に国立大学の定員問題について抜本的な解決策を講じなければならないという考え方もあるということであった。ところで、その具体的な解決策に何があるかということは必ずしも明らかでない。したがって、この際に、当時の関係者からその経緯の説明を伺い、今後の対策をたてなければならないと思う。第4次が問題なく終わればよいのであるが、仮に、第5次がでた場合に、第4次と同じような対応で乗り切ることができるかどうか、その対策もたてておく必要がある。国大協では、この定員問題検討のための資料として「第4次定削と国立大学の実態」をまとめた。これによれば国立大学の定員事情はきわめて困難な事態にある。一方では、国立大学の定員の一部を総定員法の枠外にだすことも講じられたが、これによって定削問題が片づいたわけでもない。このような事情をふまえて、この課題にどのように取り組めばよいのであろうか。その問題を検討するため、まず定削問題の経緯に詳しい国大協の飯島前第6常置委員長、井内学術国際局長(前官房長)等から説明をきく機会を持ちたいと思う。
- その問題については、52年度に第4次の定削が、従前からの第3次定削の途中にできたので、第4次の初年度の実行に混乱が生じないように、初年度は、第3次の削減数に上乘せせずに、第4次の最終年度に回すということであって、全体計画としては4年間で2.21%を削減するということである。
- 最終的には、第4次の残りの部分が立ち消えになるという期待があるなしは別の問題としても、要するに定削問題の対応が常に後手に回り、行政ペースに先取りされている。また、この定削問題を解決するために国立学校定員を総定員法の枠外にするという意見もあるが、これも問題があるようである。国大協側としてはこれ以上定削はして貰いたくないので、第4次の問題も含めて抜本的に解決策はたてられないものであろうかということである。
- つまり、この問題は、国立学校関係定員の第4次の初年度の削減数が、第3次の52年度削減数と同数であるから、第4次の4分の1に当る数より少ないわけである。したがって、そのしわ寄せがあとにでてくることになるが、そうなる前に抜本的な検討をして解決を図るということであった。この考えはいまでも変りはないであろうか。また、それについては具体的な計画として何かあるのであろうか。国大協としては第4次のしわ寄せが後払いになることは困るということである。
- 第4次の削減計画が4年間で2.21%であるので、初年度の差引分が最終年度にしわ寄せされる結果になる。しかし、その間に何等かの変更なり解決策が全くでてくる可能性がないとはいいい切れない。ただ、現時点では既定の削減計画が実施されることになっている。
- 現在のことを前提にすれば最終年度に減らしてくれとはいえないので、それまでに抜本的解決を図って、それによって解消しようということである。それには抜本的対策を具体化しなければならない。
- 国立学校の定員についての考え方が、他の行政機関の定員と全く同じ考えになじまない

のではないかという考えを前提として、国立学校の定員のあり方を通常の行政機関の定員とは別に考えることができなかつたということから、国立学校設置法を改正し国立学校の定員の一部を総定員法の外にだす措置が講じられた。これによって国立学校の定員事情が楽になったということにはならないにしても、総定員法の外にだす措置が講じられたということは、国立学校職員の定員についてのあり方を、基本的に考えようとする問題意識が関係省庁にもあるわけである。したがって、この問題は今後も同様に提起されるであろう。仮に、国立学校の定員の全部が総定員法の外にでても、そこにはメリットとデメリットがある。しかし、そこを土俵にして、今後の定員問題にどのような対応ができるかについては、国大協・文部省双方が検討しなければならない課題であろう。

- この問題については、まず第6常置委員会定員問題小委員会において文部省関係官にも出席してもらって検討をはじめることにした。

2. その他

以上のほか、次のことについて意見が交された。

- ①共通第一次入試の検定料についての考え方並びにこの新しい制度が実施されるための予算および定員について。
- ②大学院博士課程院生の研究等のための出張に要する旅費の予算措置の可能性について。
- ③研究者養成に深い関わりのある学術振興会の事業拡充のための予算増額について。

就職問題懇談会議事要録

日時 昭和52年9月29日(木) 10:30~13:00
場所 国立教育会館第9研修室
出席者 大学8団体、高専3団体
(文部省)
浪貝学生課長、清見課長補佐、他2名

開会に当り、文部省浪貝学生課長より次のとおり挨拶があった。

来年3月卒業予定者についての求人(求職)のための企業と学生との接触が来る10月1日より開始されるが、今年は昨年より就職戦線が苛烈な様相を呈するであろうとの風評が喧伝されている。それで本日は、まず来年3月大学卒業予定者の就職見通しについて各大学・高専団体からの報告を承り、ついで53年度以降の就職協定の問題、求人(求職)関係諸書類の様式統一の問題等についてご協議願いたいと考えている。

次に就職に関しての「指定校制」の問題であるが、これについては前回(6月3日)ご協議を願ひ、これの是正のためのモニター制の実施について検討していただいた。この指定校制是正の問題については文部大臣も熱意を示し、去る8月19日に自民党文教部会と共同して経済4団体の関係者を招き、これの是正について懇談を行った。そしてその日の午後、大臣はさらに経済4団体を歴訪し、重ねて要望を行った。その結果、経済4団体ではこの問題を取り上げて協議し、去る8月30日付文書をもって各団体傘下の企業に対し、いわゆる「排他的指定校制」を採らないよう通知した。そのような経緯もあり、前回検討したモニター制実施の案は見送ることにした。

もっとも、一般行政としては、就職協定や指定校制に関する苦情等があれば労働省、経済団

体等に申入れを行うつもりであるので、そのような問題がある場合には提出していただきたい。以上のようなことで、文部省としても、学生各人の能力が発揮できる公正な就職が行われるよう今後とも努力するつもりであるのでご了承ください。

以上の挨拶ののち、文部省側から配付された資料について係官から次のような説明があった。

お手許に配付した「昭和52年3月末現在の就職決定状況調査」は、任意抽出した大学30校、短大20校、高専5校の卒業者の中から任意抽出した約2,500人についてのものである。これによると、52年3月卒業者の3月末日における就職率は51年3月末とほぼ同様の80数%という結果となっている。

この80%を超える就職率は、就職希望者の中には留年者や進学、家事手伝い、自由業従事者等が相当含まれていること、また、卒業終了後は内定状況の把握が必ずしも完全に行い得ない事情もあること、などの点を勘案すれば、実質的には希望者のほぼ全員の就職が内定したとみて差支えないものと思われる。そのようなことで、経済不況下という事態にも拘らず、就職先の問題は別として、量的な問題としては、就職困難はなかったものと考えられる。

なお、本年度も昨年度と同様、大学及び高専卒業者の就職状況を把握し就職問題に適切に対処する参考資料とするため「就職決定（内定）状況調査」と「求人申込み状況調査」を昨年度と同様な要領で実施することにし、既に関係大学には依頼済みであるのでご了承ください。

圖議 事

1. 昭和53年3月卒業予定者の就職見通しについて

このことについて清見課長補佐より次のとおり述べられた。

来年3月卒業予定者に対する企業からの求人状況について、マスコミでは「晴れ後曇り」というような明るくない見通しを報道しているが、各大学の求人受付状況は現在どのような状態であるか、各大学・高専団体より報告願いたい。

これについて各団体よりそれぞれ次のような報告があった。

国立大学協会：本日の懇談会で、来年3月卒業予定者の就職見通しについての協議が行われるとの通知を受けたので、去る17日に各国立大学に対し、現時点における求人状況とそれに基づく就職見通しについての照会を行った。

期間が余りなかった関係で、昨日までに回答があったのは約60%に当たる53大学であった。しかし、その中には、一般の就職と余り関係のない医科大学や教員養成大学、また卒業期が9月である商船大学、あるいは新設早々に卒業生がいない大学等があるので、それらを除いた42大学について、現在の求人状況からみた就職見通しをまとめてみた。

今回照会した事項は、①例年と比べての求人数の増減、②求人者の傾向、③今後の見通し、④その他、の4点であったが、本年は昨年と求人受付の時期が変わった事情もあり、また求人受付開始後1カ月経過という時点でもあるので、昨年との比較も、また今後の見通しも、そう明確には掴みにくい節もあったようである。それと、各大学の伝統や所在地の関係また学部構成の差などがあるため、各大学の状況は一様でない面もあるが、概略の状況をまとめてご報告す

ると次のとおりである。

- ①例年（昨年）と比べての求人数の増減：昨年よりやや増加14, 大体昨年並20, 昨年よりやや減少8
- ②求人傾向：大企業からの求人減少17, 中小企業からの求人増加26, 営業・セールス関係の求人増加14, 流通業関係求人の増加16, 女子学生の求人減少17
- ③今後の見通し：昨年よりよい2, 昨年並17, 選り好みしなければ就職可能14, 昨年より厳しい7, 見通し不明2
- ④その他：公務員・教員, 公社・公団等の就職希望者の増加4, 採用中止通知があった6概略以上のような現況である。

公立大学協会：当協会加盟の各大学の調査資料が集まっていないので、都立大学の状況について報告する。まず求人件数については昨年と殆ど変わらない状況である。なお、採用見合せという通知が昨年より若干ふえているようである。

私立大学連盟：加盟各大学の状況について特にアンケートは取っていないが、全国各ブロック別に一部の大学に対し電話で連絡して求人の状況を尋ねてみた。それによると、求人件数はどこもふえているようである。この中には昨年求人がなかった企業からの新規求人が相当ある。なお、求人件数はふえたといっても1社当たりの求人数は減っている所もある。しかし、逆にこれがふえている所もあるので、全体的には大体昨年並の求人数と思われる。

求人において特徴的なこととしては、48年のオイルショック以来求人が低調だったメーカー関係の企業が、復活の傾向をみせていることが挙げられる。また、大学への求人票の送付は遠慮するという会社で、説明会の案内は出してい

る所がある。採用見合せをいってくる会社も若干あるが概して現在における求人状況は昨年と同じ速度で進行しているようである。全般的には世間で騒がれているほど心配する状況ではないようである。

私立大学協会：当協会加盟大学は196校であり、大学によって事情が異なるため求人状況もまちまちである。本日の会議のため、全国各ブロック別に一部の大学に電話や文書で求人状況を照会したが、その結果によると、全般的には前年並のようであるが、大企業からの求人が減ったり、求人件数はふえているが求人数は減っているというような傾向がみられる。

なお、各地区における特徴的な現象として次のようなことがある。北海道地区では、いわゆるUターン学生が地元企業を訪れるのがふえている。東北地区では、地元の有力企業は求人活動をまだ始めていないでのんびり構えている。首都圏（関東）では、求人件数は約1割増加しているが、大企業からの求人は少なく、中小企業からのものがふえている。また、採用人員は前年どおりといているが、適当な者がいなければ減らすという企業もある。それと、理工系関係にも営業関係の求人が多く来るようになった。そのほか、郷里での就職を希望するUターン学生がふえてきた。東海地区では、大企業の求人が落ち込み中小企業の求人がふえている。近畿地区では、求人件数は昨年並かやや増加の傾向だが、求人数と採用人員との差がみられている。中国・四国地区では、求人数はふえているが採用人員は逆に減っている。それと、Uターン学生が地元企業に求職に来ている関係で、その影響が出ている。九州地区では、求人件数は若干ふえているが大体昨年並と思われる。なお、女子学生の求人は少なく就職は厳しいこと

が予想される。

私立大学懇話会：来月の半ば頃に加盟大学が集まることになっているが、電話で照会したところでは求人はふえているようである。採用人員についても大体昨年並にいくものと思われる。

国立短大協議会：国立短大は勤労学生対象の夜間部であるので、一般の大学とは事情が違う。定職を持っていて入学する者が大半であり、入学時に定職がない者でも入学後に定職を持つ者が多い。若干は卒業年次に就職する者もいるが、それについては大学にくる求人で賄うことができるので、特に求人開拓をする必要はない。

公立短大協会：当協会の加盟大学は48校で、そのうち1校は本年開校のものである。その1校を除いた47校に対し先般二つの調査を行った。その一つは就職の見通しであり、二番目は指定校制についての迷惑の有無である。この指定校制の問題については、迷惑をうけたことはないという結果となっている。本年度の就職見通しについては、例年と変わらないようである。公立短大は卒業生も少ないので就職先も大体定着している。公立短大に関する限り、就職見通しは明るく、例年どおり就職できる見込みである。

私立短大協会：当協会の加盟大学は425校である。就職見通しについての調査はしていないので、はっきりしないが、各大学の事情が違うので一概にその傾向を云々することはできない。幾つかの大学に就職見通しを尋ねた結果では、求人件数は昨年並かやや多いというところである。求人先は中小企業が多い。また、学科によってはこれから先求人のあるものもある。それから指定校制のことであるが、当協会主催の研修会においては、この問題はそれほど大きな問

題としては取り上げられていなかった。

国立高専協会：総体的にみると例年並ということである。ただ、就職する方の学生に変化がみられるようである。従来は、高専卒業生は出身地の地元で就職する者はいなかったが、昨年頃から地元企業に就職したいという学生が出てきて、本年はこれがさらにふえてきた。

公立高専協会：公立高専は4校であり、昨日電話で就職見通しについて照会したところ、求人数はやや増加しているようだが、求人数の集計はできていない。採用中止の通知があった企業数は大体昨年並であるが、一方、49年度以降求人がなかった企業からの求人復活もみられる。なお、指定校制の問題については、別段不利な扱いをうけた事例はないようである。

私立高専協会：私立高専は7校で、そのうちの2～3校について就職見通しの状況をきいてみた。それによると、大体昨年並ということである。現在各企業から求人が来つつあるので数字的なことは分らないが、大体昨年並という印象である。高専の学生は少ないので、11月初旬には大体就職内定する見込みである。なお、今年は地元企業に就職する者がふえてきた。次に指定校制の問題については、一流企業からの求人もくるようになり特に差別の実態はないが、仲々採用はされない実情である。

各団体より概ね以上のような報告があったのち、私立大学連盟より次のような付言があった。

リクルートセンターの求人状況に関する調査によると、今年は就職が相当厳しいような結果が出ているが、各大学に来ている上場企業からの求人状況を調べてみると、求人票の数は昨年よりふえている。中には会社説明会の案内だけ

で求人票を出さないところもあるが、求人票自体も昨年よりは多い。

このあと清見課長補佐より、文部省としても就職問題に対処するため求人申込状況や就職内定状況の調査をすることになっているが、ただいまの各団体からの報告により、思ったより明るい見通しであることが分り安心した、と述べられ、以上をもって本議題についての協議を終わった。

2. 昭和53年度以降の就職協定について

このことについて清見課長補佐より次のとおり述べられた。

大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する協定は、本年度については10月1日求人(求職)のための企業と学生の接触開始、11月1日選考開始の方針で就職事務を行うという申合せになっており、これとともに企業と大学・高専との間の求人(求職)事務について、①求人票等の大学・高専への送付は8月16日以降、②学生に対する求人内容の提示は9月16日以降、という二つのことが申し合わされた。しかし、この就職協定は、53年度以降については更に検討するという事になっているので、これについてご協議いただくわけであるが、まず各大学・高専団体よりそれぞれご意見を伺ったうえ協議に入ることにしたい。

これについて各団体よりそれぞれ次のような意見が述べられた。

国立大学協会：国立大学関係では、51年度から実施された10月—11月協定の線がかなり定着してきたとの感じをもっているが、できたらこれをもう1カ月くらい早めて9月—10月ということにできればなおよいとも考えている。

公立大学協会：10月—11月という本年度の就職協定に対する各大学の意見を特にきいていないが、10月—11月という線はかなり固まってきた感じがする。

私立大学連盟：就職事務の開始期日のことについては大体定着した観がある。問題は就職の事務手続の点にある。これについての申合せが本年度から行われたが、そこに定められている企業からの求人票等の発送が8月16日以降ということだと、大学側はその事務処理が大変である。その時期を待ち構えて企業から一斉に求人票が舞い込むのでその処理に追われ、これがそのあとの就職事務にも影響を与える。当連盟としては、求人票等の発送時期を6月20日以降にするよう提案していたが、ぜひそのように変更してほしい。

私立大学協会：当協会加盟大学は全部9月—10月を希望している。11月になると学校のいろいろな行事があり支障を生ずるので、現行の10月—11月はぜひ改めてほしい。なお、これを9月—10月に改めた場合には、求人票等の発送は現在の「8月16日以降」を「7月1日以降」というように改めることにする。そうすれば求人票の整理は夏休み中に処理できて都合がよい。

私立大学懇話会：当会としては昨年9月—10月の線を強力に要望しており、53年度以降の就職協定についてはこの線で進めてほしい。なお、就職の事務手続上の申合せの8月16日以降求人票発送、9月16日以降求人内容学生提示の点については意見をきいていない。

国立短大協議会：前述したように国立短大は勤労学生が対象であり、定職を持っている学生が多いので、就職事務開始時期については特にとられない。

公立短大協会：当協会の従来の調査の結果で

は殆どの大学は大勢に従うという意見である。

私立短大協会：一般の当協会の研修会では、この就職事務開始時期のことは各大学とも殆ど問題としていない。ただ、この就職事務開始時期については、高校卒業予定者の推せん時期との関係が問題となる。大学関係では10月1日から会社訪問等が始まり、高校関係では同時期に選考が始まり、この両者が重なることになる。その影響が地方都市の短大の場合には深刻なものがある。この点の調整をぜひ考えてほしい。なお、就職の事務手続上の8月16日以降、9月16日以降という現在の申合せは、現実の作業面からみて、もう少し早目の方がよいとの意見である。

国立高専協会：現行の申合せが別段悪いというわけではないが、この協定について若干疑問がある。昨年この問題について企業側と懇談が行われた際に、企業側は上半期の決算状況が分らないと採用計画が立たないという理由で10月—11月の線を強く主張した。しかし現実には8月16日に求人依頼が来ているのであるからその主張との矛盾がある。8月16日に求人ができる状況であるならば、できたら9月—10月ということにしてほしい。

公立高専協会：国立高専の場合と同様、期日は早目にしてほしいという要望がある。10月—11月の線が定着しつつあるようなので大勢に従わざるを得ないが、できたら早目にしてほしい。

私立高専協会：現行どおりで差支えない。期日を早目にすると就職事務で夏休みが潰れ事務職員は困ることになる。ただ、高専は学生数が少ないので一遍に求人票が来ても問題ないが、大規模な大学ではそうもいかないと思われるので、大勢に従うことにする。

各団体より概ね以上のような意見が述べられたのち、清見課長補佐より次のとおり述べられた。

53年度以降の就職協定についてひとわりご意見を伺ったが、昨年暮に52年度協定について労働省、大学側、企業側との懇談が行われた際に、大学関係と高校関係との就職事務開始時期の関係のことが論議され、これの調整ができないかということが宿題となった。それで学生課長から職業教育課にその旨を伝え、職業教育課でもその問題提起をうけて関係方面（高校長会、職業高校長会、都道府県進路指導担当主任、その他教団体）に対し意見聴取を行った。その結果は、いずれの団体も現状どおりがよいとの意見が圧倒的多数という状況で、はかばかしい調査結果は得られなかった。この問題について自由に討議をお願いしたい。

これについて次のような意見が交された。

- 文部省としては、高校関係者の意見がこうだからこれを尊重する、という考えなのか。高校側の意見を変えることはできないのか。
- この問題について調査をしたので、その結果を紹介しただけであって、その結果に無条件で従うということではない。
- 高校の場合は卒業即就職という状態にあるが、大学・高専の場合には就職の道を拓かなければならない。その辺の事情を考えてほしい。
- この問題は高校側の意向や企業側の意向にも関係することであるが、中央雇用対策協議会で来年度の協定が最終決定されるまでに大学団体の意向を体して対応しなければならないので、ご意見を伺うわけである。
- 四者会談（労働省、文部省、大学側、企業

側)での就職協定についての話し合いは、実際は意見交換に止まって、結局は労働省と中央雇用対策協議会との意向で決定されることになる。四者会談では毎年、この協定は暫定的なもので今後大学側の意向を尊重して検討するという事になっているが、一向そのようにはなっていない。そうすると、四者会談で就職協定の問題だけ話し合ってみても余り内容がないので、その他の問題として雇用促進の問題とか、指定校制の問題とかも一緒にして話し合うことが今後重要だと思われる。

- 就職協定は中央雇用対策協議会で決められるが、これは企業中心の機関である。中央雇用対策協議会はもともと雇用促進のための機関であるので、就職協定の問題については別な新しい機関で協議すべきであると思う。文部省も現在のようなオブザーバーの立場でなく、労働省と連携して促進を図るべきである。
- 大学8団体だけの協議では不毛な論議に終る。この就職協定の問題については既に論議が尽されている。問題は夏休みを就職活動に活用できるようにすることである。5年間も毎年同じ議論をして、結論としては来年は配慮するということになるが、結局は中央雇用対策協議会の線で決ってしまう。そういうことであれば、この懇談会も就職協定問題よりもむしろ雇用促進問題を中心にして論議した方が効果的と思われる。
- この就職問題懇談会は種々紆余曲折があった。最初は各大学団体間の論議だけで実のないものであったが、それではいけないということで強い要請をした結果、文部省の首脳部もこの会議に出席するようになり、また労働省関係、経済団体側も出席するようになって

今日のような形態となった。一昨年就職事務開始時期についてこの懇談会で協議をして9月—10月がよいということになり、四者会談でそのことを大学側が要望したが、その時企業側の半数は9月—10月でも差支えないとの意見であった。しかし、結果は10月—11月ということになった。これはどこでどうなったのであろうか。また、その際、9月—10月にできない理由をきいたとき、企業側は高校卒業者の就職選考時期と重なるので具合が悪いということであった。それで、高校側との就職時期の調整ができないかということになったわけであるが、先程の文部省側からの調査報告は高校に関係ある方面からの意向だけを報告したものに過ぎない。高校側は大学側の事情をしらないので、高校側だけの立場から考えればこのような意見となるのは当然である。それで、一度この問題について大学側と高校側の関係団体が話し合っ意見交換をする必要がある。そして、その際には労働省、企業側もこれに参加して貰うとよい。

- この就職協定は、初めは大まかな取決めであったが、次第に細かいものになってきた。企業からの求人票等の発送が8月16日以降で、これを学生に提示するのは9月16日以降ということでは、企業側からきた資料に十分目を通す暇もない。このような余り細かいことまで規定せず、就職協定としては基本的なことだけ決めて、あとは企業側にまかせた方がよい。

概ね以上のような意見交換があったのち、清見課長補佐より次のとおり述べられた。

高校側は大学の事情をしらないので、大学側の事情を理解して貰うため大学側と高校側と企

業側の三者で話し合うこともよいが、高校側は1年前からスケジュールを立てているので、53年度にこれを反映させることはむずかしい。これは今後の問題として時間をかけてやらなければならない。なお、8月16日以降、9月16日以降という就職事務手続上の協定は、中央雇用対策協議会が決定したのではなく、大学・高専団体の方で自主的に決めたものである。本議題の53年度以降の就職協定については、先程各団体から述べられた意見をふまえて対処することにしたい。

3. 大学・高専卒業予定者に係る求人求職関係諸書類の統一について

このことについて清見課長補佐より次のとおり述べられた。

前回の懇談会の際に、労働省が職業安定所において使用することにした求人票の様式と私立大学連盟が統一様式として定めた求人票の2つを参考までにお渡ししたが、この求人票を中心とする求人求職関係の諸書類の様式統一のことについてご協議願いたい。この提案の趣旨は、既に述べたように公正な就職を行うために本人の資質能力に関係のない差別に関する事項を削除するということが主眼である。これについてまず各団体よりご意見を伺いたい。

これについて各団体よりそれぞれ次のような意見が述べられた。

国立大学協会：求人票の定型化の趣旨には異存はないが、その具体的様式については今後検討したい。

公立大学協会：昨年来統一様式について検討し、7月19日に当協会としての案ができた。今後理事会で決定されるが、一応の案はできた。

私立大学連盟：当連盟では3年前に標準様式を決定し、本年からは統一様式として加盟全大学がこれを利用している。さらに改定する案があれば検討するが、現在はこれで実施している。

私立大学協会：求人票の統一については賛成である。目下その内容を検討中である。

私立大学懇話会：当会の加盟大学は7校という少数で、同じ程度の大学が集まっており、しかもその大部分が東京に在るので、このことについては特に問題としていない。大勢に順応するつもりである。

国立短大協議会：特に異議はない。

公立短大協会：大勢に順応する。

私立短大協会：求人票の定型化については各大学の希望があるが、労働省の求人票を参考にして検討したい。

国立高専協会：統一様式をつくったが余り活用されていない。希望する学校には送っているが、利用しているのは1~2校だけである。

公立高専協会：4校とも類似のものを使っている。統一されたものを使用することに異議はないが、現在のままでも支障はない。

私立高専協会：別に意見はない。

概ね以上のような意見が述べられたのち、清見課長補佐より次のとおり述べられた。

この求人票の様式統一については、各団体とも大体異論はなく、その内容については今後検討或いは改める要があれば改めたいということのようである。この問題にはいろいろなことがあるが、これをどういう形で大学団体が採用することになるのか。ここで申合せを行うのか、或いは各大学団体で採用することになるのか。この求人票の様式統一については労働省との関

係もあり、またこれが企業側で守られるかという問題もあるので、さらに検討をしたい。

以上で本日の協議を終り、最後に清見課長補佐より次のとおり述べられ、閉会した。

本日は活発なご議論をいただき、幾つかの宿題を与えられたことになったが、就職協定をコンクリートなものにするについては、今後さらに検討することにしたい。

窓

動物分類学と計測値

西脇昌治

ニュージーランドのクライストチャーチ沖で、トロール船の網にかかった「海の怪物」は新聞紙上を賑わし、その解明には鯨説やアザラシ説まで出たが、どうやらサメ説に落着いたようだ。怪物を見て、その腐敗度と食品管理の立場から、再び海に投棄を命じた船長は、学者達の指弾を受けた。しかし船長は、あるいは一目見た時ウバザメだと判断していたのかも知れない。最初に新聞で報ぜられた時の写真と図が、あまりにもプレシオザウルスを連想するように示されていたが、その計測値から書き直してみると、もっとサメ類に似てくるように思われた。正確な計測とその再現図は、動物の分類に極めて大きな役割を果たすものである。この事件でも、またネス湖のネシーの解明でも、いわば興味をそらされた非専門家が騒ぎ立て、何かの功名を争っているような感じさえ受ける。もっと夢を持って疑問の点を残して置いてもよいのではあるまいか。しかし専門家が取り組むとなると、日々の報道とは切り離して、関係者の総力を結集した落着いた検討が必要なものと考える。

近日、科学研究費の補助によるジュゴンのための海外学術調査に出発させて頂く。ジュゴンは現在世界の稀少動物の一種として保護されつつあるが、肉は美味である上に、東洋では、不老長生に靈験があると称され、密殺まで行われている。また一方ジュゴンの生物学的な研究は非常に遅れていて、出生体長、成熟年齢、寿命、在胎期間等まで分っていない。このような状態では捕殺をしないだけの保護を行っても、さしたる効果は期待し得ない。ジュゴンの生物学では一種類なのか、別の種類がいるのか、亜種として分離する根拠があるのか等初歩的な研究も少ない。一方同じ海牛目に属するマナティーは熱帯大西洋沿岸に三種が知られている。動物分類学上種の基礎となるものは、ライガー（雄ライオンと雌虎の雑種）や、タイオン（雄虎と雌ライオンの雑種）のように、第一代雑種は産まれても、その個体には繁殖能力がなく、第二代雑種を生じないことにある。野生生物では組合せ実験が出来ないので、種の判定は外形や骨格の計測値の比較が用いられている。この計測がまた大変で、計測器具の問題、計測箇所、計測者の経験等で誤差を生じる。これ等は要するに先祖の形質を如何に子孫が受継いでいるかの度合であろう。何か蛋白質が脂肪の化学式の違いが種を決める極め手になればと期待することもある。

ところで、ジュゴンとマナティーはどう違うのですかと質問されることがある。顔の形が違うのですよ、これが私の答であるが、その基をなすのは計測値である。（棲息水域・尾ヒレや胸ビレの形態等、区別に有効な事象は、顔の形の外にかなりある。）

（琉球大学理工学部海洋学科教授）

諸 会 合

(52年7月～9月)

- | | | |
|---------|-------|----------------------|
| 7.15(金) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| | 14:00 | 教員養成制度特別委員会 |
| 7.19(火) | 13:30 | 第5常置委員会 |
| 7.20(水) | 14:00 | 図書館特別委員会小委員会 |
| 7.25(月) | 13:30 | 第1常置委員会 |
| 7.26(火) | 13:30 | 第3・第4常置委員会合同委員会 |
| 8. 5(金) | 13:30 | 第2常置委員会小委員会 |
| 8. 8(月) | 13:30 | 特別会計制度協議会 |
| | 16:00 | マレーシア国大学学長招待準備委員会 |
| 8.19(金) | 13:30 | 第1常置委員会 |
| 8.22(月) | 13:00 | 日教組大学部との会談 |
| 8.23(火) | 14:30 | 図書館特別委員会専門委員会 |
| 8.29(月) | 11:00 | 学寮問題小委員会 |
| | 13:30 | 第3・第4常置委員会合同委員会 |
| 8.31(水) | 13:30 | 第1常置委員会専門委員会 |
| 9.13(火) | 13:30 | 定員問題・大学財政問題小委員会合同委員会 |
| 9.21(水) | 13:30 | 第1常置委員会 |
| 9.28(水) | 10:00 | 第6常置委員会 |
| | 14:00 | 図書館特別委員会 |
| 9.29(木) | 10:00 | 第2常置委員会 |
| | 10:30 | 就職問題懇談会 |
| 9.30(金) | 10:00 | 理事会 |
| | 13:00 | 学寮問題懇談会 |

要 望 書

昭和53年度予算に関する要望 について

昭和52年9月16日
国立大学協会
会長 向坊 隆

国立大学協会は、毎年度国の予算編成に際し各国立大学の当面する諸問題のうち、とくに重点事項について、その実現方を要望してきたところであり、このことに対し種々ご配慮をたまわっていることについては、深く感謝いたしております。

しかしながら、国立大学が国民の期待と社会の要請に即応してその責務とする教育・研究をじゅうぶんに遂行するについては、高等教育の計画的拡大を図ることも必要なことでありますが、それと同時に、国立大学の既設の部面についてもその教育・研究の水準を維持するとともに、さらに学術の急速な進歩に対応してその質的向上を図ることは、一日もゆるがせにできないことであります。そのためには、経常的諸経費、施設・設備、教職員定員について予算積算基準の大幅な改定を含め計画的な財政措置を講ずることが、国家的見地から緊要であります。

まず、研究費、維持運営費等の経常的経費については、毎年度ある程度の増額が行われてはおりますが、とくに物価や公共料金等の持続的上昇により、その不足は著しく、教育・研究の遂行に支障をきたす事態に立っております。

施設・設備についても、学術の進展に対応し充実整備を図って教育研究を効果的に進める必要がありますが、現状は、まだ老朽施設が多く設備も不足で、その更新と計画的整備が必要と

されております。さらに、これらに関連して、施設の整備に要する用地取得についてもじゅうぶんな配慮が必要と思われま。

また、教職員定員については、直接教育・研究にたずさわる教官の充実を要するほか、それを支える補助的職員の不足が深刻であり、とくに図書館・附属病院の運営、特殊装置等の維持管理のための要員の確保や事務機構等の整備充実が急務となっております。

なお、国立大学教職員の定員削減については、従来から再三再四にわたり適用除外を要望してきたところでありますが、教官、看護婦等限られた職種を除くほか認められるところとはならず、各国立大学においては、教育・研究の運営に深刻な支障を来しております。さらに52年度からは、新たに第4次定員削減措置が実施され、このため、各国立大学においては困難が加重される事態に立っております。

については、政府におかれては、厳しい財政事情下にあるとは存じますが、昭和53年度予算の編成にあたって、国立大学の教育・研究機関としての特殊性をじゅうぶん考慮され、教職員の定員確保ならびに所要の増員を図ることについて抜本的施策を講ずるとともに、別紙の要望事項の実現について、格別のご配慮を要望します。

要 望 事 項

I 教育研究の基礎的諸条件の整備充実

1 基準的教育研究費の充実

- (1) 教官当積算校費および学生当積算校費の増額

- (2) 教官研究旅費の増額（野外調査旅費の計上を含む。）
- 2 研究教育に係る事業経費の充実確保
 - (1) 特別教育研究経費等の増額
 - (2) 科学研究費の増額
 - (3) 特許事業経費の確保
- 3 教育研究設備の整備充実
 - (1) 教育研究用特殊装置の新設更新等（運営費の増額を含む。）
 - (2) 保守運転要員等の増員
- 4 教育研究安全体制の整備充実
 - (1) 汚水廃液処理施設の整備充実（保守管理要員等の増員と運営費の増額を含む。）
 - (2) 放射性同位元素等利用施設の整備充実（施設管理要員等の増員，施設維持費，防護設備費の増額を含む。）
- 5 施設の整備充実
 - (1) 不足，老朽建物の整備（防火施設整備を含む。）
 - (2) 基幹整備の促進
- 6 大学院の整備充実
 - (1) 大学院の新設拡充
 - (2) 大学院固有の教職員および施設設備の整備充実
 - (3) 大学院学生に係る学生当積算校費の抜本的増額
- 7 学部等の整備充実
 - (1) 学部・学科・講座・学科目等の新設整備
 - (2) 一般教育課程の整備充実（学科目の整備・実験助手の増員）
 - (3) 教員養成学部の拡充整備および教育実習体制の充実（附属学校の整備充実を含む。）
 - (4) 医学・歯学教育の拡充整備（関連教育
- 病院の臨床実習に要する諸経費の充実を含む。）
- 8 外国人教師・外国人講師の計画的増員整備
- 9 附属図書館の整備充実
 - (1) 図書購入費，図書館維持費等の増額（外国雑誌購入費の増額を含む。）
 - (2) 職員の増員整備
- 10 国内および国際交流関係経費の増額
 - (1) 留学生交流体制の整備充実
 - (2) 在外研究員，内地研究員等の拡充
 - (3) 研究者交流の拡充〔日本学術振興会の交流事業（流動研究員を含む），国際研究集会派遣事業，国際共同研究事業等の拡充等〕
 - (4) 大学間交流の促進
- II 育英奨学事業の拡充と学生の厚生補導の整備充実
 - 1 育英奨学事業の拡充
 - 2 教官と学生との交歓等経費の増額
 - 3 課外活動に関する指導経費・施設設備等経費の増額
 - 4 保健管理センターその他学生の健康管理経費の増額
 - 5 共同利用研修施設の整備
- III 附属病院の拡充整備
 - 1 診療科の新設整備
 - 2 中央診療施設，特殊診療施設（救急部を含む。）の新設整備
 - 3 看護業務要員等の増員整備
 - 4 医療設備の整備充実
 - 5 診療管理費の増額
- IV 附置研究所等の整備充実
 - 1 研究部門の新設整備
 - 2 学内共同利用施設の整備充実

- 3 共同利用研究所の整備充実
- 4 研究用機器の整備充実
- V 入試実施体制の整備
 - 1 大学入試センターの整備
 - 2 共通第一次学力試験実施経費の充実
 - 3 各大学における入試事務組織の整備充実
- VI 国立大学教職員の処遇の改善
 - 1 教官とくに若手教官の給与改善ならびに指定職の範囲拡大
 - 2 専門的教育研究補助職員の処遇の改善

大学図書館の昭和53年度予算に関する要望書について

昭和52年9月16日
国立大学協会
会長 向坊 隆

国立大学協会は、大学の教育・研究における大学図書館の役割の重要性にかんがみ、かねてより特別委員会において大学図書館の在り方について検討してまいりました。

このたび、その結果と最近における内外の大学図書館の新しい動向等を勘案し別紙のとおり「大学図書館の昭和53年度予算に関する要望書」を提出いたします。

については、国立大学図書館の現状と改革の緊要性をご高察の上、要望の実現方につき特段のご配慮をたまわりたくお願いいたします。

大学図書館の昭和53年度予算に関する要望書

大学図書館が、大学における教育と研究のため、重要な役割を果たすべきものであることは、周知のとおりであります。しかるに、大学図書館の現状は、学術・文化の急速な進歩、学術情報の急激な増大、情報処理機器の目覚ましい発達などに伴う教育・研究の進歩に適切に対

応しえない実情にあります。このような実情に対し、各大学当局および附属図書館は、その改善のため種々の努力を重ねておりますが、学内的な努力による改善には、おのずから限度があります。したがって、各大学の特質に応じて、大学図書館の整備・充実を図るための国としての適切な行財政的措置がきわめて緊要であります。

かつ、最近における学術情報の流通・利用の様態をみますと、先進諸国の大学においては、大学図書館が、個々の大学の心臓としての活発な活動をなしつつあるのみならず、大学図書館間の相互の組織的な協力機構により、情報の処理・利用の機能を発揮して、教育・研究上の必要にも迅速・適切に応じつつあるのでありまして、わが国の大学図書館は、この種の情報処理・利用の機能においても、格段の遅れが目立つのであります。まことに遺憾といわなければなりません。

本協会においては、かねてより、特別委員会を設け、大学図書館の改善のため、アンケート調査等を度々実施し、その結果を昭和45年度と50年度に「大学の教育・研究に対する図書館の在り方とその改革について」（第一次報告および第二次報告）として取りまとめ、各方面に配布して、大学図書館の改善に資するとともに、これらの諸調査結果の中にみられる各大学の切実な要望を踏まえて、毎年、関係当局に対し、行政上ならびに予算上の諸措置を要望してまいりました。幸い、これらの諸要望に対し、格別の御高配をいただいておりますことは感謝にたえません。しかしながら、上述のごとく、わが国の大学図書館は、大学の教育・研究上の必要に適切に応ええないものが少なくないのが実情であります。つきましては、当協会としまして

て、従来の諸調査等に合わせて、とくに最近における内外の大学図書館の新しい諸動向をも参照し、別紙の要望書を作成いたしました。関係御当局におかれましては、下記の諸事項について、御理解を賜わり、長期的かつ計画的な展望のもとに思い切った充実・振興の措置をおとり下さるように切に要望いたします。

なお、全国国立大学図書館協議会からも、要望がなされておりますが、これらをも合わせて、在来の行政的施策を飛躍的に一新する措置をおとり下さるよう切望いたします。

要 望 事 項

1. 図書館資料充実のための措置

(1) 外国雑誌購入費の増額

外国の学術雑誌は、先進諸国の最新の情報を得る供給源で、ことに、自然科学分野では、その迅速で組織的・系統的な収集・利用は、研究上欠くことのできないことからである。しかるに、現実には、学術誌の激増や単価高騰などのため購読制限の事態すら生じていたのであるが、52年度、この面の予算を新設されたことは研究推進に資するところ多大である。しかし、先進諸国に伍して、わが国の学術研究の前進を図るためには、さらに、大学内における外国雑誌購入の集中化を促進するとともに、購入費の飛躍的な増額を図ることがきわめて緊要である。

(2) 特別図書購入費の継続・拡大

特別図書購入費は、人文・社会系の大学院における教育・研究に必要な図書資料の充実にとくに大きな役割を果たしてきた。今後、これを継続するとともに、配分対象を修士課程の大学院まで広く拡大することが望ましい。

(3) 共同利用図書購入費の新設

近年、学術上の価値が高い図書館資料が、セット形式で刊行される傾向が内外にみられるが、これらは、きわめて高価であり、各大学が、各個に購入することはなほだ困難である。したがって、大学図書館相互の協力によって共同購入を実施することは、きわめて適切かつ肝要である。よって、共同利用図書購入費の制度を新たに設け、学術情報の有機的相互利用を促進する措置を要望するものである。

(4) 参考図書購入費の増額

学習・研究上不可欠な基本的参考図書を整備するとともに、参考業務の内容が近年とみに多様化、複雑化しつつある実情に対処するため、参考業務用の二次資料の充実を期して、参考図書購入費を増額する必要がある。

(5) 学生用図書購入費の増額

学生用図書購入費は、50年度来増額され、その効果にはみるべきものがあつたが、とくに図書価格が高騰を続けている実情下においては、学習効果の低下を来さないため、この経費を適切に増額していく必要がある。

2. 図書館職員の制度の改善、増員ならびに待遇改善のための措置

(1) 機械化のための専門職員の新設

大学図書館機能の機械化は、数年来、逐次進展をみつつあり、その効果には期すべきものが多いが、機械化の拡大・進歩に伴い、高度の専門技術をもつ図書館職員が必要となりつつある。よって、図書館機械化の進行に伴う行政的措置として図書館情報学の知識に基づく機械化の諸技術を身につけた要員を新設することが喫緊の要務となっている。

(2) 相互協力業務担当職員の確保

地域的・全国のおよび国際的な規模による図書館の相互協力業務は、大学図書館の当面する極めて重要な課題である。

わが国においては、複写・分担収集、共同購入などの業務が急速に増大しつつあるが、現状においては、利用者の要求に適切に応じるための人員の確保に大きい支障を来しつつある。よって、相互協力業務担当要員の確保、増員を緊急に図る必要がある。

(3) 参考業務担当職員の増員

資料・情報の急増、利用活動の多様化などの諸事情に対応するため、数年来、とくに、参考業務要員の計画的増員がなされつつあるが、その実質は、必要を充たすにはなおほど遠い実情である。よって、図書館職員の増員を53年度において、さらに拡大して実施する必要がある。

(4) 図書館職員の研修旅費の増額

図書館経営の技術・理論等の急速な発展に対応し、大学図書館職員の専門職員としての資質の向上を図るため、国内外における研究・研修のための旅費等を飛躍的に増額する必要がある。

(5) 司書職制度の確立

大学図書館の運営に、図書館情報学等の専攻者を導入し、有能なる図書館専門職員を育成・確保するため司書職制度の確立を期する必要がある。

(6) 図書館長、分館長の待遇改善

大学における図書館政策や図書館業務の充実・拡充を期するためには、図書館長、分館長の学内における地位を高めることが重要な方策である。そのため図書館長を指定職とする範囲を拡大するとともに分館長については、管理職手当を支給することが必要で、そ

のための措置が講じらるべきである。

(7) 事務部長、課長、事務長の管理職手当の増額

図書館運営における事務部長、課長、事務長の職務の重要性にかんがみ、管理職手当を増額し、国立大学の事務局の部課長と同様の位置づけとすることが必要である。

(8) 図書館職員の等級別定数の枠の拡大

大学図書館職員は、図書館の特質に応じる知識・能力を必要とするが、なかんずく、図書館専門職員は、高度の基礎教養と専門的な学識・技術を必要としている。しかるに、その昇進については、等級別の枠が限定されているため、人材の吸収、育成に大きい障害となっているのが実情である。よって、4等級、5等級の定数の枠を拡大するなど、昇進の基準を早急に改めることが緊要である。

3. 図書館運営機能の飛躍的改善のための図書館維持費の増額

(1) 人件費の増額

大学図書館は、蔵書量の急激な増加に伴う業務量の増大にもかかわらず、定員措置のため、やむなく多数の非常勤職員を採用しているが、これに要する賃金が急騰し、必要最小限度の日常業務遂行のための人員の確保が非常に困難となっている。先年の当協会の調査によれば、上記の人件費や物件費等を含む図書館維持費の年度当初配当経費は、大学図書館の経常経費の約2割強を充たすにすぎず、他は、積算校費からの振替支出によって補填しているのが実態である。

よって、このような不適正な事態を改善し、正常な図書館業務を円滑に行うため、図書館維持費の増額を図る必要がある。

(2) 物件費の増額

諸物価の高騰のため、備品費、消耗品費、印刷製本費等の物件費の支出が増大し、図書館業務に支障を来しつつあることは周知のところである。よって、これらの諸物件費の適正な支出を可能にするため、図書館維持費において、計画的な予算増加の措置がとらるべきである。

4. 図書館近代化のための措置

(1) 機械化等のための措置

図書館の近代化を急速かつ強力に促進するための施設・設備等の経費を大幅に増額し、とくに機械化導入の政策を拡充・強化する必要がある。

(2) 広域的、相互利用的な情報処理機能実現のための措置

(ア) 保存・共同利用図書館システムの導入や広域にわたる学術情報のネットワークの整備など近代的かつ総合的な図書館業務の達成のために必要な予算措置を講ずることにより、全大学図書館等を含む広域情報サービス網の拡充・整備を図る必要がある。

(イ) とくに、わが国の実情から、洋書を主とする学術情報の目録作成の集中的処理や書誌情報の共同利用機能等をもつ書誌情報セ

ンター、学術資料センターの設置等を目指し、当面、そのための準備的研究に着手することを要望する。

5. 図書館情報学の教育研究体制拡充・強化の措置

(1) 図書館情報学の研究施設ないしは研究組織の設置

図書館情報学に関する研究およびその技術開発のため大学内外の共同利用施設を設置し、その計画的な増加を図るべきである。

(2) 図書館情報学の教育・研究体制の整備

先進諸外国における図書館情報学の教育・研究の体制にかんがみ、わが国の大学における図書館情報学の講座・学科・科目および大学院研究科の計画的な設置を促進する必要がある。

6. 図書館業務の国際的協力・交流促進のための措置

学術情報、資料の国際的交換・交流の促進および図書館業務や図書館情報学研究の発展に資するため、図書館職員や図書館情報学研究者を海外に派遣し、または、海外より招聘するなどの行政的措置を拡充し、その制度化を期する必要がある。

「合 研 教 育」

横須賀 薫

どこの大学にもたいてい「合同研究室」と呼ばれる研究室がある。その“合同”とはいかなる意味か考えもしないだろうが、学生なり院生の控室的性格、談話室的役割、図書室の機能などが複合し、混在しているわけである。ただひとつははっきりしていることは、教官の個人研究室とは明確に区分、区別されていることだろう。そういう合同研究室は、学生や院生にとっては、食堂や図書館や喫茶室とはまたちがう大切な場所になっているはずである。しかし、そういう研究室が利用できるのは、まずふつうは、学部や大学院になってからで、教養部（学部）時代はそういうものはないだろう。

宮城教育大学には、通称、「小・幼合研」と呼ばれる、小学校教員養成課程・幼稚園教員養成課程の一・二年生のための合同研究室が10室設けられている。この研究室が学生にとって複合的な機能を果している点は前述したこととあまり変わらない。そのうえでひとつかんじんなことは、その“合同”が学生と教官の“合同”であるという点である。もっとはっきり云ってしまえば、教官の個人研究室に学生たちが入りこんでいるということである。ただ入りこんでいるというのではなく、ひきこむことによって、そこをひとつの教育の場所としているということである。大げさに云ってしまえば、研究空間と教育空間の“合同”なのである。

伝統的には大学では、研究空間と教育空間とが明確に区切られ、区別されてきた。宮城教育大学の校舎も昭和43年につくられたが、やはりそういう伝統に従って配置されていた。そこに新しく手を加えて「合研」が発足したのが昭和48年からである。そして、私たちはそこでの教育を「合研教育」と呼び慣わしているのである。

その誕生のきっかけは大学紛争にある。その頃、講義用教室のある棟が封鎖されたために、講義や演習を教官の個人研究室を利用して再開した。それは学生たちにたいへん評判がよかった。講義や演習が、ではなく、教官研究室に入れたことがである。先生はこんな本でこんな研究をしているのか、そんなことを考えているのか、あんなことに興味をもっているのか——ということにじかに接することができたからである。研究室を開放することの教育的意味の発見である。こういう学生の声を聞いた、当時の北村幸吉事務局長は率先、「合研」づくりに努力してくれて、それが実現したというわけである。

考えてみれば平凡なことではしかないが、「合研」によって学生たちの大学への姿勢は大きく変わってきている。私たちは、昭和51年度には文部省から教育方法改善経費の援助も受けて、「合研教育」づくりに努力を続けている。

（付記） この合研教育の歩みを「教育創造の試行——合研教育の四年間」として冊子にまとめたので、ご関心のむきは本学にご請求下さい。

（宮城教育大学助教授）

資 料

昭和52年3月末現在の就職決定 状況調査 (文部省調べ)

		就 職 率	(参考) 51年3月末の 就職率
大 学	国 立	87.3%	85.6%
	公 立	85.7	91.9
	私 立	83.0	82.6
	計	83.7	83.7
短 大	公 立	85.2	84.2
	私 立	85.4	79.2
	計	85.4	79.5
高等専門学校		100.0	98.9

(注)1. 本調査は、任意に抽出した大学30校、
短大20校、高専5校の卒業者の中から任

意抽出した約2,500人についてのものである。

2.
$$\text{就職率} = \frac{\text{就職者}}{\text{就職希望者}} \times 100$$

3. 昭和52年3月卒業者の3月末日の内定率は、大学で83.7%、短大で85.4%に達したが、就職希望者の内には、いわゆる留年者や、進学、家事手伝い、自由業の可能性を留保した者が相当数含まれていること。また、大学、短大においては、卒業試験終了後は内定状況の把握が必ずしも完全には行い得ない事情もあることから、内定率が約8割に達すれば、実質的には希望者のほぼ全員の就職が内定したと考えられる。

そ の 他

学長等の異動

○学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
東京工業大学	川上 正光	斎藤 進六
大阪教育大学	山本 政夫(事務取扱)	安藤 格
奈良教育大学	井上 智勇	小林 章
神戸商船大学	後藤 清市	南 正巳(事務取扱)

○委員の交代

(特別委員会)	(前 任)	(新 任)
図書館	清水 英夫(福井大)	丸山 健(静岡大)
医学教育	勝木 保次(東京医歯大)	吉田 久(同)
教員養成制度	高橋 陸男(大阪教育大)	橋爪 貞雄(愛知教育大)
教養課程	高橋 陸男(大阪教育大)	林 保(京都教育大)

寄贈図書

- 教育と情報 9月号234号, 10月号235号(文部省)
厚生補導 7月号133号, 8・9月合併号134・135号(文部省)
産業と教育 8月号, 9月号(産業教育振興中央会)
I D E 8月号181号, 9月号182号, 10月号183号(民主教育協会)
E S P 8月号(経済企画庁)
アジアの友 6月号(アジア学生文化協会)
大学時報 133号, 135号(日本私立大学連盟)
日本学術振興会概要 昭和52年度(日本学術振興会)
日本育英会年報 昭和51年度(日本育英会)
学生教育研究災害傷害保険年報 昭和51年度(学徒援護会)
第3回日米大学図書館会議事録(大学図書館国際連絡委員会)
公立大学実態調査表 昭和52年度(公立大学協会)
国際交流 14号(夏季号)(国際交流基金)

◆編集後記◆

- 本号には特別寄稿として佐々木東京水産大学長から「200カイリ時代の食糧増産と水産学部の在りかたについて」を頂いた。急なご依頼を申しあげて恐縮に堪えない。また窓欄には、宮城教育大の横須賀助教授から「合研教育」として同大学のユニークな試みの紹介があり、琉球大の西脇教授から「動物分類学と計測値」について素人にも興味深い寄稿を頂いた。——西脇教授は本年度の学士院賞受賞者ときいている。——両先生には深く感謝する。
- その他会議諸記録等、本号を手にして各大学の会報に対する感想は如何であろうか。(C)

昭和52年11月12日 印刷
昭和52年11月15日 発行 (非売品)

会 報 第 78 号

編集兼
発行者

丁 子 尚

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113

東京都文京区本郷7丁目3番1号
(東京大学構内)

電話 03 (812) 2111 内線 (3668・4450)
(直通) 03 (813) 0647

国立大学協会組織表

(昭和25・7・13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (理事一会長, 副会長を含む21名, 各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
 - 第2 " (学科課程・入学試験等)
 - 第3 " (補導)
 - 第4 " (学生の厚生)
 - 第5 " (大学間の協力)
 - 第6 " (大学財政)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会 図書館特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会 研究所特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 大学格差問題特別委員会 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)
その下に, 大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会長ほか5学長・文部事務次官ほか4局課長)